

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Australian Government オーストラリア政府
Department of Foreign Affairs and Trade 外務貿易省

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT DFAT 国別情報報告書
INDIA インド

10 December 2020 2020年12月10日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

頭字語集	5
用語集	7
1. 目的及び範囲	10
2. 背景情報	11
近年の歴史	11
人口統計	12
インド国内の難民	14
経済概観	16
腐敗	17
保健	18
精神保健	20
教育	21
雇用	22
土地問題	23
政治制度	24
人権の枠組み	25
国家人権機関	26
治安情勢	27
ジャンムー・カシミール	27
北東部の分離主義	29
国民登録簿（NRC）	30
2019年改正国籍法（CAA）	30
ナクサライト運動（毛沢東主義者）	31
3. 難民条約に基づく申請	33
人種／国籍	33
指定部族	34
宗教	36
改宗法及び反改宗法	38
ヒンドゥー教徒	39
イスラム教徒	41
キリスト教徒	46

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シク教徒	48
仏教徒	50
ジャイナ教徒	50
デラ・サチャ・サウダ教団	50
政治的意見（実際の、又はそのように見なされたもの）	52
野党及び政府の批判者	53
利害関係集団	55
人権擁護団体	55
メディア	57
女性	61
（異宗教間又はカースト間の）結婚	66
カースト制度	68
性的指向と性自認	71
児童	75
高利貸し／貸金業者	78
4. 補完的保護申請	81
生命の恣意的な剥奪	81
超法規的殺人	81
強制的又は非自発的失踪	82
拘留中の死亡	84
死刑	84
拷問	86
残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰	88
恣意的な逮捕及び拘留	88
予防拘留	89
体罰	90
5. その他の検討事項	92
国家の保護	92
軍	92
警察	93
司法部門	95
拘留及び刑務所	96
人身取引	98
国内移動	100
帰還者の取扱い	102
出入国手続	103

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

文書	104	
出生、婚姻及び死亡証明書	104	
国籍	105	
固有識別番号（UID）／アドハー	105	
納税者番号	107	
パスポート	108	
インド政府が無国籍者に発行する身分証明書	108	
偽造の横行	109	

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

頭字語集

ACL	Anti-conversion law	反改宗法
AFSPA	Armed Forces Special Powers Acts	軍特別権限法
AI	Amnesty International	アムネスティ・インターナショナル
BBC	British Broadcasting Commission	英国放送協会
BD	Bajrang Dal	バジュラング・ダル（ヒन्दゥー至上主義運動の一派）
BJP	Bharatiya Janata Party	インド人民党
CAA	Citizenship (Amendment) Act, 2019	2019年改正国籍法
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (1993)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局
Congress	Indian National Congress Party	インド国民会議（ कांग्रेस党）
CTA	Central Tibetan Administration	中央チベット政権
DFID UK	Department for International Development	英国国際開発省
DMHP	District Mental Health Programme	地区精神保健プログラム
DPA	Dowry Prohibition Act, 1961	ダウリー禁止法（1961年）
EPG	Eminent Persons Group	賢人会議
FCRA	Foreign Contribution Regulation Act	外国貢献規制法
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HRW	Human Rights Watch	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICJ	International Commission of Jurists	国際法律家委員会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPC	Indian Penal Code	インド刑法
IRB	Immigration and Refugee Board of Canada	カナダ移民難民委員会
ITD	Income Tax Department	国税庁
J&K	Jammu and Kashmir	ジャンムー・カシミール
LGBTI	Lesbian, gay, bisexual, transgender and/or intersex	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス
LOC	Look-Out Circular	ルックアウト・サーキュラー
MHA	Ministry of Home Affairs	内務省
MHC	Mental Health Care Act, 2017	精神保健治療法（2017年）
MMA	Ministry of Minority Affairs	少数派問題省
NCM	National Commission for Minorities	国家少数派委員会
NCP	Nationalist Congress Party	国民会議党

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

NCRB National Crime Records Bureau 国家犯罪記録局
NDA National Democratic Alliance 国民民主同盟
NGO Non-government Organisation 非政府組織
NHRC National Human Rights Commission 国家人権委員会
NRC National Register of Citizens 国民登録簿
OBCs Other Backward Castes その他後進諸カースト
OECD Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
PAN Permanent Account Number 納税者番号
PDS Public Distribution System 公的配給制度
PM Prime Minister 首相
RSF Reporters Without Borders 国境なき記者団
RSS Rashtriya Swayamsevak Sangh 民族奉仕団(ヒンドゥー至上主義運動の一派)
SATP South Asia Terrorism Portal 南アジア・テロ・ポータル
SCs Scheduled Castes 指定カースト
SSN Sikh Siyasat News シク・シヤサット・ニュース
STs Scheduled Tribes 指定部族
TPPRA Transgender Persons (Protection of Rights) Act, 2019 トランスジェンダー(権利の保護)法(2019年)
UAE United Arab Emirates アラブ首長国連邦
UK United Kingdom 英国
UN United Nations 国際連合
UNHCR Office of the United Nations High Commissioner for Refugees 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF United Nations Children's Fund 国際連合児童基金
US United States 米国
USCIRF United States Commission on International Religious Freedom 米国内
際宗教自由委員会
VHP Vishva Hindu Parishad (part of Hindu nationalist movement) 世界ヒンドゥー
ー協会
WGEID UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances 国連人
権委員会の強制的・非自発的失踪に関する作業部会
WHO World Health Organization 世界保健機関

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用語集

アドハー (*Aadhaar*) 政府のサービスへアクセスする権利を提供するためにインド政府が発行する 12 桁の固有識別番号 (文字通りの意味: 基盤または基礎)。

アディヴァシ (*Adivasi*) インド亜大陸の先住民族の総称で、インド国内の様々な土地に、少数民族のドラヴィダ族 (*Dravidian*) やアーリア人 (*Aryan*) などの他の民族よりも早くから住んでいた先住民とみなされている人々。

ダリット (*Dalit*) サンスクリット語の言葉で、インドの 4 つの階層からなるカースト制度に属さない、かつては「不可触民」とみなされていた人々を意味する (文字通りの意味: 壊れた、又は蔑ろにされた)。

未決被拘留者 (*Detenues*) 関連する予防法令に基づき管轄当局の命令によって刑務所に拘留されている人々。

ダルマ (*Dharma*) ヒンドゥー教において義務、宗教及び法について定めた倫理及び社会規範。

ガル・ワプシ (*Ghar Wapsi*) 特定のインドのヒンドゥー教組織による、キリスト教徒及びイスラム教徒をヒンドゥー教やシク教に改宗させようとする一連の再改宗活動 (文字通りの意味: 帰郷)。

ハク・チャグ (*Haq tyag*) 女性が先祖の財産に対する権利を放棄する、相続権の放棄。

ヒジュラ (*Hijra*) 伝統的な南アジア文化において認められている人々で、男性から女性へ性転換したトランスジェンダー

カップ (*Khap*) ある氏族又は親戚関係にある氏族集団を代表するコミュニティ組織で、主としてインド北部に多く見られる。カップは、選挙で正式に選出された政府団体とは関係がない。

カップ・パンチャヤット (*Khap Panchayat*) カップの年配者による合議体。カップ・パンチャヤットは政府の公認ではなく、正式な権限を有していないが、それが代表するコミュニティ内では重大な社会的影響力を行使することができる。頻繁に女性に影

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

響を与える決定を下すにもかかわらず、カップ・パンチャヤットのメンバーは全て男性である。

キルパン (*Kirpan*) シク教において、短剣を意味する言葉。鞘に入れて革ひもあるいはベルトで身につける。キルパンは、シク教の信者は常に身につけていなければならないアイテム。

キタビア (*Kitabia*) イスラム教徒の間で用いられる言葉で、キリスト教徒又はユダヤ教徒を指す。

ロク・サバー (*Lok Sabha*) 人民議会又は下院（オーストラリアの下院に類似）。

その他後進諸階層 (*Other Backward Classes*) 憲法上、教育及び社会的に不利な立場に置かれ、指定カースト或いは指定部族に属さないカーストを分類するために、インド政府によって用いられる公式用語。

パンチャヤット・ラジ (*Panchayat Raj*) インドの農村地域の、通常は村、ブロック (block) 及び地区 (district) レベルにおいて見られる、多層的な現地統治制度（「パンチャヤット」ともいう）。この制度は、1992年の憲法改正によって導入された。

ラージャ・サバー (*Rajya Sabha*) 連邦議会又は上院（オーストラリアの上院に類似）。

サフカール (*Sahukar*) 正式なクレジット業界に属さないで営業する貸金業者又は「高利貸し」。

サティ (*Sati*) ヒンドゥー教徒の寡婦が夫を火葬する薪の山に身を投げて焼身自殺する行為又は慣習。

指定カースト (*Scheduled Caste*) 憲法に基づきダリットを意味する、インド政府の公式用語。

指定部族 (*Scheduled Tribe*) 憲法に基づきアディヴァンシ及びその他のインド先住民を意味する、インド政府の公式用語。

トリプル・タラーク (*Triple talaq*) イスラム教で実践される離婚の形態で、これ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

によってイスラム教徒の男性は電子メールやテキスト・メッセージを含めどのような形でも「タラーク（離婚という意味のアラビア語）」と3回唱えるだけで、合法的に妻を離婚することができる（「*talaq-e-biddat*（即時離婚）」、或いは「*talaq-e-mughallazah*（取消不能の離婚）」ともいう）。

本報告書で使用する用語

高リスク：DFAT は発生した事案の強いパターン性を認識している。

中リスク：DFAT は行動のパターン性を示唆するに十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク：DFAT は事案の発生を認識しているが、それらがパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 特定の集団に適用される法律又は規制上の措置で、人口の他のセクションの人々であれば利用できる国家の保護又はサービスへのアクセスが妨げられている場合（例として、個人の登録又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び拘留を挙げることができるが、これらに限定されない）。
2. 国家の職員による特定の集団に対する行動で、社会の他のセクションの人々であれば利用できる国家の保護又はサービスが妨げられている場合（法的又は行政的措置を実施しないなど）。

社会的差別

1. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）の行動によって、特定の集団が、社会の他のセクションの人々であれば通常利用できるような物品又はサービスを利用するのを妨げられる場合（例として、不動産の賃貸の拒否、物品若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による村八分又は排斥行為。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1. 目的及び範囲

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を判断することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を記載したものであって、インドに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、当該国の情勢について網羅的に記載したものではなく、総括的な概要を示しています。現在の取扱い件数に関してオーストラリアの意思決定者向けに作成された報告書であり、個別の保護ビザ（**protection visa**）申請事案を検討しているものではありません。この報告書には、政策に関する意思決定者への指針は記載されていません。

1.3 1958年移民法第499条に基づき発布された2019年6月24日の大臣指示第84号は、以下の通りに定めています。

外務貿易省が難民保護の状況判断プロセスを明確な目的として、（ある）国家の情勢評価を作成し、その評価が意思決定者に提供される場合、意思決定者は、決定を行う際に、それが関連する場合は当該評価を考慮しなければならない。ただし、意思決定者は、その国家に関する他の関連情報の検討を妨げられるわけではない。

1.4 この報告書は、インドにおける DFAT の現場の知識と様々な情報筋との意見交換を利用して作成しています。DFAT は、国際連合及びその諸機関、米国国務省、英国内務省、世界銀行、主要な人権団体（ヒューマン・ライツ・ウォッチ及びアムネスティ・インターナショナルなど）、非政府組織、及び定評のある報道機関が作成したものなどを含め、これらに限定せず、様々な政府及び非政府系情報筋からの情報を検討してこの報告書を作成しています。DFAT が報告又は疑惑について特定の情報源に言及していない場合は、その情報源を守るためである可能性があります。

1.5 この最新の国別報告書は、2018年10月17日に公開された、インドに関する以前の DFAT レポートに代わるものです。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 現代インドは、1947年8月に誕生した。英国が直接統治する地域と個々の支配者が英国王室に忠誠を誓う500以上の藩王国で構成されていた英領インドの大半は、インドとパキスタンという2つの独立国へ分割された。藩王国はインド又はパキスタンのいずれかへ加盟する選択肢を与えられた。現在の憲法は、1950年1月26日に施行された。インドの正式名称は「インド共和国 (Republic of India)」である。

2.2 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、1947年にインドとパキスタンに分離したことで、およそ1,400万人が移動するという結果になった。数百万人のイスラム教徒が、インドから新国家であるパキスタンへ移動し、数百万人のヒンドゥー教徒がインドへ流入した。また、ヒンドゥー教徒が東パキスタン (現在のバングラデシュ) からインドに移動し、イスラム教徒がインドから東パキスタンへ移動したことで、大量移動は北東部の国境でも起きた。分離独立に関係した暴力が社会不安を招いた。この社会不安に起因する死亡者数は不明であるが、数十万人であると考えられている。バングラデシュがパキスタンから独立した1971年においても同様の移動が起きた。

2.3 インドとパキスタンの間の緊張関係は、独立以来続いている。両国はこれまで4度の戦争 (1947年, 1965年, 1971年及び1999年) を経験しており、また、紛争の原因となっている国境線付近では多くの小戦闘が起きている。かつてインドの州だったジャンムー・カシミール (Jammu and Kashmir : J&K) (現在は連邦直轄領) で襲撃や市民の暴動が増加したことを受けて、同地域での緊張関係は2016年以来高まっている。

2.4 2019年8月5日、インド政府は憲法第370条を廃止することでJ&K州の「特別な地位」を取り消した。これによって、かつての州は、中央政府の法及び支配下に置かれる2つの連邦直轄領に分割された。J&Kは現在、立法議会が設置された連邦直轄領となり、ラダック (Ladakh) は立法議会のない連邦直轄領となっている (「ジャンムー・カシミール」を参照)。

2.5 インドと中国の間には4,056キロメートルの国境があり、長い間にわたって衝突の原因となってきた。数多くの国境紛争が未解決のまま残り、それによって1962年には短期間の中印戦争が起き、2013年、2017年及び2020年のものを含め、複数回の膠着状態も発生した。国境は明確に定められておらず、1996年に合意された「実効支配線 (Line of Actual Control : LAC)」上では国境警備隊員同士の遭遇戦が頻繁に発生している。ただし、それらの事件の大半は、1993年以来両国間で交わされた5つの合意

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で定める標準処理手順を実施することで、現地で解決されてきた。2020年5月には、国境沿いで複数回の侵入が報告されたことで緊張が高まった。2020年6月、インドと中国の兵士たちが衝突し、伝えられることによると、少なくとも20人のインド軍兵士が死亡した。これは1975年以降初めてLAC上で死者が出た事件となった。両国は政治的、外交的及び軍事的レベルで何度も協議を行ったが、状況は膠着状態のままである。

2.6 インド人民党 (Bharatiya Janata Party : BJP) で、インドの首相のナレンドラ・モディは、国家主義、開発及び成長を政治要綱として掲げ、官僚主義を改めることを誓って2014年5月に初当選した。モディ政権は、農村地帯の開発、ヒन्दゥー至上主義及び国力の強化をさらに強調し、2019年に再選され、2期目に入っている。

2.7 2020年5月30日、BJP政権は2期目の初年度を終えた。モディ首相はこれを祝う国民向けの公開書簡で、モディ政権が引き続き貧困層、農民、女性及び若者の地位向上に最優先で取り組むと綴った。首相は、農村コミュニティでのサービス提供を改善し、インドの農業セクターを強化すること(水へのアクセス、電気の接続、衛生と下水設備、家畜へのワクチン投与プログラムなど)を誓った。モディ首相は、BJP党の主要な政策の実現のために実施された、聖地アヨディヤ (Ayodhya) の係争地に寺院を建設すること(「アヨディヤバーブリー・モスクとヒन्दゥー寺院」を参照)、国民登録簿 (NRC) を実行すること、2019年改正国籍法を成立させること、また、即時の離婚のためのイスラム教の慣行「トリプル・タラーク (*triple talaq*)」を犯罪化すること(「イスラム教徒」を参照)の措置を強調した。これらの政策は、BJP及びその母団体である民族奉仕団 (Rashtriya Swayamsevak Sangh : RSS) (ヒन्दゥー至上主義運動の一派) が長年要求してきたものである。

人口統計

2.8 インドは1951年以来、10年毎に包括的な国勢調査を実施している。インドの総人口は、直近の2011年の国政調査でおよそ12億1千万人、2001年から2011年までの間の年平均人口増加率は1.64パーセント(或いは、10年間の増加率17.7パーセント)となっている。人口の31.14パーセントは都市部に居住しており、残りは農村地域に居住している。人口密度は、インドの南東部と南西部の海岸線沿い及びヒマラヤ山脈南部のヒन्दゥースターン平野 (Indus-Gangetic plain) において最も高い。

2.9 インドの男女比(男性1,000人に対する女性の数)は、2001年の933人から2011年の943人に増加しており、都市部よりも農村部の方が高い。人口の28.5パーセントが0歳から14歳である一方で、60歳以上はわずか8.3パーセントである。次回の国勢調

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

査は 2021 年を予定している。

2.10 インドは、憲法で 22 の言語が「指定言語」として公認されている多民族かつ多言語の多様な社会である。各州は州の公用語も立法化することができる。2011 年国勢調査によると、合計で 121 の言語と 270 の「母語」（言語集団内で明確に識別できる方言を指すインド特有の用語）が確認された。最も広く話されている言語はヒンディー語（総人口の 41 パーセント）、ベンガル語（8.1 パーセント）、テルグ語（7.2 パーセント）、マラーティー語（7 パーセント）、タミル語（5.9 パーセント）、ウルドゥー語（5 パーセント）、グジャラート語（4.5 パーセント）、カンナダ語（3.7 パーセント）、マラヤーラム語（3.2 パーセント）、オリヤー語（3.2 パーセント）、パンジャブ語（2.8 パーセント）、アッサム語（1.3 パーセント）及びマイティリー語（1.2 パーセント）である。第一言語として英語を話す人々の数は相対的に少ないが、およそ 1 億 2,500 万人が英語を第一言語、第二言語又は第三言語として話している。インド各州で話されている最も一般的な指定言語についての情報は、別表に記載する（「使用されている指定言語の州別内訳」を参照）。

2.11 インド国民の多数派はヒンドゥー教徒であるが、人口の大多数がヒンドゥー教以外の単一宗教を支持している州もある。連邦直轄領のラクシャディープ（Lakshadweep）（インドの南西海岸沖の小さな諸島）と、はるか北の国境付近の連邦直轄領 J&K（特にカシミール渓谷）ではイスラム教徒が多数派である。北東部の 3 つの州、ナガランド（Nagaland）、ミゾラム（Mizoram）及びメーガーラヤ（Meghalaya）では、キリスト教徒が多数派である。パンジャブ（Punjab）州ではシク教徒が多数派である（宗教人口統計の内訳については、「宗教」を参照）。

2.12 ヒンドゥー教の伝統は、社会を特定の職業に関連付けた階層（一般に「カースト」と呼ばれる）に分類している。このカースト制度には、4 つの主要な集団が存在する。すなわち、司祭と教師から成るバラモン（Brahmin）、戦士と支配者から成るクシャトリア（Kshatriya）、農民、業者及び商人から成るヴァイシャ（Vaishya）、労働者から成るシュードラ（Shudra）である。各集団の階層内には数千に及ぶ下位グループが存在する。その起源はヒンドゥー教であるが、カースト制度は他の宗教内でも、インドの多くの社会的、言語学的及び宗教的コミュニティにわたって存在する文化的現象となっている。「ダリット（Dalit）」又は「不可触民（untouchable）」として知られる集団は、歴史的にあまり望ましくないと見られる職（清掃や排泄物処理に関係する仕事など）に関連しているため、この主要な 4 集団から外れた階層である。そのような、主要なカーストに属さない人々に対する伝統的な差別を認識し、憲法は「指定カースト（Scheduled Caste : SC）」（主にダリット）、「指定部族（Scheduled Tribes : ST）」（部族及び先住民

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

集団) 及び「その他後進諸階層 (Other Backward Classes : OBC)」に関して複数の特別条項を盛り込んでいる (「カースト制度」を参照)。

インド国内の難民

2.13 UNHCR によると、インドには、様々な出身の難民及び庇護希望者がおよそ 21 万人居住している。事例証拠からは、インドにおける難民及び庇護希望者住民の実際の数はいくつより多い可能性が高いことが示されている。これらの難民及び庇護希望者は、アフガニスタン、中国 (無国籍チベット人)、ミャンマー、ネパール及びスリランカなど、近隣諸国の出身者が多い。

2.14 インドは、「難民の地位に関する 1951 年の条約 (1951 Refugee Convention)」又は同条約の 1967 年の議定書 (Protocol) の締約国ではなく、国内での難民保護の枠組みを定めていない。しかし、実際には、インドは近隣諸国から多数の難民を受け入れており、主としてアフガニスタン及びミャンマーからの、外国人に関する UNHCR のマンデート (任務) を果たしてきた。インドは様々な難民集団に対して異なる扱いをしているが、全般的に、UNHCR の書類を所持する者に対しては「ノン・ルフールマン (non-refoulement)」の原則を尊重している。インドは、国内外への人身取引において送出国 (source)、経由国 (transit) 及び受入国 (destination) となっている。

2.15 UNHCR は 2011 年、インドがセキュリティ上の懸念から難民受け入れの制限を強化し、また、様々な移住者の流入によって、難民認定及び保護がさらに複雑なものになっている、と報告した。この問題に対処するため、UNHCR はインド政府を支援するための難民登録活動を大幅に強化した。2017 年以来、UNHCR の報告では、インドが提供してきた従来の難民保護枠が継続して狭められており、必要な書類や基本的サービスへの難民申請者のアクセスに影響を与えているとのことである。また、ハラスメントや強制退去といった事例の報告が増加しており、それは特にロヒンギャ難民において顕著である。2017 年、難民及び庇護希望者は 2016 年と比較して 12 パーセント増加し、難民のうちミャンマーからの数が半分以上となっていた。報告によると、2018 年に導入された政府の方針によって、公共サービスを利用するためには身分証明書が必要となり、難民たちによる教育、医療及び金融サービスの利用に影響を与えていた。

2.16 2019 年には、およそ 41,000 人の UNHCR 認定難民及び庇護希望者 (「マンデート難民」として知られる) がインドに居住していた。インドにおける UNHCR のマンデートに基づく難民のうち、ロヒンギャとアフガニスタンからの人々が難民の最大の割合を占めており、それより数は少ないが中東及びアフリカからの人々も加わり、ほとんど

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

どが都市部に居住している。インドは数多くの無国籍者を抱えており、UNHCRは無国籍者の集団を特定し、居場所を確認しようと努めているが、正確な数を推定することができていない。

2.17 UNHCRによると、2018年末時点でインドにおける主な難民及び庇護希望者人口の出身国は、中国(108,008人)、スリランカ(60,802人)、ミャンマー(18,813人)、及びアフガニスタン(6,984人)である(「人種／国籍」を参照)。これらのうち、約39,000人が全国の都市部の個別の宿泊所で暮らしており、108,000人が全国の計画又は管理された収容所の様々な／未確認の場所に散らばって暮らしている。さらに、タミル・ナードゥ(Tamil Nadu)州では60,800人が計画又は管理された収容所の様々な／未確認の場所で暮らしていた。

2.18 UNHCRの2018年度の統計によると、インドからアフガニスタンへの自発的な帰還活動が110件あり、スリランカへは1,380件あった。同期間において、アフガニスタンへの第三国定住(resettlement)のための出発が339件、ミャンマーへは734件あった。

2.19 およそ95,000人のチベット人がインドに住んでおり、ヒマーチャル・プラデーシュ(Himachal Pradesh)州、カルナータカ(Karnataka)州、ウッタラーカンド(Uttarakhand)州及び首都デリーに拠点を置いている。北部のヒマーチャル・プラデーシュ州にある都市のダラムシャーラー(Dharamshala)がダライ・ラマとその事務所を受け入れている。中央チベット政権(CTA)(自称「チベット亡命政権」)は、インドに入国するチベット人の数が、1996年から2008年間の3,000人から、2017年の80人へと着実に減少していると主張している。UNHCRはインド国内のチベット人には支援を提供していない(「インド政府が無国籍者に発行する身分証明書」を参照)。

2.20 26年にわたるスリランカ内戦中に、数千人に及ぶスリランカ・タミル人がタミル・ナードゥ州へ逃れた。内戦中にインドへ移動した総数30万人のうち、推定で10万人のスリランカ・タミル人難民がインドにとどまっている。2019年10月の「強制移住レビュー(Forced Migration Review)」のある記事によると、推定でおよそ62,000人が、タミル・ナードゥ州の全域に分散している107カ所の難民キャンプ内で生活しており、毎月、インド政府及びタミル・ナードゥ州政府から現金及び現物支給の支援を受けている。37,000人弱のタミル人難民が、「キャンプ外難民」として、キャンプ外で暮らしている。インドの2019年改正国籍法(CAA)は、この集団には適用されない。

2.21 2016年、数千人のロヒンギャがミャンマーからバングラデシュ経由でインドま

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で陸路を移動した。インドにいるロヒンギャの数は不明である。2019年のUNHCRインドのデータでは、UNHCRの登録を受けたロヒンギャの難民及び庇護希望者は約18,000人と報告されている。インド政府は国内に約4万人のロヒンギャがいると推定している。2018年10月、インド政府は7人のロヒンギャの男性をミャンマーに強制送還し、また2019年1月、5人のロヒンギャ家族を強制送還した。UNHCRは、「インドの決定を遺憾に思う」と述べ、その家族へのアクセスを繰り返し求めたが、インド当局からは何の応答も得られなかった。

2.22 多数のネパール人（ニュー・デリーにある大きなコミュニティを含む）がインドで生活し、フォーマル（正規）、インフォーマル（非正規）両部門で働いている。多数のネパール人が常にインドへ移動してきているため、全体の数を算出するのは不可能である。インドの2011年の国勢調査によって、その時点での状況が把握されているが、「ネパール語」を母語とする人々が292万人以上存在すると報告されていた。インドにいるネパール市民は、その存在を政府に登録することを義務付けられておらず、旅行証明書を持たずにインドへ入国することができる（「インド・ネパール平和友好条約：インドにおけるネパール人の権利」に関する情報については、[2019年DFAT国別報告書（ネパール）](#)を参照）。インドとネパール間の過去の両国間条約の見直し及び（拘束力のない）勧告を行うことを命じられた「賢人会議（Eminent Persons Group：EPG）」は、2018年6月にその作業を完了した。最初にEPGの設立を提案したのはネパールで、2011年のことだった。DFATは、EPGがインド及びネパールの首相へのその報告の正式な提出を待っている状態であり、その後、この報告書は公開されるだろうと理解している。

経済概観

2.23 インド経済は世界的に重要である。インドは近年世界で最も急激に成長を続ける大規模経済の一つである — ただし、2019年は減速傾向を示し、国際通貨基金(IMF)、ムーディーズ(Moody's)及びインド準備銀行は、インドのGDP成長率を2018年の7パーセントという高さから5パーセントに引き下げた。その時点で、産業界全体においていくつかのセクターが成長の減速に直面しており、それが特に顕著な自動車産業においては失業が生じ、他の労働集約型産業も後に続くのではないかという恐れが出ている。特に賃金、求人、売上及び消費者需要において成長が見られないことから、景気の減速は明らかである。モディ政権の第1期及び第2期には、民間部門の投資及びFDI（外国直接投資）を促進することが最重要点であり、同政権は野心的な経済改革に向けたアジェンダを計画している。これによってインドは世界銀行の「ビジネスのしやすさ指数（Ease of Doing Business）」の順位で2016年の130位から2020年の63位に上昇し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。

2.24 インドの経済は新型コロナ・ウイルスの世界的大流行（パンデミック）の影響を明確に受けており、2020年～2021年度の第2四半期には初の自立的景気後退に入った。ただし経済の回復は引き続き速度を増しており、2021年以降は持続的成長レベルに戻ることが広く期待されている（IMFはインドが2021年には成長率8.8パーセントに回復し、その後は適度な成長率が見込めると予測している）。

2.25 インド政府は新型コロナ・ウイルスに対する経済対策として、3つの財政刺激策パッケージを打ち出している。支出総額は4,780億豪ドルに達し、イニシアティブの大半は流動性支援及び中小企業向けのリスク引受に集中している。モディ首相の「*Atmanirbhar Bharat*」（自立的なインド）アジェンダは、国内生産を強化し、外国投資を誘致し、国内消費を促し、輸入への依存を軽減することを目指している。

2.26 新型コロナ・ウイルスの世界的大流行（パンデミック）前の失業率は高く、特に若者の間で顕著であった。パンデミック前のデータでは、農業、製造業及び建設業部門での雇用率が2012年以来下降しており、教育を受けた者を含め、若者の失業率を大幅に引き上げていたことが示されている（「雇用」を参照）。研究者たちは、通貨廃止（2016年、インド政府は特定の通貨をインド経済で法定通貨として扱うことを廃止した）及び物品・サービス税の導入による農村経済への継続的な連鎖反応により、農村地帯での消費率が都市部の消費率より急激に落ち込んでいることを指摘する。

2.27 世界銀行はインドを低中所得国として分類している。2019年の国民1人当たりの総所得は2,130米ドルだった。全国にわたって重大な所得の格差が存在している。2019年の国連人間開発指数（Human Development Index）においてインドは189カ国中129位にランク付けされていた。2000年以来、インドは絶対的貧困の削減において大幅に進歩しているが、経済成長による利益と貧困削減は不平等なままである。

腐敗

2.28 インドは「*国連腐敗防止条約 (The United Nations Convention Against Corruption)*」の締約国である。2014年の選挙におけるBJPの圧倒的勝利は、とりわけ、腐敗の根絶を重視したことがその勝因だった。2016年にインド経済において通貨の廃止を実施したインド政府の狙いは、腐敗を排除し、インド経済における「ブラック・マネー」の流通に歯止めをかけることだった。しかし、通貨廃止がその公式目的を達成できたか否か、その効果に関する報告は様々なものだった。一部の批評家は、農村部門

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及びインフォーマル部門といった現金ベースの経済は、他の部門よりも通貨廃止の影響を強く受けたと主張した。2018年、議会は「改正汚職防止法 (*Prevention of Corruption (Amendment) Act*)」を可決し、これは、腐敗関連の犯罪に適用される主要な法的ツールとなっている。

2.29 モディ首相は、政府内における汚職に対するゼロ容認政策を公式に表明し、収入税、所得税及び関税などを担当する部局の官僚に対して罰則措置が取られている。しかし、主要メディア及び野党は、汚職事件への関与が疑われる政府高官に対して措置を取る責任が欠如している状況を批判している。

2.30 GAN Integrity 社の「インド腐敗報告」は、インドでは便宜を図ってもらうための金銭や賄賂などの腐敗行為が根強く残り、司法、警察、公共サービス及び公的調達部門において特に汚職が蔓延していると主張している。「世界正義プロジェクト法の支配 (*World Justice Project Rule of Law : WJP ROL*) 指数 2020」は、「腐敗のなさ」を含め、様々なファクターに基づき法の支配を評価した。検討の対象となったファクターには、行政府、司法府、軍、警察及び立法府における賄賂、公益・私益による不適切な影響力、公的資金その他資源の悪用などが含まれていた（「警察」及び「司法」も参照）。2020年、インドは政府内での腐敗のなさについての指数で 128 カ国中 85 位にランク付けされた。このカテゴリーにおいて、同報告書は、立法府が最も腐敗しており、警察、軍、そして行政府がそれに続く指摘した。司法は最も腐敗が少ないとされた。2014年以來、インドは政府全体にわたって腐敗のなさの評価する WJP ROL で常に低い順位にランク付けされている。同様に、インドはトランスペアレンシー・インターナショナル (*Transparency International*) の 2019 年腐敗指数において、198 カ国中 80 位だった (2018 年の 78 位からダウン)。

2.31 インドにおける腐敗の存在は、政府の新しいイニシアティブに対する不信感に繋がり、腐敗防止は選挙のための常套手段的なテーマとなっている。市民の経験は州によって、また、州内でも様々ではあるが、司法制度の利用、特に警察との問題は多く見られる苦情である。DFAT は、インド全土において腐敗は依然として日常生活の一部であり、便宜を図ってもらうための金銭の支払いや賄賂は珍しいものではなく、特に地方レベルではその傾向が顕著である、と考えている。

保健

2.32 インドの保健制度は、多様な健康プロフィール、深刻なインフラ不足、熟練した医療部門従事者の不足など多数の課題に直面している。憲法第 47 条は、栄養レベル及

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

び生活水準の引き上げ、また公衆衛生の改善の責任を、各州に委譲している。その結果、各州の、そして都市部と農村部の間で、サービス及び保険制度の成果の大きな格差が生じている。世界銀行のデータによると、インドの国民 10 万人当たりの病床数は 70 床である（これに対し、オーストラリアが 380 床、世界平均で 270 床）。米系シンクタンクのブルッキングス研究所・インド (Brookings India) は、インド人口の約 70 パーセントを占める 12 の州において、国民 10 万人当たりの公立病院の病床数が全国平均の 55 床を下回っている、と報告している(ビハール(Bihar), ジャールカンド(Jharkhand), グジャラート (Gujarat), ウッタル・プラデーシュ (Uttar Pradesh), アーンドラ・プラデーシュ (Andhra Pradesh), チャッティースガル (Chhattisgarh), マディヤ・プラデーシュ (Madhya Pradesh), ハリヤーナー (Haryana), マハラシュトラ (Maharashtra), オリッサ (Odisha), アッサム (Assam), 及びマニプール (Manipur) 各州))。

2.33 世界保健機関によると、国内での公衆衛生に対する総支出額は 2017 年で GDP の 1.0 パーセントである（これに対してオーストラリアでは 6.3 パーセント）。モディ政権は、2025 年までに公衆衛生支出を 2.5 パーセントに引き上げるという目標を掲げている。

2.34 公衆衛生に対する低い投資は、規制が緩い民間部門へ大きく依存する状況を招いてきた。医療支出の大半が民間部門で発生するため（非営利及び私立病院がインドの医療の 70 パーセントを提供）、人口の大半は高額医療費がかかる病気になった場合、貧困に陥りやすくなる。インドは 2020 年に医療部門の自由化を行い、民間部門の市場参入を認め、医療保険は成長中の市場セグメントである。入院費用及び病院での治療費については医療保険から支払われる。

2.35 平均余命、国内の予防接種実施率、乳児死亡率及び産婦死亡率は全国的に改善しているが、農村部と都市部の格差は重大である。平均寿命は女性が 70 歳（農村部で 68.7 歳、都市部で 73.5 歳）、男性が 66.9 歳（農村部で 65.6 歳、都市部で 70.5 歳）である。全国的に、乳児の死亡率は、新生児 1,000 人に対して約 37 人（農村部で 1,000 人当たり 41 人、都市部では 1,000 人当たり 25 人）である。出生率は貧困層及び非識字層も含めて急激に減少している。総出生率は、9 つの州で人口置換水準の 2.1 以上に達している一方で、12 の州では女性 1 人に対して子ども 2 人を下回っている。デリー、タミル・ナドゥ州及び西ベンガル州では出生率が最も低くなっている。全体的に産婦死亡率は減少している。アッサム州は産婦死亡率が最も高く、出産 10 万件当たり 300 人の死亡、ケララ (Kerala) 州は最も低く、出産 10 万件当たり 61 人である。政府は、複数の保険指数が改善している要因として、全国的に医療サービスの浸透率が改善してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ること、大規模な公衆衛生キャンペーン及び公衆衛生施設の拡大、インドにおける病院数の増加、ワクチン接種の拡大及び識字率の向上などを挙げている。

2.36 2018年4月、政府は、インドの最も貧しい家庭に対して官民の参加病院で無償かつ手続き不要の治療を提供する健康保険制度「アシュマン・バラット (*Ayushman Bharat*)」を発表した。この制度は、入院3日間とその後15日間の治療費をカバーし、診断医療及び薬代にも適用される。推定5億人、或いは全人口の40パーセントが適格受益者である。その意図を歓迎しつつも、一部の評論家たちは、この制度が不十分であるという懸念を表した。すなわち、この制度では入院に伴う間接的な費用、たとえば交通費や逸失賃金を補償しない、というものである。その他の懸念には、保険金の上限(50万ルピー、約9,250豪ドル)があるため、治療によって患者は多額の差額を負担しなければならないこと、腐敗が生じる余地があること、不十分な予算配分、などがある。

2.37 2017年以降、インド政府は医療支出の拡大、サービスの利用可能性と効率の改善及び、個々の州に医療プログラムの実施にかかる自律性をより多く与える政策に目を向けてきた。それぞれに状況が異なるインド各州間の公的医療サービスの格差は依然として著しいままである。

2.38 新型コロナ・ウイルスのパンデミックは、インドの医療インフラストラクチャーに負担をかけており、特に、より人口密度が高く、設備が不十分なインド北部及び中央部の州においてそれが顕著である。2020年11月26日現在で、インドにおける新型コロナ・ウイルス感染者数は920万人を超え(死亡者数は135,000人以上)、確認された感染者数において世界で2番目に多い国となっている。インドの人口100万人当たりの累積感染者数は約6,880人である(これに対して米国は100万人当たり41,400人、オーストラリアは100万人当たり1,095人)。2020年4月、政府は「*流行病法(Epidemic Diseases Act)*」を改正し、医療従事者が新型コロナ・ウイルス対応を通して村八分、ハラメント及び攻撃に遭ったことを通報した場合、医療従事者への攻撃の罪で罰金刑及び実刑となる規定を導入した。

精神保健

2.39 精神医療の治療を受けることは困難であり、また、患者はスティグマ(社会的汚名)と差別にさらされる。2017年7月、「*精神保健治療法(Mental Health Care Act : MHC法)*」が施行され、これによって、患者の権利を認めていないとして広く批判されていた旧「*精神保健治療法(1987年)*」は廃止された。MHC法には「精神保健治療を受ける権利」が盛り込まれており、また、精神疾患を患う人が自殺を試みることを犯罪

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と定めていた刑法（1860年）第309条を撤廃したため、複数の利益団体が同法を進歩とみなしている。この分野での他の方針及び計画的介入には、「国家精神保健プログラム（1982年）（National Mental Health Programme, 1982）」、及び「地区精神保健プログラム（1996年）（District Mental Health Programme, 1996）」、などがある。2014年、政府は初めてインドの国家精神保健方針である「新しい道、新しい希望（New Pathways New Hope）」を発表し、また2016年に初の「インド全国精神保健調査（National Mental Health Survey of India）」を実施した。

2.40 精神医療治療の利用は全国で統一されておらず、農村部における利用は都市部や大都市と比べて著しく制限されている。全国において、推定1億5千万人（人口の12.5パーセント）が精神疾患のために積極的な介入を必要としており、これには、重度の精神障害を抱えて暮らす1,200万人近い人々が含まれている。精神疾患を治療する専門家や医療サービスが不足しているため、積極的に医療を求める人にとっても、治療が提供されない、又はアクセスできない場合が頻繁に生じている。

2.41 インドの「2018年国民健康プロフィール（National Health Profile）」によると、インドには政府が運営する精神病院が43カ所ある。西ベンガル州には5カ所の施設、グジャラート州及びマハラシュトラ州には4カ所、ケララ州及びウッタル・プラデーシュ州には3カ所、ジャールカンド州、J&K、カルナータカ、マディヤ・プラデーシュ及びラジャスタン（Rajasthan）各州には2カ所、残りの各州にはそれぞれ1カ所の施設がある。インドの訓練を受けた精神医療の専門家は4,000人に満たない（人口10万人当たり1人未満）。ほとんどの精神医療機関は大都市にあり、そのため、重度な精神障害の場合でも、各地の信仰療法師や無資格の精神医療従事者が最初の治療の場であることも多くなっている。

2.42 実際問題として、精神保健プログラムは技術的、人的及び物質的資源の側面で厳しい制約を受けており、公衆衛生課題の中の優先順位は低いままとなっている。2017年のWHOの報告では、精神障害治療薬へのアクセス改善及び適切な利用を検証しているが、医療制度の全レベルにおいて、医薬品へのアクセスに対する重大な障壁が確認された。多くの障壁は、精神障害に関連するスティグマ、治療の継続期間と費用、そして多くの地域において、医療サービス提供者との地理的な距離などに関連している。

教育

2.43 6~14歳の児童は、憲法（第21条A）に基づき義務教育を無料で受ける権利があるが、その責任は州・連邦直轄領に委譲されている。「無償義務教育に関する子どもの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

権利法 (2009 年) (*Right of Children to Compulsory and Free Education Act, 2009*)」は、全ての子どもに、一定の不可欠な基準と水準を満たした正式な学校で、満足できる、かつ、公平な質の全日制の初等教育を受ける権利があることを定めている。

2.44 インドの識字率は向上しているが、ジェンダー、カースト、指定部族 (ST)、社会・経済的地位、及び農村部と都市部の間で不均衡である。2018 年の公式データでは、インドの全体的な識字率を 73 パーセントと見積もっており、男性で 80.9 パーセント、女性で 64.6 パーセントとなっている。農村部の識字率は 67.8 パーセントで、都市部の識字率は 84.1 パーセントだった。

2.45 ユニセフによると、2019 年、小学生の学齢期の子どもの入学はほぼ全員で、上級初等学校 (中等学校) の出席率も一貫して向上している。しかし、問題は残っている。およそ 600 万人の子どもたちが学校に通っておらず、その大半は指定カースト、指定部族及び宗教的少数派集団の出身である。ほとんどがウッタル・プラデーシュ州、ラジャスタン州、ビハール州、マディヤ・プラデーシュ州、オリッサ州及び西ベンガル州に集中している。授業の水準及び質は州によって異なり、教員の常習的欠勤が懸念材料である。ユニセフ (UNICEF) の報告では、小学校に入学した子どものうちおよそ 29 パーセントが卒業できておらず、卒業した子どものうち半分近くが、算数及び読み書きの能力で基本的習熟度に到達していないとのことである。

2.46 ユニセフによると、教育におけるジェンダー間の不平等が依然として存在し、特に、農村部及び社会・経済的に恵まれない背景の少女たちにそれが顕著である。ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、マニプール州、西ベンガル州及びマディヤ・プラデーシュ州では、女子生徒の出席率は 50~60 パーセントと報告されている。

2.47 教育の成果は経済的な業績と連動するため、教育実績もまた、インド各州の間で不均等である。2011 年の国勢調査によると、裕福な南部のケララ州では、識字率が 93.91 パーセントと報告されたことに比べて、より貧しいビハール州では 63.82 パーセントだった。

雇用

2.48 国際労働機関 (ILO) によると、人口のおよそ 67.7 パーセントが法定労働人口 (15~64 歳) である。労働力参加率は 2018 年現在で 48 パーセント (男性 74.6 パーセント、女性 20.8 パーセント) であった。ILO の推定では、総失業率は 2019 年現在で 5.4 パーセント、若者の失業率は 23.3 パーセントである (「経済概観」を参照)。イ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

インドにおける労働市場の大半は組織化されておらず、これらの数値は失業率を正確に反映していない可能性がある。前述の通り、2020年の前半、新型コロナウイルスのパンデミックによる失業が発生した結果、失業者は大幅に増加した。インド経済監視センター（Centre for Monitoring Indian Economy：CMIE）のデータによると、インドの2020年10月現在の失業率は6.98パーセント（都市部で7.15パーセント、農村部で6.90パーセント）だった。

2.49 労働人口の圧倒的多数がインフォーマル部門で雇用されている。この部門で働く者は、雇用も収入も安定せず、社会的保護制度や雇用規制による保護も不十分である。労働者は徐々に、農業部門を抜け出し、サービス及び製造部門へと移動している。ただし、より高い教育を受けている人々の多く、特に大学卒の人々が、適切な職に就くことができていない。2019年、20歳～24歳の大学卒の人々の失業率は60パーセントと報告されており、大学を卒業していない人々の同じ年齢層の失業率は37パーセントだった。

土地問題

2.50 インドは圧倒的に農業経済国であり、土地は引き続き人口の70パーセントに相当する人々にとって直接・間接的な生計及び所得の主要な源であるため、土地収用は依然として政治的・社会的論争となる問題であり、代々の政権にとって困難な問題である。アナリストたちの評価によると、インドの農村部及び農業経済の生産力を解き放つと同時に、産業を育成し、製造業を支援するには、インドの土地収用に関する法令及び方針の改正が鍵となる。インドの土地改革法は植民地時代に遡る古いもので、改正や変更を実現しようとする今までの数々の努力は一貫して反対を受けてきた。

2.51 2015年、政府は「改正土地収用法案（Land Acquisition Amendment Bill）」を提出したが、これについて市民社会団体は、「反農民」、「反貧困者」であり、工業・企業関係者を優遇して農民や農村部の土地所有者の権利を損なうものである、と批判した。前回の国会会期中に下院（ロク・サバー（Lok Sabha））を通過した後、この法案は2019年5月の前回のロク・サバー会期の終了と共に失効した。モディ政権は法案を放棄し、それが復活するという情報はない。与党BJP率いる政府は、その2期目に、大規模なインフラストラクチャーや開発プロジェクトの承認及び環境上の認可手続きを迅速に処理するために、既存の環境法及び規制を改正するのだと認識された計画について、市民社会団体からの批判を浴びている。そのようなプロジェクトの多くは、部族やその他の社会・経済的に恵まれないコミュニティが土地、森林その他の天然資源に対する伝統的な権利を保有している州や地域で計画されているからである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政治制度

2.52 インドは中央政府が統制する、28の州及び8つの連邦直轄領で構成される連邦共和国である。議会民主主義国家であり、1950年の憲法に基づき統治されている。連邦議会は上院（ラージャ・サバー (*Rajya Sabha*)) と下院（ロック・サバー）で構成される二院制である。

2.53 ロック・サバーは543人の議員に加え、英印コミュニティを代表し、大統領が指名する議員2人で構成される。州及び連邦直轄領を代表する543人の議員のうち、79議席はSC、40議席はSTのために留保されている。議員は、5年毎又はそれ以内に実施される普通選挙による、選挙区定数を1とした相対多数性（*first-past-the-post*）で選出される。

2.54 ラージャ・サバーは最大議席数250、そのうち12議席は大統領が指名し、残りの議席は6年の任期で各州及び連邦直轄領の議会によって間接的に選出され、2年毎に議席の3分の1が任期満了となる。立法については、いずれの院でも法案を提出することができるが、財務問題においてはロック・サバーが最終決定権を有している。首相はロック・サバーの議員が選出し、その後、首相が閣僚を指名し、閣僚会議（*Council of Ministers*）を率いる。連邦議会と各州議会の議員で構成される選挙人団によって、5年毎に大統領が選出される。インドの大統領は、中央政府に対する正式な執行権を有しているが、閣僚の助言に従い行動する。

2.55 インド選挙管理委員会（*Election Commission of India*）によると、インドには多様な政治的、民族的及び宗教的関心を代表する登録政党が1,600以上ある（8つの全国的な政党及び47の州認定の政党を含む）。これらの大半は地域に重点を置いており、全国的に候補者を立てるわけではない。このように議席を持つ政党が多様であることから、連邦レベルで政権を発足させるには幅広い連立を組まなければならない場合が多い。選挙管理委員会の統計では、2014年の選挙には8,251人の候補者が参加した（入手可能な最新のデータ）。

2.56 インドでは独立後の大半の期間、インド国民会議（*Congress Party*）が政権を握ってきた。しかし、2014年の総選挙ではナレンドラ・モディが率いるインド人民党（*BJP*）が543議席中282議席を勝ち取り、1984年以来初めて、単一の政党が議会の過半数を獲得した。2019年5月、モディは2度目の選挙で勝利し、インドにおいて*Congress Party*以外で初の、5年の任期満了の後に2度目の政権の座に就いた首相となった。選挙管

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

理委員会の公式データでは、モディの BJP は 543 議席のうち 303 議席を勝ち取った（2014 年の選挙で勝ったときの 282 議席から拡大）。BJP は、国民民主同盟（National Democratic Alliance : NDA）をパートナーとして政権を樹立し、連立の合計で 352 議席を確保した。野党の कांग्रेस党は、2014 年に 44（同党にとって史上最低議席数）まで議席を減らした後、2019 年の選挙では 52 議席を獲得している。2019 年 4 月 11 日に開始し、7 段階にわたって実施された任期別国政選挙は 2019 年 5 月 23 日に開票されたが、9 億人以上の有権者のうち約 67 パーセントが投票した。モディ首相とその内閣は、2019 年 5 月 30 日に正式に就任した（「近年の歴史」を参照）。

人権の枠組み

2.57 インドは主要な国際的人権条約の大半の締約国である。批准している条約は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1979 年）（International Covenant on Civil and Political Rights）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1993 年）（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : CEDEW）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1968 年）（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1979 年）（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）、児童の権利に関する条約（1992 年）（Convention on the Rights of the Child）、及び障害者の権利に関する条約（2007 年）（Convention on the Rights of Persons With Disabilities）である。インドは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止する国連条約（1997 年）（Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman and Degrading Treatment or Punishment）及び強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約（2007 年）（Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）に署名したが、批准はしていない。インドは、死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約第 2 選択議定書と、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）については署名も批准もしていない。

2.58 憲法第 15 条は、宗教、人種、カースト、性別又は出生地に基づく国家の差別から市民を保護している。また、同条はこのような属性を持つ人々が店舗、レストラン、ホテル及び一般向け娯楽施設を利用する際に受ける差別から保護している。このような保護規定があるにもかかわらず、現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、性別及びジェンダー、宗教信仰、カースト、難民としての地位及び部族に基づく差別が依然として行われている（「人種／国籍」、「宗教」及び「利害関係集団」を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.59 障害者のための法的保護は存在しており、たとえば、教育、雇用及び福祉の利用を保護する「障害者法 (*Persons with Disabilities Act*)」(2016年)に基づくものがあるが、利用機会は制限されると伝えられている。ヒジュラ (*hijra*) の地位は別として、性的指向及び性自認は保護対象となる属性ではない（「性的指向と性自認」を参照）。

2.60 インドは2017年5月の国連人権理事会において第3回「普遍的・定期的レビュー (Universal Periodic Review : UPR)」の審査を受けた。提示された250の勧告のうちインド政府は152を受け入れ、98を確認した。インドの次回のUPRは2022年を予定している。

国家人権機関

2.61 インドの国家人権委員会 (National Human Rights Commission : NHRC) は1993年に設置され、中央及び州政府による人権侵害に関して調査し、勧告を行う（訴訟手続きへの介入を通じて行うものを含む）ための幅広い権能を有している。NHRCは、付託された権限下にあるあらゆる諸問題について調査を開始することができる。政府は一般的な苦情については1カ月以内、軍に関する苦情については3カ月以内にNHRCの報告書に回答することを義務付けられている。しかしながら、政府の回答は遅延することが多い。NHRCは市民社会の代表（一部の人々は、NHRCの委員会の委員となっている）と意見を交換する。NHRCは、国連関連の「国内人権機関世界連合 (Global Alliance of National Human Rights Institutions)」から、国内人権機関に関するパリ原則を「全面的に遵守している」機関として認定されている。

2.62 NHRCは2018年の間におよそ86,000件の苦情を受理し、そのうち3分の1が警察に関連するものだった。2018年の苦情の半分近く（45.9パーセント）がウッタール・プラデーシュ州からのもので、NHRCはそのうち約3分の1において、金銭的な賠償を勧告した。過去5年間で、年間の平均苦情件数はおよそ10万件で、最も多かったのは2015年の120,607件だった。2020年4月、NHRCは新規の苦情を2,582件受理し、審議中の登録済み件数は23,000件近くあった。批評家は、NHRCが全ての苦情を調査しておらず、調査のための人員不足に苦しんでいると主張している。NHRCは、インドの各州が提供する情報に依存しているが、州が情報提供を控えている場合もある。

2.63 NHRCは、軍及び準軍事的部隊が犯した行為を調査する権限がない。しかしながら、超法規的殺人については調査し、報告している（「超法規的殺人」を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

治安情勢

2.64 インドの治安情勢は、その国土規模と多様性のために、時期又は場所に応じて異なる。暴力的な騒動など市民の暴動は、珍しいことではない。市民暴動の発生要因は複雑かつ多様であるが、異なる宗教、社会及び民族的コミュニティ間の緊張関係（「宗教」「カースト制度」及び「国民登録簿」を参照）、思想的又は政治的目標に動機付けられる反政府活動・テロ攻撃・抗議行動、紛争の要因となっている国境付近での緊張関係、土地所有権及び結婚に関連する紛争などの問題に関しコミュニティ内で生じる緊張関係を挙げることができる。

2.65 インドの犯罪率は地域により異なる。政府統計によると、2018年には合計で500万件以上の無令状逮捕犯罪（逮捕令状を取らずに逮捕できる犯罪）が報告された。これは前年比1.3パーセントの増加に相当する。犯罪率は大都市の方が著しく高い。インド人の大半は、犯罪的暴力の発生するリスクが比較的低い中で生活しているが、女性及びLGBTIの人々に対する暴力は、より高い率で発生している（「女性」及び「性的指向と性自認」を参照）。

2.66 ソーシャル・メディア上で広まる偽情報（デマ）が暴力を招く場合がある。フェイスブック（Facebook）やスナップチャット（Snapchat）、ツイッター（Twitter）、ワッツアップ（WhatsApp）、ユーチューブ（YouTube）などのソーシャル・メディア・プラットフォームを利用して、犯罪の疑惑（児童への性的虐待や人身取引などを含め）に関する噂が流されたことが、時折、自警主義による暴力に結びついている。これらの事件は予測不能であるが、農村部で発生する傾向があり、また、特定の地域に限定される傾向がある。2020年は、新型コロナ・ウイルスのパンデミックに関して、デジタル・プラットフォーム上で信ぴょう性が確認できないメッセージやデマが拡散され、新型コロナ・ウイルス危機の間にパニックや不安を引き起こした。

ジャンムー・カシミール

2.67 2019年8月5日、インド政府は憲法第370条を廃止することでJ&K州の「特別な地位」を取消し、J&Kを「ジャンムー・カシミール再編法（2019年）（*Jammu and Kashmir Reorganisation Act, 2019*）」に基づき再編して2つの連邦直轄領（J&Kとラダック）に分割した。第370条を廃止したことにより、現在、国籍や土地所有権に関連するものを含め、J&Kには全てのインド国法が適用される。これによって、インド国民は初めて、J&K内で定住し、土地を購入し、地方自治体政府の職に就くことが可能となる。地元メディアは、イスラム教徒住民が大半を占めるカシミール地方の人口学的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

特徴を変えることを政府が望んでいると主張する。インド政府は、この決定はインドにとって内部的なものであり、対外的に派生する問題はなく、「実効支配線」に変更はない、と述べた。

2.68 特別な地位の取消し発表の前後において、インド当局は数千規模の追加的な警備隊を同地域に配備し、政治指導者や活動家たちを拘束し、市民集会を規制し、インターネットや電話回線を遮断した（「メディア」を参照）。2019年8月から11月までの期間に、5,000人を超える人々が、「公共安全法（*Public Safety Act*）」に基づき拘束されたと伝えられる。その多くはその後釈放されている。インターネットのアクセスは2020年3月に復旧したが、通信速度と利用可能性に対する規制は残り、複数の観測筋は、これによって現地での新型コロナ・ウイルスのパンデミックへの対応が妨げられたと主張する。

2.69 2019年8月8日の国民に向けた演説で、モディ首相は、J&Kに関するモディ政権の戦略は、統治及び透明性の向上、開発、投資及び商業の促進、そして雇用機会の創出を目的とし、この地域での分離主義を打倒し、テロを根絶し、平和と安全をもたらすためのものだと述べた。治安は、J&Kにおいて長年の懸念である。多くの過激派集団がJ&Kで活動しており、中でも最も過激なのは、ラシュカレ・タイバ(Lashkar-e-Taiba: LeT)とジャイシュ=エ=ムハンマド(Jaish-e-Mohammed: JeM)である（いずれも、オーストラリアの「刑法典（1995年）（*Criminal Code Act 1995*）」に基づき、テロ組織としてリストに記載されている）。数多くの独立した学術研究によって、パキスタンを拠点としたこれらの集団がカシミール地方での反政府活動に関与していることが立証されている。これらの集団は、J&Kをインドから分離独立させることを目指している。世界的なジハード主義者グループであるISILやアル・カーイダ(Al Qaeda)はカシミール地方に関心を抱き、自組織のプロパガンダにおいてカシミールに言及しているが、アナリストたちによると、これらの集団の影響力は、LeTやJeMのような長年にわたってカシミール地方に重点を置いて活動してきた集団の影響力ほどではないという。DFATは、強制的に戦闘員が徴用された事実は認識していないが、少数の児童が戦闘員として徴用されているという訴えがあることについては認識している。

2.70 国境付近での発砲、過激派による襲撃及び政治的抗議活動が増えたことを受けて、2016年以降、暴力と市民暴動が激化している。公式データによると、2019年は3,168件の停戦違反があった（2018年の2,140件、2017年の881件、及び2016年の449件より増加）。インド政府が憲法第370条に基づくJ&Kの特別な地位を取り消した後は、現地での新兵の徴用が大幅に拡大した。南アジア・テロ・ポータル（South Asia Terrorism Portal: SATP）によると、2019年に殺害された152人の民兵のうち、120

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が現地の人々だった。2020年1月～3月の間では、殺害された24人の民兵のうち21人が現地の人々だった。

2.71 J&Kにおけるテロに関連する活動や死者は減少している。アナリストたちはその理由の1つを、2019年8月5日に特別な地位が廃止された後に、J&K地方をロックダウンしたことにありと見ている。SATPによると、2019年8月5日から2020年3月15日までの間に、51件の事件で合計102人の死者（23人の民間人、10人の治安部隊要員、69人のテロリスト）が発生した（直前の同日数の期間の、109件の事件で238人の死者から減少）。全体的に、テロ関連の事件は2018年の598件から2019年の369件に減少した。

北東部の分離主義

2.72 インド北東部の戦闘状態には、長い歴史がある。しかしながら、暴力事件は著しく減少している。SATPによると、北東部（8つの州から成る：アルナーチャル・プラデーシュ（Arunachal Pradesh）、アッサム、マニプール、ミゾラム、メーガーラヤ、ナガランド、トリプラ（Tripura）及びシッキム（Sikkim））では2019年中、34人の死者（民間人18人、治安部隊要員5人、反乱グループ11人）が発生していたが、これに対して2018年は73人（民間人20人、治安部隊要員15人、反乱グループ38人）だった。SATPのデータによると、北東部の各州全体で活発に活動しているテロリスト／反政府グループは約44あるという。それらの組織の目的は主に政治的なものであり、宗教的及び民族的コミュニティの分離とその権利の保護も含まれている。それらの多くは、個別の和平プロセスに取り組むために活動を停止している。憲法の第6附則には、アッサム、メーガーラヤ、ミゾラム及びトリプラにおける緊張関係を緩和するための16の自治行政区画が定められていた。インド政府といくつかのナガ（Naga）過激派グループの間で「ナガ枠組み協定（2015年）（Naga Framework Agreement）」が締結されたことで、和平交渉を促進するための停戦が成立し、この交渉は今も継続している。アッサム、メーガーラヤ、マニプール及びナガランド州の複数の地域では、一部の過激派運動が根強く残っている。

2.73 北東部で活動する民族的過激派も、ベンガル系イスラム教徒移民を標的としている。情報筋の報告によると、先住民集団は移民の流入によって自らのアイデンティティ、土地及び生計が脅かされていることを憂慮しているという。一部の移民は1971年のバングラデシュ独立戦争中に入国した人々で、また、ごく最近になって入国した移民もいる。SATPによると、アッサム州の状況は、「2019年改正国籍法」及び「国民登録簿（NRC）」から生じた国籍問題のために、「不安定」なままである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国民登録簿（NRC）

2.74 2018年、「国民登録簿（NRC）」計画が北東部のアッサム州で発表されたが、この計画は、アッサム州の「不法な」住民（バングラデシュからの移民であると疑われている）を特定することを目指したものである。2018年に公表された登録簿の草案からは400万人が除外され、アッサム人以外のアッサム州住民の間で不安が広がった。2019年8月31日、インド政府はNRCの最終版を公表した。（2011年の国勢調査に基づく、3,100万の人口のうち）190万人以上がリストから除外されていた。伝えられるところによると、これらの人々は、自らの国籍を立証するよう求められ、それができない場合は外国人という宣言を受け、選挙権を含む諸権利を剥奪される。

2.75 今回NRCが更新されたのは、1951年にNRCが導入（1951年の国勢調査の間に実施）されて以来、2回目になる。NRCは元々、東パキスタン（後のバングラデシュ）分離の後に同国からアッサム州へ不法移民が大量に流入し、またその後に土地、言語及び文化を巡る争いが見られたことで、緊張関係を管理するために考案されたものだった。国勢調査のデータによると、アッサム語を話す人の割合は、1991年の時点で州人口の58パーセントだったものから、2011年では48パーセントに減少しており、一方でベンガル語を話す人口は22パーセントから30パーセントに増加した。アッサム州の不法移民の数は推定で400万人から1,000万人と幅がある。最終版のNRCから除外された人々の将来については不明である。除外された人々は、外国人裁判所（Foreigners Tribunal）を通して上訴しなければならず、そのプロセスには長い時間がかかる可能性が高い。「外国人」が特定された場合に政府がどのように対応する意向であるかは不明である。

2019年改正国籍法（CAA）

2.76 「2019年改正国籍法」（CAA）は、2019年12月11日にインドの国会（ロク・サバー）によって可決された。CAAは2020年1月10日に施行されている。この法律は初めて、宗教を国籍付与の基準にしている。同法は、ヒンドゥー教徒、仏教徒、キリスト教徒、シク教徒、ジャイナ教徒（Jain）又はパーシ教徒（Parsi）コミュニティに属する、パキスタン、バングラデシュ及びアフガニスタン出身の人々で、2014年12月31日以前に違法にインドに入国していた人が国籍を申請する場合の居住実績期間を、より短い5年間（通常は12年間）と定めている。イスラム教徒コミュニティはこれに含まれていない。伝えられるところによると、既に7つの州がCAAを施行しないと発表している。しかし、政府はこれらの州政府には同法の施行を拒否する権限はないと主張し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ている。

2.77 CAA に反対してインド全土で抗議活動が広がった。抗議は、次の 2 つの見解を反映したものである。1 つは、インドの北東部地域にいかなる類の移民も永久的に定住させることに反対するもの、もう 1 つは、イスラム教徒への差別が見られることに反対するものである。北東部地域では、抗議者たちは移民が今後さらに永久的に定住することになれば、各州の強い地域アイデンティティーを変えてしまうのではと恐れている。この住民感情を認め、政府はトリプラ、ミゾラム、アッサム及びメーガーラヤの部族地域と、アルナーチャル・プラデーシュ、ミゾラム及びナガランドの一部を CAA の適用から明確に除外している。このことは、国民登録簿 (NRC) の導入とも関連がある。NRC は最多で 120 万人の非イスラム教徒を含め、190 万人のアッサム州住民を除外しており、その多くは、今度は CAA に基づき国籍を申請する権利を有している。地元のアッサム人にとって、これは州のアイデンティティーと生活様式を守るという 1985 年の誓約が破棄されたことと同じである。中央政府とアッサム人の抗議者との間で 1985 年に合意された「アッサム協定 (Assam Accord)」は、1971 年 3 月 25 日以後にアッサム州に入った全ての外国人を排除し、これを追放するために具体的な措置を取る（それより前に入った人々に対しては恩赦を与える）ことを約束した。

2.78 インドの残りの地域では、抗議者たちは CAA からイスラム教徒が排除されることを、憲法に定められた差別禁止及び世俗主義の原則に反しているとみなし、これに反対している。CAA はそれでもアッサムの大半に適用される予定であり、アッサムでは、2019 年 12 月 11 日に始まった抗議運動が最も大規模に広がっていた。DFAT はこの抗議から生じた全国の死亡者数、及び逮捕者数の公式なデータを把握していない。メディアの報道では、インド全体で 80 人以上の死者が発生し（ウツタル・プラデーシュ、アッサム、カルナータカ及びデリー）、数千人が逮捕され、或いは予防的拘束を受けたことが示唆される。アッサム及び近隣州の複数の地域が 2019 年 12 月に外出禁止令下に置かれた。軍及び中央政府の治安部隊が増員され、インターネット・サービスが遮断された。

ナクサライト運動（毛沢東主義者）

2.79 ナクサライト (Naxalite) 又は毛沢東主義者 (Maoist) 運動は、西ベンガル州のナクサルバリ (Naxalbari) 集落で土地改革を巡る農民の武装蜂起が発生した 1967 年に始まった。ナクサライト運動は、大衆を抑圧及び搾取する半植民地的かつ半封建主義的制度であるとみなした体制を転覆させるため、治安部隊に対してゲリラ戦を用いている。反政府活動は 1970 年代及び 1980 年代にかけて激化と衰退を繰り返したが、通称

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

人民戦争グループ (People's War Group) として知られているインド共産党 (マルクス - レーニン主義) 人民戦争派 (Communist Party of India (Marxist-Leninist) People's War) がインド毛沢東主義共産主義者センター (Maoist Communist Centre of India) と協力関係を築いた 2004 年に、より強大になった。暴力はエスカレートし、ナクサライトの脅威は政策立案者にとってより深刻な治安問題となった。ナクサル党員たちは、アーンドラ・プラデーシュ、ビハール、チャッティースガル、ジャールカンド、マディヤ・プラデーシュ、マハラシュトラ、オリッサ、テランガーナ (Telangana)、西ベンガル及びウッタル・プラデーシュ各州などを含めた中央及び東部州で活動を続けている。情報筋は、ナクサライトがインド国家に有効に対抗する政治勢力を代表しているわけではないという意見で一致しており、過去 10 年の間に影響力が低下していると指摘する。

2.80 強制的な徴募と集落レベルでの威嚇作戦が実際に起きてはいるが、成功率は低いと伝えられている。反政府集団は集落内の各家族に戦闘員として息子 1 人を差し出せと要請するが、現地の情報筋が語るには、自らの小規模な支持基盤を失いたくないため、家族を脅すことは稀である。ナクサライト運動の哲学は人民の支持を得ることを求めている。ここ数年、ナクサライトがチャッティースガル州やジャールカンド州で児童を徴募しているという報告がある。DFAT はこれらの報告の真偽を確認することができていない。インド政府は、武器を捨てるナクサライト運動戦闘員の社会復帰プログラムを整えており、実際に降伏する者も出ている。

2.81 SATP によると、毛沢東主義者の暴力及び活動はインド全体で概して衰退しているものの、毛沢東主義者の反乱グループには復活する能力があることが立証されており、十分な作戦能力及び現場での能力を維持している。SATP は、2020 年に (2020 年 4 月 19 日現在で) 毛沢東主義者による暴力で 61 人 (民間人が 18 人、治安部隊要員 25 人、ナクサライト戦闘員 18 人) が死亡したと報告している。これらの数字には、2020 年 3 月 21 日にチャッティースガル州で発生した、過去 3 年で最も激しい攻撃で毛沢東主義者によって殺害された 17 人の治安部隊要員が含まれている。2019 年、SATP は 302 人の死者を報告していた (民間人が 99 人、治安部隊要員 12 人、ナクサライト戦闘員 47 人)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3. 難民条約に基づく申請

3.1 インドの憲法は、第 14 条から 18 条に基づき、公的部門における差別を防止するために策定された、基本的な平等の権利を定めている。平等の権利には、法の前での平等、宗教、人種、カースト、ジェンダー又は出生地を理由とする差別の禁止、雇用問題における機会均等、不可触民の廃止、及びインドの尊称の廃止などが含まれる。

3.2 インドの法律は、クラブや結社、NGO、教育機関、病院及びカップ・パンチャヤット (*Khap Panchayat*) (男性の年長者が村落や一族の問題に大きな影響力を行使する合議体) などを含め、民間部門の組織において様々な理由による差別が行われる状況については規定していない。インドの法律は、配偶者の有無や帰属するカースト、性的指向、障害、宗教或いは食べ物の好みなどに基づく差別的な態度には適用されない。

3.3 2017 年、包括的な差別禁止法案が ロック・サバーに提出され、公的部門及び民間部門の両方における、直接及び間接的な差別、ハラスメント、隔離及びボイコット (経済的、社会的及び文化的) について規定することを目指した。法案はその後、失効した。複数の情報筋が DFAT に語ったところによると、差別はインドにおいて日常の一部である。

人種／国籍

3.4 インドは「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の締約国である。憲法第 29 条 (1) は、他と明確に識別できる自らの言語、文字又は文化を保持する権利を国民に保障している。第 30 条 (1) は、全ての宗教的及び言語学的少数派に対し、自ら選んだ教育機関を設立し、運営する権利を与えている。憲法は全国で広く使用されている 22 の異なる言語を認め、そのうちヒンディー語はインドのほとんどの大都市で話される公用語である (「別表」を参照)。これらの 22 の指定言語に加え、インド全土で数百の方言がある。

3.5 民族性と言語は、インドの決定的な特徴であり、新たな州が創設されるための最も重要な要因である。たとえば、「州再編法 (*States Reorganisation Act*)」(1956 年) によって、ヒンディー語を話すラジャスタン州、マラーティー語を話すボンベイ州、カンナダ語を話すマイソール州、テルグ語を話すアーンドラ・プラデーシュ州やマラーヤラム語を話すケララ州など、複数の州が新たに創設された。1960 年、ボンベイ州は廃止されて言語系統に合わせてグジャラート語を話すグジャラート州とマラーティー語のマハラシュトラ州に分割された。旧パンジャブ州は 1966 年にパンジャブ語を話

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

すパンジャブ州と、パハリ語を話すヒマーチャル・プラデーシュ、ヒンディー語を話すハリヤーナー州に分割され、パンジャブとハリヤーナーの2州が中央で管理される州都チャンディーガル（Chandigarh）を共有することになった。パハリ語のヒマーチャル・プラデーシュ州は1971年にそれ自体が州となった。

3.6 さらに最近になり、2000年、部族系統に沿ってチャッティースガル州、ウッタラーカンド州及びジャールカンド州が設立された。チャッティースガル州はマディヤ・プラデーシュ州から、ウッタラーカンド州はウッタル・プラデーシュ州から、そしてジャールカンド州はビハール州から分離した。2014年、テランガーナ州がアーンドラ・プラデーシュ州から分離する形で形成された。

3.7 2019年5月、複数の国連特別報告者がインド政府に宛てて共同書簡を作成し、国民登録簿（NRC）プロセスに見られる欠点及び、国際的な人権法に基づく義務の違反の疑いに関する懸念を表した。フィリッポ・グランディ国連難民高等弁務官は、アッサム州の数多くの人々が他の国籍を持っていない場合に、NRCの公表によってそれらの人々が無国籍者になる可能性があるという懸念を表した。インドは、「1954年無国籍者の地位に関する条約（1954 UN Convention of the Status of Stateless Persons）」及び「1961年無国籍の削減に関する条約（1961 Convention of the Reduction of Statelessness）」の締約国ではない。

3.8 民族性と宗教という文言は、時には相互に交換して使用できる。たとえば、場合によってはインドの「イスラム教徒」というのは、民族及び宗教の双方を意味することがある（「宗教」を参照）。

3.9 DFAT は、インドは民族性及び言語に基づく公的な差別に対して有効な憲法上の保護を定めていると評価する。

指定部族

3.10 憲法は、「指定部族」（ST）として知られる、インド国内で公的に指定された集団を定めている。これらの先住民は、8,440万人（人口の8.2パーセント）以上を数え、「アディヴァシ（Adivasi）」としても知られている。憲法では700以上のSTが認められている。それらの人々は、大まかに3つのグループに分けられる、中央インドのアディヴァシ、ヒマラヤ地方の民族、そして北東部の諸民族である。2011年の国勢調査では、部族の存在する645の地区（district）が確認されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.11 憲法第 15 条及び 16 条は、ST 及びその他のインド社会において歴史的にかつ現在も不利な立場に置かれている集団（ダリットと呼ばれ不可触民として扱われる SC 及び、「その他後進諸階層（OBC）」（「カースト制度」を参照））のために留保制度、すなわち、教育、雇用及び政治において、一定の比率をそれらの部族に割り当てるアフーマティブ・アクションの制度を設けている。これらの集団は、特別な給付金を受け、立法院、政府及び教育機関において、留保された席を競う資格を与えられている。

3.12 中央インドはインド最大の「アディヴァシ」部族の本拠地であり、全体として、インドの部族人口のおよそ 75 パーセントが中央インドで暮らしている。ST は主としてマディヤ・プラデーシュ州、マハラシュトラ州、オリッサ州、ジャールカンド州、チャッティースガル州、アーンドラ・プラデーシュ州、テランガーナ州及び西ベンガル州に存在している。しかし、比率で言うと、北東部各州が人口における ST の集中度が最も高い地域である。その他で ST の密度が高い地域は、連邦直轄領域のダードラ・ナガルハベリ（Dadra and Nagar Haveli）とラクシャディープである。

3.13 伝えられるところによると、ほとんどの部族の集落及び居住地は、電気、学校及び医療へのアクセスが限られている。ST の人々は一般に、人里離れた森林地域で生活しており、居住する森林環境でのみ生存する。全天候型（舗装された）の道路が接続している ST コミュニティはほとんどない。

3.14 鉱物資源の豊富なオリッサのように、石炭や水力プロジェクトなどの資源が部族の居住地に存在しているにもかかわらず、アディヴァシのうち 72 パーセント以上の人々が、貧困線を下回る生活をしている。部族の居住地にあるチークや沙羅の木の森は、完全に消滅したと伝えられる。市民社会団体の代表たちによると、森林権やこれらの資源の所有権に関する知識がないため、多くの森林生活者は搾取され、強制的に退去させられている。

3.15 市民社会団体の報告によると、7 歳以上の ST に帰属する人々のうち、読み書きができるのはわずかに 59 パーセントで、それに対して全国平均は 73 パーセントである。ST の子どもたちは、初等教育以上のレベルに進学することは稀であり、雇用機会の少なさや長期的な貧困に繋がっている。

3.16 ST に属する集団の 5 歳未満の子どもの死亡率は、全国平均よりかなり高い。ST に属する集団の子どもの 1,000 人のうち 96 人が 5 歳の誕生日を迎える前に死亡するが、全国平均では 1,000 人のうち 74 人である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.17 2016年、英国国際開発省 (Department for International Development: DFID) が資金を提供するプログラム「最貧困エリア市民社会 (Poorest Areas Civil Society: PACS) は、インドにおいて ST は社会的に排除されており、その民族性を理由に差別を受けていると報告した。PACS は、ST の日常生活の一部として、文化、医療、経済及び教育における差別と様々な形態の排除があることを挙げた。

3.18 政府による留保制度にもかかわらず、DFAT は ST が公的な差別を受ける中等度のリスクと、社会的差別を受ける中等度のリスクにさらされていると評価している。

宗教

3.19 インドの日常生活では宗教が重要な役割を果たす。2011年の国勢調査のデータによると、インドでは80パーセント以上の(10億人を超える)人々がヒンドゥー教徒である。14.2パーセント(2億人弱)がイスラム教徒、2.3パーセント(およそ3,200万人)がキリスト教徒、1.7パーセント(2,300万人強)がシク教徒、1パーセント未満(1,000万人弱)が仏教徒である。さらに1.3パーセント(約1,800万人)がジャイナ教、ゾロアスター教 (Zoroastrian)、ユダヤ教徒及びバハーイー教 (Baha'i)、部族宗教などの他の宗教を信奉している。

3.20 独立以来、コミユナル暴力(異なる宗教コミュニティ間の暴力)のレベルは上下しているが、いまだにインドの課題である。公式データによると、2017年には822件を超えるコミユナル暴力が発生し、2008年~2017年間のコミユナルな事件はおよそ7,484件、或いは1日に2件発生しており、1,110人以上が死亡している。多くの事件が報告されないままなので、実際の数字はこれよりも多い可能性が高い。宗教的少数派は特に、コミユナル暴力の脅威にさらされやすい。イスラム教徒は人口の15パーセントに満たないが、典型的に被害者の大半を占めている。

3.21 憲法第15条は、宗教を理由にいかなる市民を差別することも禁じている。第25条は自由に宗教の信仰を告白し、実践し、広める権利を保障し、第26条は全ての宗教の宗派、又は分派に自らの宗教問題を管理する自由を保障している。連邦法は、6つの宗教(イスラム教、シク教、キリスト教、パーシ教、ジャイナ教及び仏教)の団体に少数派コミュニティの地位を与えている。州政府は、特定の地域において少数派となっている宗教団体に少数派としての地位を与えることができる。

3.22 1992年、インド政府は「国家少数派委員会法 (National Commission for Minorities Act)」に基づき「国家少数派委員会 (National Commission for Minorities :

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

NCM)」を設立した。同法はインド全土に適用され、民事裁判所の権限を有する。5つの宗教コミュニティ、イスラム教、キリスト教、シク教、仏教及びゾロアスター教（パーシ教）が、同委員会の付託された権限の範囲下に置かれた。2014年以降、ジャイナ教も含まれた。州の少数派委員会が存在しているのは、アーンドラ・プラデーシュ、アッサム、ビハール、チャッティースガル、デリー、ジャールカンド、カルナータカ、マハラシュトラ、マディヤ・プラデーシュ、マニプール、ラジャスタン、タミル・ナードゥ、ウッタラーカンド、ウッタル・プラデーシュ及び西ベンガルである。これらの委員会の機能は、NCMと同様、憲法及び、国会及び州議会が成立させた法律において定められる、少数派の権利を防御及び保護することである。少数派コミュニティに帰属する、被害を受けた人は、関連する州少数派委員会に申立て、その苦情に対する救済を求めることができる。それらの人々は、また、利用できるその他全ての救済手段が消尽した後、NCMに申し立てることもできる。

3.23 2018年～2019年の間、NCMは1,871件の苦情を受理し、44件の審議を行った。2013年～2014年の期間（2014年5月の国政選挙を含む期間）では、2,638件の苦情を受理したが、これは、それ以前の10年間（2009年～2019年）で最も多い数だった。苦情の種類で多いものの上位3位は一貫して、法と秩序の問題、サービス及び教育に関連するものである。苦情を申し立てた少数派コミュニティの上位3位は、イスラム教徒、シク教徒及びキリスト教徒である。

3.24 2006年、少数派問題省（The Ministry for Minority Affairs : MMA）が設立された。その権限は、少数派コミュニティのための全体的な政策及び計画の策定、規制の枠組みの調整、評価及び見直し、そして少数派コミュニティ向けプログラムの策定である。NCMと同様、その付託された権限下にある少数派コミュニティは、イスラム教徒、キリスト教徒、仏教徒、シク教徒、パーシ教徒及びジャイナ教徒である。MMAは、教育・経済的な強化、インフラストラクチャー開発、各団体への特別支援及び資金援助など、様々な国家スキームを導入する。

3.25 ロック・サバーは2019年12月11日、「改正国籍法 (CAA)」を可決した。この法律は2020年1月10日に施行され、初めて、宗教を国籍付与の基準にした。海外の観測筋はCAAに関する懸念を表している。国連人権高等弁務官はこの法律が「基本的に差別的である」と述べた。

3.26 研究者たちやロビー団体は、宗教的少数派を標的にした行為に対して政府高官が無関心である、又はそれに加担する可能性がある、と述べた。2019年、フォーブス（Forbes Magazine）誌は、「インドにおける宗教的少数派への差別は広範囲にわたり、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律において完全に制度化されている」と主張した。この記事は、反改宗法及び畜牛屠殺禁止法が、宗教的少数派を差別するため、或いは「超法規的殺人、暴力、及びヒンドゥー教徒以外の人々をヒンドゥー教に強制改宗させることを正当化」するために利用されていることを挙げた。2019年、アムネスティ・インターナショナルは、インド全土におけるイスラム教徒やその他の宗教的・民族的集団に対する、「数多くのヘイト・クライム」を報告した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、少数派、特にイスラム教徒たちに対するヒンドゥー教徒過激派グループによる集団暴力事件を報告し、政府は2019年の選挙の前にそのような攻撃を止めさせることができなかったのを批判されている、と主張した。ただし、HRWは、モディ首相が選挙後、インクルーシブな政治を訴えかけたことを指摘している。インド政府は、米国国際宗教自由委員会（Commission for International Religious Freedom : USCIRF）の2019年レポートを「偏見がある」と拒絶した。このレポートは、インドを、宗教的自由の違反に従事する又はそれを許容する国として指定した。

改宗法及び反改宗法

3.27 7つの州では、ほぼ同一の法律で宗教の改宗を規制し、個人が改宗する前に地元の政府に届出ること、或いは場合によっては許可を得ることを義務付けている。これらの州は、インドのSTの90パーセント近くが拠点としている地域であり、人口におけるダリット及びOBCの比率が高く、貧困及び非識字率が高く、医療サービスが不十分である。アナリストたちの中には、反改宗法はダリットやその他の低いカーストとして扱われている人々がヒンドゥー教を離れ、自らのカーストを棄てるのではないかというヒンドゥー至上主義者たちの恐れと関連があると主張する者もいる。カースト制度はヒンドゥー主義に深く根差したものである。

3.28 州の反改宗法（ACL）が最初に導入されたのは1967年のオリッサ州で、その後、マディヤ・プラデーシュ、グジャラート及びヒマーチャル・プラデーシュの各州がこれに続いた。チャッティースガル州は、2000年にマディヤ・プラデーシュ州から分離したときにこの法律を引き継いだ。ACLはジャールカンド州（2017年9月）及びウッタラーカンド州（2018年4月）でも成立した。アルナーチャル・プラデーシュ州には1978年に遡ってACLが存在しているが、これを執行する規則は施行されていない。タミル・ナードゥ州は2002年にACLを導入したが、2004年に破棄した。ラジャスタン州の2006年ACL法は州知事が署名していないままである。アッサム、マニプール及びマハラシュトラ各州も、ACLの導入を検討中と伝えられる。

3.29 ACLは改宗を直接的に禁じるわけではない。その代わりに、「強要、誘惑、勧誘又

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

は詐欺」による改宗を禁じている。これらの文言に明確な定義はなく、実際には政府及びその職員に幅広い逮捕権を付与している。たとえば、ジャールカンド州の刑罰は3年の実刑及び5万ルピー（約1,000豪ドル）の罰金で、改宗者が未成年、女性、又はSC若しくはSTに属する者である場合は4年の実刑と10万ルピー（約2,000豪ドル）の罰金である。グジャラート州、マディヤ・プラデーシュ州及びヒマーチャル・プラデーシュ州の法律は、牧師、尼僧及び聖職者の何らかの活動が、改宗を説く動機に基づくものであることを疑わせる場合は、隣人或いは村人たちに政府及び警察に通報する義務を課している。キリスト教の権利擁護団体オープン・ドアーズ（Open Doors）は、「ヒンドゥー教徒として育ったが、純粋にキリスト教徒に改宗した人」や、そのような人にキリスト教を紹介した人に対して、誤った強要の疑惑で告発するためにACLが利用されている、と主張する。ヒンドゥー教から他の少数派の宗教に改宗する場合は厳重な検査を受け、場合によっては刑事責任を問われる一方で、ヒンドゥー教以外の宗教からヒンドゥー教への改宗（改宗を強要された場合を含め）が生じた場合については、「反改宗」に対処する立法は存在しない。

3.30 数多くのヒンドゥー教組織によって、反改宗（「ガル・ワプシ (*ghar wapsi*)」プログラム）が実施されている。2019年1月、メディアは96人のキリスト教徒がトリプラのガル・ワプシの儀式で改宗したことを報じた。2014年のメディアの報道によると、ヒンドゥー至上主義団体ダルマ・ジャグラム・サミティ（Dharm Jagram Samiti : DJS）は1966年以降60万人を超える人々をヒンドゥー教に再誘導したと主張し、DJSのウッタル・プラデーシュ州のリーダーは、2021年までにインドをヒンドゥー教国家にすることが自分たちの目標であると述べている。一部の評論家は、ガル・ワプシの問題に対する政府の沈黙は、この行動に対する暗黙の了承だと見ている。

3.31 現地の情報筋は、宗教の改宗に関連する暴力の複数の事件を報告している。インドの非営利団体 Persecution Relief によると、2019年2月、40歳のキリスト教徒改宗者 Anant Ram Gand が、オリッサ州のラーイガル徴税地区（Raigarh Tehsil）で首を切断された。9カ月前に Gand の改宗に反対していた村民たちが、地元の名クサライト戦闘員に武器を渡し、Gand がナクサル党の秘密を警察に暴露すると訴えて、殺害を実行させた疑いがある。その襲撃の1週間前、7人の村民が Gand にキリスト教を棄てるよう迫り、従わない場合は殺すと最後通告を行ったと伝えられる。2019年2月と5月にはそれぞれ、チャッティースガル州で2人の男性が、キリスト教への改宗に反対された後、殺害された。2019年10月24日、オリッサ州でキリスト教の Saanvi 牧師がその布教活動を止めるよう警告を受けた後、首を切断された。

ヒンドゥー教徒

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.32 2011年の国勢調査によると、ヒンドゥー教徒はインドの人口の79.8パーセントを占めている。国勢調査実施時期までの10年間（2001年から2011年）のヒンドゥー教徒人口の成長率は16.8パーセントだった（直前の10年間の19.92パーセントから減少）。ヒンドゥー教は28の州及び連邦直轄領で多数派宗教として信仰されている。マニプール州、アルナーチャル・プラデーシュ州、メーガーラヤ州、ナガランド州及びミゾラム州（キリスト教が支配的）、パンジャブ州（シク教が支配的）、J&K及びラクシャドウィープ（イスラム教が支配的）及びラダック（仏教及びイスラム教が支配的）では、ヒンドゥー教が少数派である。

ヒンドゥー至上主義組織

3.33 近年、宗教的少数派を標的とした攻撃が増加している。一部の観測筋は、現政権のメンバーがインドにおけるヒンドゥー至上主義組織による少数派への攻撃やヘイト・スピーチを容認する環境を作り出していると主張する。

3.34 サング・パリヴァール (*Sangh Parivar*) とは、「民族奉仕団ファミリー (Family of Rashtriya Swayamsevak Sangh)」, 或いは「RSSファミリー」を総称する言葉で、インドのヒンドゥー至上主義運動から多くがその傘下に入っている。RSS自体は1925年に設立され、およそ5~600万人のメンバーがいる。RSS傘下の又は同盟関係にある組織には、インド人民党(BJP), 世界ヒンドゥー協会(Vishwa Hindu Parishad:VHP), その青年部隊のバジュラング・ダル (Bajrang Dal : BD) 及び女性組織のドゥルガ・バヒニ (Durga Vahini), 学生組織の全インド学生協会 (Akhil Bharatiya Vidhyarthi Parishad : ABVP), 及び農民組合のインド農民連盟 (Bharatiya Kishan Sangh) などがある。

3.35 これらの組織はその創立時において、その組織の目標としてヒンドゥー社会の構築及び統合、そしてヒンドゥーのダルマ (*Dharma*) (ヒンドゥー教における義務、宗教及び法律を規定する道徳上の教え及び生活の規範) を守ることを掲げている。RSS運動及びその関係者は、ヒンドゥー教徒を組織し、その利益を守るために草の根レベルで活動することで知られてきた。伝えられるところによると、参加者は、ヒンドゥー教的な生き方を最優先にする講義に参加する。

3.36 一部のRSS傘下組織は過激派活動に従事している。2018年、CIAはVHPを軍事的宗教団体と分類した。1992年、BDはアヨディヤのバーブリー・マスジッド (Babri Masjid) モスクの破壊に参加した (「アヨディヤバーブリー・モスクとヒンドゥー寺

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

院」を参照)。過去 30 年間、BD は追放されるか社会の片隅で活動するかのいずれかだった。しかし、2014 年に BJP が与党となって以来、メディアは BD が以前より強化してきたと訴えている。BD はインド全土にわたって約 2,500 の下部組織を形成している。

3.37 2018 年、ヒンドゥー至上主義組織はグルガオン (Gurgaon) の公園でイスラム教徒が公開の礼拝を行うことを禁じるよう要求し、その後、執行と称して集団攻撃が発生した。2019 年、ジャールカンド州において、24 歳のイスラム教徒 Tabrez Ansari が縛られ、殴打され、ヒンドゥー教の神を讃える言葉を唱えるよう強制された。その攻撃を撮影した動画が、テレビの全国放送で流された。Ansari は後に、この攻撃で受けた傷により死亡した。ジャールカンド警察は、検視によって Ansari の死因が心不全とされたため、13 人の容疑者の殺人容疑を取り下げたが、後にこれは元に戻された。加害者たちがヒンドゥー教の右翼団体と繋がりがあるとい証拠はなかったが、VHP の活動家たちが加害者の逮捕に抗議していた。

3.38 2019 年末頃から 2020 年の初め、ニュー・デリーを含めインド全土の複数の大都市で、国民登録簿及び 2019 年改正国籍法 (CAA) に関連した大規模な暴動が発生した。専門家たちは、ヒンドゥー教徒の暴徒 (ヒンドゥー至上主義組織と繋がりがあると考えられている) を支持して警察が直接参加するなど、これらの暴動における警察の共謀と、それによってイスラム教徒コミュニティが危険にさらされていることへの懸念を表した。メディアの報道によると、その時に撮影された動画には、若いイスラム教徒の男性たちがヒンドゥー教徒の暴徒に襲われているときに、警察がその男性たちに国歌を歌うよう求めている様子が映されていた。DFAT は、これらの暴動が発生した背景にある主な理由はインドの国籍法の改正に関係しており、多くの人々がこの改正国籍法をインドの世俗的な性格を損なうものと見ている、と評価する。

3.39 DFAT は、インドの圧倒的多数派として、ほとんどのヒンドゥー教徒はその宗教を理由に公的又は社会的な暴力や差別に直面することはない、と評価する。

イスラム教徒

3.40 イスラム教はインドで 2 番目に規模の大きい宗教であり、人口の 14.23 パーセント (約 1 億 7,200 万人) (2001 年の国勢調査における 13.4 パーセントから増加) がイスラム教徒と確認されている。イスラム教徒はインドにおいて SC に次ぐ 2 番目に大きな少数派集団である。2019 年の推定では、インドのイスラム教徒人口は、概ね世界で 2 番目に多く (世界全体のイスラム教人口の 11 パーセントを占め、インドネシアに次

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ぐ)、イスラム教徒の少数派集団として世界で2番目に大きい。2011年の国勢調査の結果によると、イスラム教徒が多数派の州又は連邦直轄領は、(元は州である)J&K(68.31パーセント、約850万人)と、ラクシャドウィープ(96.58パーセント、約62,270人)である。その他ではイスラム教徒は少数派であるが、イスラム教徒居住地に集中していることが多い。多数のイスラム教徒人口を抱える州は、ウッタル・プラデーシュ州(3,840万人)、西ベンガル州(2,640万人)、ビハール州(1,750万人)、マハラシュトラ州(1,290万人)、アッサム州(1,060万人)及びケララ州(880万人)である。

3.41 インドのイスラム教徒は均質な集団ではない。言語(主にウルドゥー語であるが、複数の地域言語もある)、民族性、文化的及び経済的立場において異なっている。大半はスンニ派で、残りはシーア派及び様々な分派である。インドのイスラム教徒はSCやSTと同じ憲法上の保護は与えられておらず、雇用或いは教育において留保制度を適用される資格はない。イスラム教徒には、中央又は州政府の議会に関して選挙区で留保された議席はないが、イスラム教徒の議員は珍しくなく、閣僚レベルの議員も存在する。ただし、イスラム教徒が人口に占める比率にしては、代位議員の数は少ない。今日まで様々な州においてイスラム教徒の州首相が存在し、イスラム教徒のインド大統領も過去に2人存在した。

3.42 イスラム教徒はその数の多さにもかかわらず、雇用及び政府の一部の領域において占める割合が少ない。ただし近年では、公務員に占める割合において改善が見られている。イスラム教徒は小企業で雇用されるか、それを経営する自営業者、職人、漁業及び未熟練労働者であることが多い。メディアの報道では、大都市へのイスラム教徒の移動は、イスラム教徒が「労働市場から締め出されて」いるために減少している。

3.43 近年報告されたイスラム教徒が関与するコミュニカルな対立の事件には、暴力、攻撃、暴動、宗教が動機となった殺人、及び差別などがある。ピュー・リサーチ・センター(Pew Research Center)の2019年7月の調査では、人口が最も多い25カ国における宗教上の制限を調べたところ、インドは最も高いレベルで社会的対立がある国として上位5カ国に数えられていた。発生した事件の一部については、シヴ・セナー(Shiv Sena)やRSSといったヒンドゥー至上主義組織に責任があり、これについて一部の観測筋は「容認される環境」の中で発生したと主張している(「ヒンドゥー至上主義組織」を参照)。2019年3月、国連人権高等弁務官はインドに対して、「分断的な政策」及び少数派、特にイスラム教徒、ダリット及びアディヴァシに対するハラスメントについて警告した。

3.44 インドのモディ首相とその他政府の最高幹部たちは、新型コロナウイルスのパ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

パンデミック中は、コミュニティの調和と宗教団体が互いに支え合うことが大切であると強調している。しかしながら、2020年6月30日のHRCでの報告において、国連人権高等弁務官は、インドの少数派であるイスラム教徒が新型コロナ・ウイルスと関連付けられてスティグマを着せられ、ヘイト・スピーチのターゲットとなっているという報告への懸念を表した。2020年3月、インド当局は、新型コロナ・ウイルスの感染事例を、あるイスラム教の伝道活動「タブリーギ・ジャマート (Tablighi Jamaat)」がデリーで宗教上の集会を開き、その際にソーシャル・ディスタンスのルールを守っていなかったとされることに結び付けた。その後、インドではツイッター上にハッシュタグ「#Coronajihad (コロナジハード)」を添えたツイートがトレンド入りし、タイム誌によると、2020年3月28日から4月3日の間にこのハッシュタグが30万回近く使用された。デジタル人権団体のイーコリティ・ラブズ (Equality Labs) は、これらの投稿がヘイト・スピーチ及び新型コロナに関するツイッターのルールに違反しているにもかかわらず、ソーシャル・メディア上の多くの投稿が削除されていないと訴えた。

畜牛に関連する攻撃

3.45 牛はヒンドゥー教において神聖な存在とみなされている。牛を殺すことはインドの大半で禁じられている一方で、牛肉は一定の少数派集団によって消費されている。インドでは、畜牛保護自警集団によって、畜牛の屠殺、牛肉の販売又は違法な牛の運送に関与したと思われる人々への攻撃が発生している。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の2019年の報告書は、BJPのメンバーが牛肉の消費とそれに関連するとみなされる人々に対する暴力を煽るような言い回しの発言をしていると主張している。畜牛に関連するヘイト・クライムを追跡しているデータベースは、2010年から2018年の間にインド全土で120件のそのような犯罪が発生し、45人が死亡、少なくとも245人が負傷していることを記録した。その犯罪のうち98パーセント以上が2014年以降に発生している。イスラム教徒は突出してその影響を受けており、被害者のうち50パーセントを占めている（それに対して、ヒンドゥー教徒は9パーセント、ダリットは10パーセント、アディヴァシは3パーセント、そして28パーセントが宗教或いはカーストが不明である）。

3.46 観測筋は、畜牛に関連する攻撃の増加は、ヒンドゥー至上主義の拡大と関連があるとしている。2010年から2018年の9年間に報告された攻撃のほとんどは、ウッタル・プラデーシュ、ハリヤーナー、カルナータカ、ジャールカンド及びグジャラート各州で発生した。HRWによると、攻撃の多くは「畜牛保護自警集団」が扇動したものであり、それらの団体は、BJPと繋がりのあるヒンドゥー教過激派組織と関連がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.47 2018年7月、畜牛に関連する攻撃が増加する中で、伝えられるところによると、インドの最高裁判所は立法府がそのような攻撃を禁止する法律を制定すべきであると要求した。DFATは、そのような法律はまだ制定されていないと理解している。メディアの報道によると、畜牛に関連する暴力事件の加害者は、ほとんど処罰されることがなく、不法行為が罰せられない文化が醸成されている。一部の事件では、攻撃の様子が動画に撮影され、ヒンドゥー教過激組織と関連のあるソーシャル・メディアのチャンネルに投稿された。たとえば、2017年ラジャスタン州の酪農家でイスラム教徒の Pehlu Khan とその2人の息子に対する集団攻撃の様子が、BD と繋がりのある YouTube チャンネルに投稿された。この事件での9人の容疑者のうち6人は2019年8月に無罪となり釈放された。同時に、ラジャスタン州の「牛族動物(1995年)(屠殺禁止及び一次的移動又は輸出の規制)法(Bovine Animal (Prohibition of Slaughter and Regulation of Temporary Migration or Export) Act, 1995)」の第6条に基づき、Phelu Khan が死後に起訴された。人権問題の観測筋は、目撃者や被害者の家族に対する反訴によって、それらの人々が正義を追求することを恐れる場合があり、場合によっては加害者たちが大っぴらに政治的保護を受けることがある、と報告している。

アヨディヤーバーブリー・モスクとヒンドゥー寺院

3.48 ウットル・プラデーシュ州アヨディヤーにある、数百年前に建てられたバーブリー・モスクは1992年、ヒンドゥー教の暴徒たちによって破壊された。これが引き金となり、その後の暴動において、インド全土で数千人の死者(そのほとんどがイスラム教徒)が発生した。ヒンドゥー教徒たちは、このモスクがヒンドゥー教の神、ラーマ王子(Lord Ram)の誕生の地に建てられており、その地にはイスラム教のモスクよりも数百年早くからヒンドゥー教の寺院が建てられていた、と信じている。

3.49 2019年5月の連邦選挙の準備期間中に、BJPは、その場所に新しい寺院を建設することを選挙の公約にした。2019年11月9日、最高裁判所は、モスクの破壊は違法である一方で、破壊されたモスクのあった場所は、ヒンドゥー寺院の建築を監督する信託に引き渡されなければならない、近くに新しいモスクを建設するための別の土地がその信託に割り当てられる、と決定した。モディ首相は、裁判所のこの決定を歓迎した。この判決の後、モディ政権は、15人のメンバーから成る信託を設立し(Shri Ram Janambhoomi Teertha Kshetra Trust)、建設は2020年4月に着工される予定である。しかし、新型コロナ・ウイルスに起因する全国のロックダウンによって、着工が遅れた。同年8月5日、定礎式が行われた。

3.50 その場所に関する民事訴訟が行われる間、連邦及び州政府は、コミュニティ間で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の法と秩序を維持するための措置として、特殊部隊を大規模に配備し、ソーシャル・メディアへのアクセスを制限した。メディアの分析によると、裁判所の決定に対するイスラム教徒コミュニティの反応が比較的目立たないものだったのは、一部に、判決の前の数日間に主な都市で大規模な警察が配備されたことで、恐怖を抱いたためだという。主な野党は概ね、その場所でのヒンドゥー寺院の建設を支持している。

トリプル・タラーク

3.51 2019年7月、2019年ムスリム女性(離婚に関する権利保護)法(*Muslim Women (Protection of Rights on Divorce) Act*) 法案が成立した。この法律は、違法な「*talaq-e-biddat* (即時離婚)」、或いはその他類似の形態で、イスラム教徒の夫が即時のかつ取消不能な離婚を宣言する効果のある「タラーク (*talaq*)」を無効とするものである。この法律に基づき、口頭で若しくは書面で、又はSMS, WhatsApp 若しくはその他の電子的なチャット形式を通して一度に「タラーク (アラビア語で「離婚」という意味)」と3回宣言することは違法である。イスラム教徒で妻に対して違法な形の「タラーク」を宣言した者は、3年以下の実刑及び罰金刑を科される。インドは「トリプル・タラーク」の禁止において、アフガニスタン、バングラデシュ、エジプト、モロッコ、パキスタン、サウジアラビア、及びアラブ首長国連邦に加わった。この法案を可決するにあたり、モディ首相はツイッターに次のように述べた「時代遅れで古びた慣行がとうとう歴史のゴミ箱に放り込まれた！ 議会はトリプル・タラークを廃止し、イスラム教徒の女性に対して行われてきた古い不当な行為を是正する。これは、ジェンダーの正義にとっての勝利であり、社会における平等を推進するだろう。インドは今日という日を祝福する！ この法律に反対する者たちは、これを BJP 政権下で確認される新たなイスラム教徒攻撃で、イスラム教徒の女性たちを今よりさらに疎外するだろう」と述べた。

3.52 活動家たちは、インドで何件の「トリプル・タラーク」の事例が発生するのかを数量化することは不可能であると述べている。法律が制定されたにもかかわらず、この慣行は継続しており、通報があったときは警察が捜査している。

3.53 DFAT は、イスラム教徒が公的な差別を受けるリスクは低いと評価する。DFAT の評価では、多くのイスラム教徒たちの日常生活において、社会的な差別や暴力のリスクのレベルは低い。インドでは数十年にわたってコミューナル暴力が発生してきた。イスラム教徒のコミュニティは、突出してその影響を受けることが多く、2020年2月にデリーで発生した複数の暴動が、その最新の例である。ヒンドゥー至上主義による政治が、近年インドの各地でコミューナル対立を激化させている。このような環境下で、イスラム教徒コミュニティでは恐怖感が高まっている。畜牛の屠殺に関与しているイスラム教徒

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

にとっては、社会的差別及び暴力のリスクが高くなっている。ただし、それらの事件は、広く報告されてはいるが、ほとんどのイスラム教徒の日常生活には影響を与えていない。

キリスト教徒

3.54 キリスト教徒は、総人口のおよそ 2.3 パーセントを構成している。2011 年の国勢調査によると（最新の数値）、インドには 2,780 万人のキリスト教徒が存在している。今日最大のキリスト教派は、カトリック教会（ローマ・カトリック）、シリア＝マラバル典礼カトリック教会（Syro-Malabar Catholics）、マランカラ・シリア正教会（Malankara Orthodox Syrians）及び様々なプロテスタント宗派である。キリスト教は、ナガランド、ミゾラム、メーガーラヤ及びマニプールの北東部州で主要な宗教となっている他、アルナーチャル・プラデーシュ州、ケララ州、タミル・ナードゥ州、ゴア州、アンダマン・ニコバル諸島で相当な人口を占めている。

3.55 ヒンドゥー至上主義の興隆は、キリスト教徒に対する暴力と差別の事件が増加した時期に一致している。キリスト教徒たちは以前にも増して、論拠に乏しい訴訟手続きや警察の報告書、教会や NGO が地元政府当局に対応する際の困難さ、キリスト教徒を侮辱する政府高官の公式声明、或いは暴力やその脅迫に直面するようになった。キリスト教徒支援団体オープン・ドアーズの、キリスト教徒が最も差別を受ける国のランキング「2020 年ワールド・ウォッチ・リスト（2020 World Watch List）」では、インドは 10 位にランク付けされた（「改宗及び反改宗法」を参照）。オープン・ドアーズは、差別は改宗者に対して最も激しく、キリスト教徒がハラスメントを受けても警察が介入することは滅多になく、キリスト教徒はオンラインで、また、自らのコミュニティで監視を受けていると主張している（ただし、誰によってとは明記していない）。

3.56 複数の NGO が、キリスト教徒であることに加えて付与されているアイデンティティ（アディヴァシ或いはダリットのキリスト教徒として）によって、それらの人々が遭う社会的・経済的な、政治的な、及び文化的な差別がさらに深刻化する場合がある、と報告している。ダリットのキリスト教徒及びイスラム教徒は、同様に高いレベルの横断的な差別を受ける。「憲法（指定カースト）令（1950 年）（Constitution (Scheduled Caste) Order, 1950)」において、ダリットのキリスト教徒は SC の指定を受けていないため、ダリットのヒンドゥー教徒、シク教徒及び仏教徒が得られる一定の保護及び手当などを含め、留保制度の適用を受けることができない。ダリットのキリスト教徒は 810 万人と推定されている（全キリスト教徒人口 2,700 万人のうち約 30 パーセント）。さらに 30 パーセントを占める部族民のキリスト教徒と併せると、社会的及び経済的に貧しいこれらの集団は、インドのキリスト教徒の大半を占める。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.57 米国のオンラインの報道機関、ナショナル・カトリック・リポーター (National Catholic Reporter) は、インドのキリスト教徒及びイスラム教徒は近年、益々厳しい差別にさらされていると報じている。ナショナル・カトリック・リポーターは 2019 年 10 月、「複数の施設を閉鎖するための組織的な活動が行われている」と訴えた。2020 年 10 月 8 日、ジャールカンド州でインド国家捜査局 (National Investigation Agency) は、高齢のイエズス会司祭、スタン・スワミー神父 (Father Stan Swamy) を、2018 年のカーストに基づく暴力事件及び毛沢東主義者 (「ナクサライト運動 (毛沢東主義者)」を参照) と繋がりがあるといふ疑惑に関連して、テロ容疑で逮捕した。政府の批判者で先住民の擁護者であるスワミーは容疑を否認した。この逮捕に先駆けて、2019 年 6 月及び 2018 年 8 月にはスワミーの自宅の強制捜査が実施されていた。2020 年 10 月 20 日の声明で、国連人権高等弁務官は、インドにおける人権問題に関する懸念を提起したが、これにおいてスワミーの事件にも特に言及した。

3.58 2019 年 3 月の米国ニューズウィーク誌の報道は、マディヤ・プラデーシュ州、ラジャスタン州、タミル・ナードゥ州、ウッタラーカンド州及びウットル・プラデーシュ州において、建築法及び／又はパンチャヤットの建築規則を理由に、100 カ所以上の教会が閉鎖されたと訴えた。ニューズウィーク誌は、インドの遠隔地では記録の収集がより困難で、そのような地域での数はこの数字には含まれていないため、影響を受けた教会の実際の数はいくつかの可能性が高いと主張している。

3.59 インドで活動する最大のキリスト教系慈善団体の 1 つで、米国を拠点とするコンパッション・インターナショナル (Compassion International) は、2017 年、改宗活動に資金を提供しているという疑いをかけられたため、インド国内への送金のための承認を政府から付与されず、48 年間の活動実績がありながら、インドでの活動を停止せざるを得なくなった。この活動停止は、伝えられるところによると、政府が「国家の利益にとって有害である」とみなす活動に対する外国からの資金提供を抑圧するための戦略の一環だった (「人権擁護団体」を参照)。閉鎖されるまで同団体は、年間およそ 4,500 万米ドルの資金を送る、インドで最も多額の寄付を行う単一の外国団体として何度も評価されてきた。2020 年、インド当局はジャールカンド州、マニプール州及びムンバイで活動するキリスト教系 NGO の 4 団体に対する「外国貢献規制法 (Foreign Contribution Regulation Act: FCRA)」の認可を、理由を特定することなく停止した。

3.60 インドの団体 Persecution Relief は、その 2019 年の年次報告書において、インドにおけるキリスト教徒に対する攻撃を 527 件記録したが、これは 2018 年と比較して 10.27 パーセントの増加となっていた。Persecution Relief は、実際の件数は報告され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た件数よりもはるかに多い可能性多が高いと主張する。最も件数が多かったのはウッタール・プラデーシュ州で、タミル・ナードゥ州がそれに続いた。2016年～2019年の期間において、Persecution Reliefは1,774件の事件を記録した。脅迫、ハラスメント及び威嚇が最も多い差別の形態で、教会への攻撃、身体的暴力がその後続く。

3.61 DFATは、ヒンドゥー至上主義の興隆と共にキリスト教徒に対するコミューナル暴力の事件が増加の傾向ではあるが、大半のキリスト教徒が日常生活において遭遇する社会的差別及び暴力のレベルは低いものだと評価している。ただし、DFATは、キリスト教への改宗者及び活動家、並びに改宗を説く活動、特にヒンドゥー教徒に対してこれを行うキリスト教徒は、中程度の公的及び社会的な差別を受けると評価する。DFATの評価では、ダリットの改宗者及び低いカーストの出身とみなされるキリスト教徒は、それらの人々の横断的なアイデンティティにより、リスクがより高くなっている。

シク教徒

3.62 インドには2,080万人のシク教徒が存在する（2011年国勢調査）。シク教徒の拡大は、2001年の国勢調査以降、減速している。シク教徒はパンジャブ州において主要な宗教であり（約1,600万人）、ハリヤーナー州（120万人）、デリー首都圏（570,581人）、ラジャスタン州（872,930人）、ウッタール・プラデーシュ州（643,500人）及びウッタラーカンド州（295,530人）において、非常に多数のシク人口が存在している。

3.63 インドのシク教徒は、認知に関する問題を抱えてきた。憲法は、シク教徒、仏教徒及びジャイナ教徒をヒンドゥー教と同類として扱っており、したがってそれらの宗教は法的に他と区別される宗教として認められていない。

3.64 シク教徒の集団間での相違点の1つに、「カリスタン（Khalistan）」と呼ばれるシク教徒の独立国家の設立を、その集団がどの程度支持しているかということがある。1966年にパンジャブ語を話すシク教徒が多数派を占めるパンジャブ州が設立されたのは、ある程度、この問題への対処となっていた。1982年のシク教徒コミュニティ内での内紛の間、分離独立主義の指導者ジャルナイル・シン・ビンドラーンワーレー（Jarnail Singh Bhindranwale）とその支持者たちがアムリトサル（Amritsar）にあるシク教徒の聖地、黄金寺院（Golden Temple）の施設に立てこもった。1984年6月、インド政府は、「ブルー・スター作戦（Operation Blue Star）」として知られる軍事作戦によって寺院施設からビンドラーンワーレーとその支持者たちを退去させるよう軍に命じた。インド軍は黄金寺院の施設を砲撃し、寺院は深刻なダメージを受けた。ビンドラーンワーレーとその支持者の多くはこの作戦で殺害された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.65 ブルー・スター作戦に対する報復として、1984年10月、当時のインディラ・ガンジー首相が、ニュー・デリーにある自宅で彼女のボディーガード2人により暗殺された。その後数日間にわたって、首相暗殺の報復を狙う暴徒がニュー・デリーなどにあるシク教徒の住宅や会社を襲撃した。この暴動でおよそ3,000人（大半がシク教徒）が死亡した。治安部隊は1980年後半を通じてシク教徒の分離独立主義を抑圧するために更なる作戦を実行したが、その間、治安部隊が拷問、超法規的殺人及び拘留中の死亡に関与したという疑惑が生じていた。

3.66 複数のNGOの報告によると、コミューナル暴力はインドの宗教的少数派、中でもイスラム教徒に突出して影響を与えているが、キリスト教徒とシク教徒も、様々な程度の、社会・経済的、文化的及び法的な差別に直面している。シク教徒に対する暴力の軽微な事件の報告が生じている。メディアの情報では、近年、シク教徒と警察が関与するそれぞれ独立した以下のような事件が伝えられている。

- デリーのムケルジー・ナガー (Mukherjee Nagar) で2019年7月に発生した交通事故の後、シク教徒の「テンポ (tempo)」の運転手と警察官の間で喧嘩になり、警察官が運転手を殴った。調査が行われた後、関与した警察官は「理不尽な、軽率な、かつ著しく職業倫理にかける」行為を理由に解雇された。

- パンジャープを拠点とするシク・シヤサット・ニュース (Sikh Siyasat News : SSN) による2018年のある記事が、カルナータカ州での暴徒による攻撃で1人のシク教徒の男性が負傷し、6人が逮捕されたと報じた。警察の報告では、その男性は暴徒たちによって「子どもの誘拐犯 (child lifter)」と誤って疑われ、村民たちは「(その) 意味を認識せずに」男性のキルパン (シク教の信仰のための道具として使用される短剣) を武器と勘違いしたことが示唆されていた。

- SSN上の2018年の他の記事では、ハリヤーナー州で攻撃を受けたと伝えられるある家族が、この事件について警察が何の捜査も行わず、代わりにその家族を起訴すると脅したことを詳しく語った。

3.67 カナダ移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada : IRB) が引用した情報によると、1980年以来、パンジャープ州外に居住するシク教徒は安全に生活しており、経済的及び社会的にコミュニティに溶け込んでいる。IRBは、限局的な差別、たとえば公共エリアへの立ち入りを阻止された、或いは教育プログラムにおける試験を受ける会場に入る前に信仰の道具 (ターバンやキルパンなど) を身につけないよ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

う要求されるといったことは発生する場合があるものの、そのような問題は適切に現地の裁判所や警察によって対応されている、と指摘する。シク教徒は、シク教徒が既に存在している地域以外の場所に溶け込む際には困難に直面する場合があります、また、キルパンを携行することについて法執行機関や政府職員から差別を受ける場合があります。

3.68 DFAT は、インドのシク教徒が、公的及び社会的な差別や暴力にさらされるレベルは概して低いと評価している。

仏教徒

3.69 インドにおける 840 万人の仏教徒は、全人口のおよそ 0.7 パーセントを占める (2011 年国勢調査)。2011 年国勢調査によると、ほとんどの仏教徒はダリットで、ヒンドゥー教のカースト制度の中で差別を受けたためにヒンドゥー教から改宗した人々である。

3.70 シク教徒及びジャイナ教徒と同様、仏教徒は憲法上、ヒンドゥー教徒と同じグループに分類されており、つまり、仏教は、他と区別可能な宗教として認知されていない。DFAT は、インドの仏教徒コミュニティを特に標的にした、大きな暴力事件を認識していない。

ジャイナ教徒

3.71 インドには 450 万人のジャイナ教徒が存在する。ジャイナ教徒の人口はインドの総人口のわずか 0.4 パーセントにすぎないが、インド経済に対する彼らの影響は依然として大きい。2011 年の国勢調査によれば、ジャイナ教徒はインドで最も高い教育を受け、最も裕福なコミュニティである。ほとんどのジャイナ教徒は実業界に属しており、マハラシュトラ州、ラジャスタン州、マディヤ・プラデーシュ州、グジャラート州、カルナータカ州及びデリー首都圏に居住している。

3.72 シク教徒及び仏教徒と同様、ジャイナ教徒は憲法上、ヒンドゥー教徒と同じグループに分類されており、つまり、ジャイナ教は、他と区別可能な宗教として認知されていない。DFAT は、インドのジャイナ教徒コミュニティを特に標的にした、大きな暴力事件を認識していない。

デラ・サチャ・サウダ教団 (Dera Sacha Sauda Sect)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.73 1948年に設立されたデラ・サチャ・サウダ教団(DSS)は、同教団が社会福祉団体であり、宗教団体であると主張している。しかし、メディアはDSSを「カルト教団」と呼ぶ。DSSはインドの全域に50の僧院を持ち、北東部の都市、ハリヤーナー州のシルサ(Sirsa)に本拠地を構える。伝えられるところによると、オーストラリア、カナダ、アラブ首長国連邦、英国及び米国など、海外にもDSSの支部がある。DSSは自らの教団を「全ての宗教が合流したもの」と宣言し、そのウェブサイト上で、世界中に6,000万人の信奉者がいると主張する。DFATは、この主張の真偽を確認することができていない。社会全体に大規模な支持基盤があり、DSSは選挙において特定の候補や政党への支持を表明することで、長年、影響力のある役割を果たしてきた。

3.74 2017年8月、現在の教団指導者ラム・ラヒム(Ram Rahim)は、2002年に信者の女性2人に性的暴行を加えた容疑で、20年の有罪判決を受けた。メディアの報道によると、被害者2人の弁護士は、さらに50人の女性が被害を訴え出たと述べており、被害者はその他にもいると思われる。ラム・ラヒムが有罪判決を受けた後、ラム・ラヒムの信者たちによる抗議活動が起こり、ハリヤーナー州で少なくとも38人が死亡する結果となった。デリーではさらに多くの人々が負傷し、公共財産への広範囲なダメージが報告され、電車やバスに火が放たれた。

3.75 2019年1月、ラヒムは2002年にジャーナリストのラム・チャンダー・チャトラパティ(Ram Chander Chattrapati)を殺害した罪で、終身刑を言い渡された。殺害は、チャトラパティの新聞が、女性信者たちに対する性的搾取疑惑を伝える匿名の手紙を公開した後のことだった。

3.76 ラヒムはまた、その他2件の別々の殺人事件について公判中である。1件は2002年のランジート・シン(Ranjit Singh)の殺害で、シンはラヒムによるレイプ事件の遺族の1人の兄である。もう1件は1991年のファカー・チャンド(Fakir Chand)で、ラヒムが1990年に教団指導者に指名された後、1991年に行方不明となっていた。ファカー・チャンドは、殺害されたとき、DSSのマネージャーだった。

3.77 インドの中央捜査局(Central Bureau of Investigation)は、少なくとも400人の男性に対し、その人々を「より神に近づける」という約束で去勢を行ったことで、重傷害の容疑で2000年まで遡ってラヒムを捜査している。

3.78 ラム・ラヒムが服役中であり、明らかな後継者もないため、伝えられるところによると、DSSは指導者不在で影響力を失いつつある。ラヒムの刑務所への収監の後、公共財産の破壊や放火について、教団は重い罰金を科され、その将来は不明である。また、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

伝えられるところによると、ラヒムの有罪判決の後、DSS 信者たちに対してさらに 200 件の刑事事件が登録されており、1,000 人以上の信者たちが逮捕された。信徒の数は大幅に減少し、DSS の収入を激減させた。DSS の政治的な影響力は、ラヒムの有罪判決の後には徐々に衰え、2019 の議会選挙に対する教団の影響力は無視できる程度だった。

3.79 DFAT は、デラ・サチャ・サウダ教団の信者を特に標的にした、重大な暴力事件を認識していない。

政治的意見（実際の、又はそのように見なされたもの）

3.80 インドの憲法は、言論及び表現の自由、集会の自由並びに結社の権利を定めている（第 19 条から 22 条）。インド政府は、インドの主権及び領土の保全、国家の安全保障及び社会秩序の利益のために、また、良識と道徳を維持するために、これらの自由に合理的な制限を課すことができる。インドは、扇動及び名誉毀損罪に関する法律、並びにインターネットの利用を規制する法律を定めている。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）によると、これらの法律はインド国民の憲法上の自由を制限している。

3.81 1951 年以来、議会の下院 ロック・サバーの民主的選挙が行われている。この唯一の例外は、 kongress 党の当時のインディラ・ガンジー首相が 1975 年から 1977 年にかけて敷いた非常事態宣言下で選挙を延期したときであった。インドの政治状況の規模や複雑さにもかかわらず、また、一部の例外には留意しつつも、インドにおける選挙は平穏に、また、概して自由かつ公正に行われ、有権者の意思を反映し、中央及び州レベルで頻繁に政権委譲が実現される結果になる傾向がある。活動家たちは時折、紛争被害地域のコミュニティに選挙プロセスをボイコットするよう求め、時として、低レベルの暴力が発生していた。

3.82 インドの政治状況は多様な側面を帯びており、様々な民族的、宗教的、世俗的及び政治的関心を反映している。少数派が政治に参加することを禁じるような、憲法上、法律上又は他の制度上の制限はない。政党は、「票田」をもたらす能力を求めて民族的又は宗教的少数派及びカーストに基づく少数派の機嫌を取り、支援を求める場合が多い。

3.83 観測筋の評価では、政府はインドのナショナリズムとヒンドゥー至上主義を連携させることを目指している。観測筋は、一部のヒンドゥー教組織が暴力を使用することで有権者の間に宗教的な対立が深まり、BJP はそれによって政治的に利益を得ていると主張する。2019 年の USCIRF の報告書（インド政府はこれを拒絶している）は、一定の BJP メンバーがヒンドゥー教過激派グループに属しており、宗教的少数派に関し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で公然と扇動的な言葉を用いていると述べている（「近年の歴史」及び「ヒन्दウー至上主義組織」を参照）。これによって、少数派の権利及び宗教の自由が脅かされ、民主主義と世俗主義の間の繋がりが弱められているという懸念が生じている。

野党及び政府の批判者

3.84 インドには選挙委員会に登録された政党が数百党あり、そのうち、全国的な政党として登録されているのは少数である。BJP とそのライバルであるインド国民会議（ कांग्रेस党）はその中でも最大の政党である。独立以来、 कांग्रेस党は英国支配の終結に向けた国民の運動を支配し、ほとんどの政権を握ってきた。 कांग्रेस党は 2014 年以來、総選挙で続けて BJP に破れており、現在の党首はソニア・ガンディー（Sonia Gandhi）である。その他の全国的政党には以下のものなどがある。

- 大衆社会党（Bahujan Samaj Party : BSP） 1984 年に結成され、SC（ダリットともいう）などの低いカースト、ST、OBC 及び宗教的少数派などを代表する。BSP はウッタル・プラデーシュ州で最も勢力が強く、以前はこの州の与党だったこともある。
- インド共産党（Communist Party of India : CPI） 1925 年に設立された社会主義政党。西ベンガル、ケララ、トリプラ、マニプール及びタミル・ナードゥ各州で様々な支持者層がある。
- インド共産党（マルクス主義）（Communist Party of India (Marxist)） 1964 年に思想的な問題により CPI から分離。マルクス・レーニン主義に基づき、西ベンガル、トリプラ及びケララ各州で強い存在感を示している。
- 国民会議党（Nationalist Congress Party : NCP） कांग्रेस党の幹部の一部が、党首のソニア・ガンディーに反発して脱退し、1999 年に結成された。NCP は主にマハラシュトラ州を拠点としている。
- 全インド草の根会議派（All India Trinamool Congress） 1998 年 1 月にインド国民会議（ कांग्रेस党）から分派して結成された。西ベンガル州で最も強い勢力を有し、同州での与党である。
- 国家人民党（National People's Party） 2013 年に結成され、2019 年 6 月に全国的な政党として認められた。インド北東部でこの地位を獲得した初の政党である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.85 全国的な政党の他に、各州では数多くの地域的な組織が重要な役割を果たしている。地域政党の影響力は確実に拡大していると伝えられ、 कांग्रेस党がその犠牲となっていることも多い。

3.86 憲法は、言論の自由の権利、結社及び組合を結成する自由の権利を保障する。この権利は、社会秩序、良識及び道徳の利益のために、「合理的な」制限を課される場合がある。市民のデモ活動を行うには当局の許可を事前に取得することを義務付けられており、デモは頻繁に行われる。情報機関は市民団体関係者や特定の複雑な分野に関与する個人の活動を常に監視している。一部の評論家たちによると、政府の統制が嚴重になったため、言論の自由の権利は実際には制限されている。

3.87 2020年1月、研究者で学生の Sharjeel Iman が、アッサム州をインドの他の地域から分断するための道路の封鎖を呼びかける抗議演説を行い、その後逮捕され、扇動の容疑で起訴された。これは、政府による「2019年改正国籍法」の導入に反対する2019年12月の抗議活動の後のことだった。Imanの演説の後、複数のBJP幹部がImanを「分離独立論者」とレッテルを張る発言をしたと伝えられている。Imanの逮捕の根拠とされた植民地時代の扇動法（sedition law）について、評論家たちは、政府が反対者を沈黙させるために、同法を利用して、反対者の行為が国家の治安に対する脅威であると主張している、と懸念している。

3.88 メディアは、公式データを引用し、2016年から2018年間に扇動法に基づき332人が逮捕され、7人が有罪判決を受けた（被疑者に対する証拠を集めるのに警察が苦勞したことが示される）と報道で訴えている。研究者たちは、現政権下で扇動法の利用が増加していると訴えている。DFATは、これらの主張の妥当性を確認できていない。

3.89 2019年、少数派コミュニティをターゲットにしたヘイト・クライムに関して、モディ首相への公開書簡で懸念を表した49人を、インドの警察が扇動容疑で起訴した（後に取り下げられた）。その他で最近、注目を集めた事件には、カシミールでのインド軍による拷問疑惑をツイートした活動家のシェーラ・ラシード（Shehla Rashid）に対する扇動容疑、国籍法への反対を表明する学校劇に関与した罪で教員1人と親の1人に対する扇動容疑（後に取り下げられた）などがある。

3.90 選挙関連の事件について公的に入手可能な統計値はほとんどない。投票所の周辺での暴力事件は、選挙期間中、実際に報告される。たとえば、2019年の総選挙の選挙運動では、各党の支持者間の衝突、抗議運動及びその他の暴力が関連する事件が、11の州（当時、全29州のうち）で報告された。有権者、党職員及び選挙管理職員（治安部

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

隊要員を含む) から 7 人の死者が記録され、その他多数の負傷者が発生した。インド選挙管理委員会 (ECI) は、およそ 270 カ所 (100 万カ所のうち) の投票所で、いずれかの政党の支持者により投票用ブースが「占拠」され、有権者が威嚇されていたことを理由に再投票を命じた。ECI はまた、西ベンガルで BJP の支持者と州の与党である全インド草の根会議派の支持者の間で大規模な衝突があったため、選挙運動を 1 日早く終了させた。

3.91 DFAT は、野党の指導者や党员たちが日常生活において公的又は社会的な差別を受けていないと評価する。政治に関連した対立政党の支持者間の暴力については、議会及び州選挙の期間中、特に選挙結果が極めて僅差の場合、リスクが増加する。ただし、一般に、インドでの選挙手続きの規模を考慮すると、選挙は平和的に実施されている。DFAT は、政府への批判的な見解を公に表明する人々が、中程度の公的差別に遭っていると評価する。これには逮捕、ハラスメント及び訴追などが含まれる場合がある。

利害関係集団

人権擁護団体

3.92 インドには、登録されたもの及び未登録のものを合わせて 340 万近くの非政府組織 (NGO) があり、災害救助や社会から取り残され不利な立場のコミュニティの支援など、様々な分野で活動している。NGO は団体登録法 (1860 年) (*Societies Registration Act, 1860*) に基づき、又は非営利団体の登録についての州ごとの法律に基づき、団体を登録することができる。NGO として登録された団体についての正確な数字は存在しない。インドの代々の政権は、時には、NGO の活動、特に構造的な差別、ダリットや部族及びその他の恵まれない人々の権利などの複雑と思われる問題について活動している NGO の活動の抑制を試みてきた。

3.93 一部の NGO は、近年、外国貢献規制法 (*Foreign Contribution Regulation Act : FCRA*) に基づき、外国からの資金の受け取りの許可を取得できていない。2010 年の FCRA の改正は、「政治的性質を有する団体」(同法の 1976 年版で定められていた「政党」よりも幅広い定義) が外国からの資金を受け取るのを禁じることを目指していた。2016 年の改正では、以前は永久的だった許可に 5 年毎の更新を義務付け、また、1 団体の資金について外国資金の比率の制限を設けた。2020 年 9 月、インド議会は FCRA に対する更なる改正を可決した。改正には、受領した寄付金から他の団体等に寄付するサブグラントの禁止、管理費に使用する外国からの寄付金の使用の 20 パーセントの上限設定 (50 パーセントからの引き下げ)、内務省による監視及び執行権限の強化、など

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が含まれていた。

3.94 国連人権高等弁務官は、2020年10月、FCRAが「当局によって非常に重大な性質であるとみなされる報告や人権擁護活動を行うNGOを妨害又は処罰するために利用されている」と懸念を表明した。平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する国連特別報告者は2016年の分析において、FCRAの規範や規制は「国際社会の法、原則及び水準に適合していない」と判断した。

3.95 NGOの中には、外国からの資金受け入れの許可を取り消された、又は更新されなかった団体や、税務調査或いはその他の官僚による措置により活動ができなくなった団体がある。市民社会団体は、政府を相手方当事者とする訴訟において活動家たちを代理する組織のローヤーズ・コレクティブ (Lawyers Collective) を含め、NGOを沈黙させるためにこの手法が利用されていると主張している。2020年9月29日、人権擁護団体アムネスティ・インターナショナルのインド事務所 (AI インド) は、当局が同団体の複数の銀行口座を凍結させたため、インド国内での活動を停止したと発表した。これは、インドの実施局 (Enforcement Directorate) (金融犯罪を捜査する政府機関) が2018年にAIインドに対する強制捜査を実施した後のことだった。同年、チャッティースガル市民の自由のための連合 (Chhattisgarh People's Union for Civil Liberties) という団体の総書記が逮捕され、毛沢東主義者であること及び州に対する反逆罪で起訴された。2017年、米国を拠点とするキリスト教団体のコンパッション・インターナショナルは、FCRAに基づき同団体への外国からの資金を削減されたため、48年間続けてきたインド国内での活動を停止した (「キリスト教徒」を参照)。2015年、伝えられるところによると、グリーンピースのスタッフが、石炭採掘許可による部族の人々に対する影響に関する英国での会議に向かう途中で飛行機から降ろされた。政府は2015年4月、FCRAに基づきグリーンピース・インドアのライセンスを停止した。

3.96 2011年、FCRAに基づき登録されたNGOは4万団体あった。2014年から2018年の間に、およそ2万団体が外国資金を受け取る許可を失った。コンサルティング会社のベイン・アンド・カンパニー (Bain & Company) によるインドの慈善活動に関する環境についての報告によれば、2015年から2018年の間に外国からの資金提供は40パーセント減少した。

3.97 情報筋は、政府がNGOに対する措置をさらに強化しており、「表現及びあらゆる形態の異議を唱える活動の自由を弾圧するために」さらに幅広くFCRAを利用していると考え、とDFATに語った。市民社会団体は、これによって市民社会団体が政府の責任を追及することが困難になった、と訴えている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.98 ローヤーズ・コレクティブに対するインド当局の強制捜査に対して、イングランド・ウェールズ・バー人権委員会 (the Bar Human Rights Committee of England and Wales) は、2019年7月の声明書に、「インドにおいて、インドの政府とは異なる目標を持つ可能性のある市民社会活動家及び人権擁護者の活動の場を狭めるために FCRA が悪用され、不当に活用されているという十分な証拠が存在する」と書いている。同委員会は、そのような強制捜査は「批判的な活動や運動を沈黙させようとする政治的な試みの特質である」と断言した。

3.99 NGO で働く人々は、日常的なレベルでは差別又は暴力に直面していないと DFAT は評価している。政府に批判的な NGO を運営する、或いは政治的に複雑な問題を扱う人々が公的差別を受けるリスクは高い。これは、監視、ハラスメント、強制捜査、或いは資金提供許可の取消しや却下といった形態を取る場合がある。

メディア

3.100 憲法は、「言論と表現の自由」に対する権利を全市民に保障している。これらの権利は、インドの主権と領土保全、国家の安全保障、外国との友好な関係、社会秩序、良識若しくは道徳性を守るため、又は法廷侮辱、中傷若しくは犯罪の扇動に関して、「合理的な制限を課す」ことを認める第 19 条 (2) により制限される。現在、特に国家の安全保障への脅威に対応して、報道内容を制限し、通信内容を監視するため、「違法活動 (防止) 改正法 (2012 年) (*Unlawful Activities (Prevention) Amendment Act, 2012*)」などの一連の改正法、規則及び指針が存在する。

3.101 インドには、活気に溢れたメディア部門があり、憲法は「言論と表現の自由」に対する権利を保障するが、インドの多くの人々がこれを、狭められつつある自由であると考えている。近年、メディアで働く人々は、職務を遂行する中で脅迫、身体的攻撃、身柄の拘束や逮捕に遭っている。

3.102 2020 年、国境なき記者団 (RSF) が毎年公表する「世界報道自由度ランキング (World Press Freedom Index)」でインドは 180 カ国中 142 位にランク付けされた (前年度から 2 つ下落)。RSF は、2019 年のインドにおけるジャーナリストの殺害はゼロだったと報告しているが (2018 年は 6 件)、ジャーナリストに対する警察による暴力や、政治活動家による待ち伏せ攻撃、犯罪集団や汚職を行った地元当局者らによる報復措置などを含め、報道の自由に対する違反行為が絶えないと指摘した。インドの現地メディアは、2019 年に 1 人のジャーナリストをターゲットにした殺人があり、2020 年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

には数件発生したと報じた。

3.103 インド政府は、「電信法 (1885 年) (*Telegraph Act 1885*)」及び「無線法 (1933 年) (*Wireless Act 1933*)」を通してインドの電気通信インフラストラクチャーを幅広く統制してきた。実際に、これによって政府はインターネットのアクセスの決定 (いつ、誰によって)、コンテンツのブロック、サービスへのアクセスの停止、及びインターネット上のトラフィック (通信量) の監視が可能である。ケーブルテレビ網 (規制) 法 (1995 年) (*Cable Television Networks (Regulation) Act, 1995*) は政府に、ケーブル・ニュースに対する類似の権限を付与している。メディアのコンテンツについては、わいせつ性の有無を検査するため、特に国家の安全保障上の問題など機微性の高い情報の公開を阻止するため、また、宗教を冒瀆するとみなされる記事の有無を検査するため、検閲を受けている。当局は、扇動や「宗教的感情に対する攻撃」の容疑などで、様々な法律に基づきジャーナリストを起訴してきた。地元の情報筋が DFAT に語ったところによると、事実上、これらの法律によって、自己検閲が生じているという。

3.104 国家犯罪記録局 (National Crime Records Bureau : NCRB) によると、インドの警察は 2015 年から 2018 年の間に国内全体で 191 件の扇動事件を登録しており、そのうち 43 件で裁判が終了し、4 件で有罪判決が出された。扇動事件はジャールカンド州、ビハール州、J&K 及びケララ州で最も多く見られた。

3.105 2020 年 1 月、新任の Hemant Soren ジャールカンド州首相は、ダンバード (Dhanbad) で改正国籍法に反対する抗議活動を行った 3,000 人以上に対する扇動罪容疑での起訴を取り下げるよう命令した。

3.106 2020 年 3 月 31 日に、インド最高裁判所は、新型コロナ・ウイルスのパンデミックに関連するニュースについて、報道機関が政府の公式版を報道するよう義務付ける指令を可決した。ウッタル・プラデーシュ州では、「首相が全土のロックダウンを発表した後に、州首相が宗教儀式に参加したと非難することにより、市民の間に不和を生じさせた」罪で、警察はオンライン・ニュース・サイトのザ・ワイヤー (*The Wire*) の編集者に対する刑事捜査を開始した。

3.107 インドでの抗議運動を報道するジャーナリストたちは、ハラスメントや暴力に遭うリスクにさらされている。伝えられるところによると、数十人を超えるジャーナリストが、「2019 年改正国籍法 (CAA)」の導入に反応して 2020 年後半にデリー北東部で発生した暴動を取材中に、ハラスメントや身体的な攻撃に遭った。メディアの職員の中には、信仰する宗教について尋ねられたと訴える者や、携帯電話から画像や動画を削

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

除するよう強要された者もいた。ある事例では、ハイデラバードの現地ウルドゥー語新聞の記者、Mohammed Mubashiruddin Khurram が、2020年2月に抗議運動取材している間に逮捕されたが、これは、伝えられるところによると、それ以前の Khurram の記事が政府に批判的であったことに関連してのことだった。報道の自由を守る団体であるジャーナリスト保護委員会 (Committee to Protect Journalists : CPJ) によれば、インドで数多くのジャーナリストたちが、2019年及び2020年の抗議運動取材している間に攻撃され、身柄を拘束され、或いは逮捕された。

- 2019年12月、1人のBBCの記者が、ニュー・デリーのジャミア・ミリア・イスラミア大学 (Jamia Millia Islamia University) で学生の抗議活動取材しようとしたときに、警察によって髪を引っ張られ、電話を破壊され、棒で殴られたと訴えた。インドの現地メディア (マクトゥーブ・メディア (*Maktoob Media*) 及びパル・パル・ニュース (*Pal Pal News*)) のために抗議運動取材していたその他2人のジャーナリストは、警察によって棒で殴られ、記者証を取り上げられ、携帯電話を壊されそうになったと訴えた。主張される攻撃の様子を映した動画がソーシャル・メディア上で拡散された。

- 2020年1月、NDTV (ニュー・デリー・テレビ会社) の記者 Randadip Choudhury は、伝えられるところによると、アッサム州のグワハティ (Guwahati) で抗議者によって攻撃された。抗議者たちは Choudhury の車を傷つけ、放火しようとした。

- ウッタル・プラデーシュ州では、ザ・ヒンドゥー (*The Hindu*) 紙のジャーナリストであるオマー・ラシード (Omar Rashid) を警察が拘束し、「改正戸籍法に対する抗議活動の中で、警察の財産を破壊し、暴力に加わった放火犯たちに関与した」という共同謀議の罪で起訴するとラシードを脅したと伝えられる。

- カルナータカ州では、伝えられるところによると、ケララ州を本拠地とするテレビ局、アジアネット・ニュース (*Asianet News*)、ニュース18 (*News 18*)、メディア・ワン (*Media One*) 及びトゥエンティ・フォー・ニュース24 (*TwentyFour News 24*) のために報道活動を行っていた8人のジャーナリストを、警察がおおよそ7時間にわたって拘束し、不起訴として釈放する前に、彼らの機材を没収した。

- 2020年3月、情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) は、マラーヤラム (Malayalam) 語のニュース・チャンネルである、アジアネット・ニュースとメディア・ワンTVに対し、デリーでの暴動を報道したことへの処罰として48時間の禁止令を発し、番組の報道を停止するよう命じたとされる。同省はこの報道について「偏見的で扇動に当たる」と述べた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- J&K では、シュリナガルの Islamia College of Science and Commerce での抗議運動取材していた、オンライン・ニュースのジャーナリスト Azaan Javaid と Anees Zargar を、警察が攻撃したとされる。警察は、このジャーナリストたちを拳や平手で殴り、2人の携帯電話を没収したとのことである。

3.108 政府に対して批判的であるとみなされるメディアの代表者たちが逮捕されている。2020年4月、インド最高裁判所は Gautam Navlakha に対し、毛沢東主義者との繋がり及びモディ首相暗殺を共謀した容疑で、インド西部のプネー (Pune) のセッションズ (Sessions) 裁判所に出頭するよう命じた。Navlakha は、自らの無実を主張しているが、カシミールや毛沢東主義者の分離独立運動に関連する問題について頻繁に記事を書いていた。2019年8月、内務省 (MHA) はニューヨークを拠点とするインド人ジャーナリストの Aatish Taseer の在外者インド国籍を取り消した。Taseer はタイム誌に書いた2019年5月の特集記事で、モディ政権を批判したために標的にされたと信じている。

3.109 CPJ は、政府が J&K 地方での通信を完全に遮断した2019年8月以来、同地方におけるジャーナリストたちが、「危機状態」で活動していると訴えている（「ジャンムー・カシミール」を参照）。警察はその期間、記者たちを拘束し、威嚇したと伝えられる。通信の遮断は2020年1月に一部解除され、政府は限定的にインターネットのアクセスを再開させたが、解除はソーシャル・メディアには適用されなかった。2Gのインターネットへのアクセスは2020年3月から無制限で許可された。2020年8月、2つの地区で4Gのインターネットへのアクセスが認められた。しかし、DFAT は、セキュリティ上の評価を根拠に、インターネットが断続的に中断していると理解している。

3.110 カシミールのジャーナリストたちは引き続き、警察から不利な関心を向けられている。2020年4月、J&Kの警察は、ジャーナリストの Masrat Zahra と報道カメラマンの Peerzada Ashiq がカシミール人と警察の間の緊張関係について報道したことについて、Zahara に対して「フェイク・ニュース記事」容疑で、Ashiq に対して「反国家的投稿」の容疑で、捜査を開始した。2020年4月、シュリナガルのサイバー警察は、ジャーナリストの Gowhar Geelani に対し、ソーシャル・メディア上での政治的な発言について捜査を開始した。同警察は、Geelani が「違法な活動」に関与しており、それが「インドの国土保全、主権及び安全保障に悪影響を与える」と主張した。

3.111 情報筋が DFAT に語ったところによると、自己検閲は BJP 政権下では「不可欠」なものであり、メディアは事実を伝えることも、政府を批判することもできない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

あるジャーナリストは DFAT に、ジャーナリストたちが「政府寄りか否か」のいずれかに分類され、その結果、メディアの独立性は「抑えられて」いる、と述べた。

3.112 DFAT は、CAA 或いは J&K のような政治的に複雑で難しい問題について報道する、或いは政府やその政策を公然と批判するジャーナリストたちが公的な差別やハラスメントに遭うリスクは高いと評価する。時には、ハラスメントは暴力になることもある。DFAT は、複雑とはみなされない問題について報道するジャーナリストは、巨大かつ活発なメディア産業を背景として、公的及び社会的差別や暴力に遭うリスクが低いと評価する。

女性

3.113 インドの多くの地域における伝統的な社会慣行と女性の低い地位は、ドメスティック・バイオレンスや性別に基づく暴力をもたらしている。児童婚やサティ（寡婦が夫の火葬用の薪の山に身を投げて自殺する慣行）は違法であるが、両慣行とも農村部で継続されている。花嫁の家族がダウリー（持参金）を支払う伝統（ダウリー禁止法（Dowry Prohibition Act : DPA）（1961 年）により禁止）は、女性の幼児殺害、男女産み分けのための中絶及びダウリー死（より高額なダウリーの強要を目的として殺害される、又は追い込まれて自殺する女性）に繋がっている。女性に対する暴力事件が通報されないため、入手可能なデータは実際の暴力の程度よりも低く伝えている可能性が高い。

3.114 世界経済フォーラム（World Economic Forum : WEF）によれば、インド社会の大規模な周縁に置かれている女性の状況は、「不安定」なものである。インドは、WEF の「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2020 (Global Gender Gap Report 2020)」において、153 カ国中 112 位（2018 年から 4 ポイント下落）にランク付けされた。同報告書は、インドにおいて経済的なジェンダー・ギャップが「特に根深く」、2006 年から大幅に深刻化したと述べている。インドは、調査された 153 カ国のうち経済的ジェンダー・ギャップが政治的ジェンダー・ギャップを上回る唯一の国家である。WEF のレポートでは、活発に労働市場に関与しているのは男性が 82 パーセントであるのに対して女性は全体のわずか 4 分の 1 で、女性の勤労所得は男性の 5 分の 1 である。インドは過去 55 年間のうち 15 年間、女性の首相を擁していたが、女性の政治家の占める割合は低い。内閣及びより幅広い閣僚全体で女性はわずかに 10 パーセントである。

3.115 憲法は、女性の権利に関連して、男女の取扱いの平等を含め、様々な保障を定めている（第 14 条）。人種、宗教、カースト、性別又は出生地を根拠とした男女間の取扱いに差異を設けることの禁止（第 14 条）や、人間としての尊厳を保って生きる権利

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(第 21 条)、などである。インドは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDEW)」を含め、人権に関する主な国際条約のほとんどの締約国である(「人権の枠組み」を参照)。職場におけるセクシャル・ハラスメントに関するインド最高裁判所のガイドラインは CEDEW を引用しており、女性に対する暴力に関連する法律が、「インド刑法 (IPC)」, 民法及び特別法に盛り込まれている。それらには、「ダウリー禁止法 (DPA) (1961 年)」, 「女性の猥褻表現 (禁止) 法 (1986 年) (Indecent Representation of Women (Prohibition) Act)」, 及び「サティ (禁止) 法 (1987 年) (Commission of Sati (Prevention) Act)」などが含まれる。

3.116 2005 年のドメスティック・バイオレンスから女性を保護する法律 (Protection of Women from Domestic Violence Act, 2005 : PWDVA) は、身体、言葉、感情、経済及び性的な暴力を含め、家庭内で発生するあらゆる種類の暴力の女性被害者を、より効果的に保護するために制定された。PWDVA は、ドメスティック・バイオレンスを、脅迫又は実際の虐待を含め、被告のあらゆる行為、作為若しくは不作為、又は行動と定義する。

3.117 女性に対する犯罪を防止するための法律は数多くあるにもかかわらず、実際には、インドにおける女性への暴力は継続している。暴力は、誕生日前から幼児期、児童期、思春期そして成人後まで、一生を通して発生する可能性があり、性的暴力、ドメスティック・バイオレンス、及びダウリーに関連する暴力などがある。

3.118 2018 年についての NCRB のデータ (入手可能な最新のもの) によると、インド国内で 78 時間に 1 件のダウリーに関連する死亡があり、59 分間に 1 件のセクシャル・ハラスメントの行為、34 分間に 1 件のレイプ、12 分に 1 件の拷問が発生している。既婚の女性 3 人のうちほぼ 1 人が、ドメスティック・バイオレンスを経験している。NCRB は、女性が最も高いリスクにさらされているのはアッサム州、ハリヤーナー州及びデリー連邦直轄領であると報告している。

3.119 インドにおける女性に対する様々な形態の暴力及び虐待には、社会人口学的及び社会文化的なリスク要因が存在する。それには、結婚及び母性に対する家父長的な姿勢、また未婚、別居或いは離婚した女性に着せられるスティグマ、非識字及び低い教育レベル、低い社会経済的地位及び独立した所得の欠如、などが含まれる。夫及びその親への持参金 (ダウリー) や贈り物を渡す慣習は、インドにおける女性に対する暴力と強く関連することが判明している。学者たちによると、夫よりも高い経済的地位を持つ女性及び伝統的なジェンダーの役割に異論を唱える十分な力を持つと見られる女性に対

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

する暴力のリスクは高い。

3.120 メディアの報告では、2020年の新型コロナ・ウイルス感染症流行防止のためのロックダウンにより、ドメスティック・バイオレンスの件数が増加した。国家法律サービス庁（National Legal Services Authority）の2020年3月25日から5月15日までのデータでは、通報された件数が2019年の同時期と比べて50パーセント増加したことが示されている。ムンバイのある慈善団体は、女性からの電話の件数が4倍に増加し、その多くが夫の失業後に虐待が増えたと通報するものだと報告した。女性の権利団体 Swayam によると、全国的なロックダウンの開始以降5月半ばまでに、ヘルプラインへの相談件数が60パーセント増加したとのことである。虐待を通報するホットラインは複数存在するが、DFATは、その受付時間は限られており、一部の女性はサービスにアクセスすることができない可能性があることを理解する。ヘルプラインで活動するボランティアは、既婚の女性と未婚の女性の双方から電話を受けると述べていた。

3.121 インドでは、家族の争い、ダウリーの要求が満たされないこと、或いは結婚の申し込みの拒絶などを理由として、硫酸を用いて女性や少女の外観を傷つけ、時には殺害する、女性への酸攻撃及びいわゆる「名誉殺人」が報告されている。女性の「名誉殺人」（家族の名誉を守るためとされる）は、不倫の疑い、結婚前の交際、レイプ、或いは家族の希望に反した恋愛などの場合にも行われる。メディアの報道によると、インドの警察は2015年中に251件の「名誉殺人」を登録したが、インドで殺人とは分離してこれを集計し始めた1年前は、年間で28件だった。メディアは2019年、NCRBが新たに発表した報告書2017年の「インドにおける犯罪」において、「名誉殺人」について得られたデータが「信頼できない」ものであり、「曖昧である」と判断したことを理由に名誉殺人を取り扱わなかった、と訴えた。ほとんどの「名誉殺人」は、伝えられるところによると、北部の州で報告されている。これらの地域では、保守的なカップ・パンチャヤットのコミュニティに対する影響力が他の地域よりも大きい。「名誉殺人」に関する公的な統計値は容易に入手できないが、DFATは、この慣行は広く行われているものではないと理解する。

3.122 独身の女性は約7,300万人で、インドの女性人口の21パーセントを占めると伝えられる。これには、未婚、離婚、別居及び未亡人が含まれる。2011年の国勢調査では、直前の10年間でその数が40パーセント近く増加したと記録された。

3.123 ユニセフによれば、インドの少女の約4人に1人が、18歳の誕生日までに結婚する（「児童」を参照）。ただし、ユニセフは、今日では早期結婚の慣行は以前の世代よりも減っていることを報告している。農村地帯に住み、より貧しい家庭の出身で、教育

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

水準が低い少女たちが、最も高いリスクにさらされていると思われる。

3.124 インドの最高裁は、2018年の審理において、女性の性器切除（FGM）が憲法第15条及び第21条に違反していると述べた。この慣行は、グジャラート州、マハラシュトラ州、ラジャスタン州、マディヤ・プラデーシュ州及びケララ州に居住するイスラム教シーア派の少数派ボーラ（Bohra）コミュニティで広く行われている。2018年、この慣行のサバイバーが率いる反対運動、「ウィースピークアウト（WeSpeakOut）」が公表した調査は、ボーラのコミュニティの調査対象のうち、全回答者の75パーセントの娘たち（7歳以上）がFGMを受けたと答えた、と訴えた。DFATは、より幅広いインド社会では、この慣行が広範囲にわたって行われているわけではないと理解している。

3.125 PWDVAは、ドメスティック・バイオレンスから逃れた人たちに州がシェルター、カウンセリング・サービス及び法的支援を提供するよう義務付けている。しかし実際には、これらのサービスの質及び利用可能性は限定的である。国内各地の情報筋の主張によると、インドの女性用シェルターは極めて厳格に運営されており、常に安全な環境を提供するとは限らない。シェルターの住人たちは、シェルターの環境を「不衛生」で「刑務所のように」と表現しているとのことである。シェルターは当初、「不道徳人身取引（防止）法（1956年）（*Immoral Traffic and Prevention Act, 1956*）」に基づき、被害に遭いやすい女性を買収や人身取引から「保護する」ために設立された。そのため、シェルターに通う女性は、そのことで「不道徳な人間」又は「社会の基準からの逸脱者」として見られるというスティグマを着せられる。研究者たちは、各州で利用可能な施設に関する、また、州及びNGOが運営するシェルターの女性の入居者の体験に関するデータが不足していると報告している。

3.126 現地情報筋がDFATに伝えたところによると、西ベンガル州には約20カ所のシェルターがあり、多くの女性が10年以上、シェルターで暮らしている。情報筋の報告では、社会復帰は困難であり、シェルターを離れるための実行可能な選択肢を持つ女性はほとんどない。シェルターのサービスを利用する女性は社会的汚名を着せられていることが多く、家族は女性たちを「引き取るつもりはない」。DFATは、他の州でのシェルターの数については把握していない。

3.127 カウンセリング・サービスの質は低く、利用可能性も限定的な傾向がある。ローヤーズ・コレクティブ・ウィメンズ・ライツ・イニシアティブ（Lawyers Collective Women's Rights Initiative : LCWRI）は、「書類上での」カウンセリング・サービスの利用可能性と、そのようなサービスの質、性質及び専門的技術の間に不一致があることを報告している。PWDVAが義務付けるカウンセリング・サービスの提供は、サバイバ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一に力や能力を持たせることを想定している。しかし実際には、経済的及び住居に関する支援や、信頼できる社会保障制度など、代替的な選択肢がないため、女性たちがドメスティック・バイオレンスの加害者との「和解」を選択することが多い。

3.128 相続における不平等も、インドの女性に不利な影響を及ぼしている。相続に関する法令には統一性がなく、様々な宗教コミュニティが属人法に準拠し、各州の指定部族は慣習法に準拠している。そのような法律の多くが、財産権や農業権に関して女性に差別的である。相続の基本的枠組みは、資産の性質ではなく宗教によって様々である。各宗教には独自の相続法があり、他の集団の相続権は、「インド相続法(1925年) (*Indian Succession Act, 1925*)」によって規定される。

3.129 メディアは、根強い家父長的な伝統によって、女性が暴力に対する恐怖を抱いており、女性が自らの相続権を主張することを妨げられていると報じている。その他の要因には、女性が自らの権利を認識していないことなどが挙げられる。北部及び西部のいくつかの州では、「ハク・チャグ (*haq tyag*)」という自発的放棄の慣習により、女性が先祖の財産に対する自らの権利を放棄していると伝えられる。インドの女性による相続権の申立てに関する公的なデータはないが、最新の国勢調査(2011年)では、女性が所有する農地は全体のわずか13パーセントであることが確認されている。

3.130 ヒンドゥー教徒間の相続問題を規定する「ヒンドゥー相続法 (*Hindu Succession Act*)」の2005年の改正は、女性の相続権を男性の相続権と平等なものとして定めている。ハリヤーナー州を含む複数の州では、女性名義の財産に対する登記手数料及び税金を引き下げた。グローバルな土地の権利擁護団体 *Landesa* は、このことが女性の財産所有比率に与える影響はごくわずかであると述べている。不動産の価格が上昇することによって、より多くの女性が相続権を主張するようになる可能性はあるが、女性は依然として、相続した財産を自ら管理することがほとんどできていない。

3.131 憲法及び法律によって女性を保護する規定があることから、DFAT は、インド全体で女性が公的差別に直面するリスクは低いと評価している。ただし、女性たちからは、女性の財産権が弱く、差別的な規制やインフラストラクチャーによって事業への平等な参加が制約され、犯罪の通報に障壁があることなどが報告されている。

3.132 一般的に、高い階級及びカーストの出身で都市部に住む女性の方が、法的な保護を受けやすい傾向があるが、そのような女性も依然として、家族の名誉や評判を損なうことの恐れから家族によって家族内の暴力を隠すよう圧力をかけられる場合がある。暴力を受けた女性の状況に影響を及ぼす可能性のあるその他の要素には、その女性が住

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

む州、その女性の出身階級、カースト、民族、宗教、受けた教育及び年齢などがある。サービスは一般に、農村地域よりも都市部の方が利用しやすい。都市を基盤とするコミュニティでは、その地理的な優位性に加え、教育及び識字水準の高さがサービスの利用に大きな影響を与えている。

3.133 DFAT は、社会全体で、ただし特に農村地域や低いカースト出身の場合、女性は社会的差別や暴力に遭う中程度のリスクに直面していると評価する。これには、性的暴力、ドメスティック・バイオレンス及びダウリーに関連する暴力などが含まれる。新型コロナウイルスのパンデミックは、インドの女性に対する家庭内及び親族による暴力のリスクを高めている。長年にわたる伝統的な価値観やジェンダーの役割が、労働力やコミュニティへの女性の参加を制限し、女性の相続権及び医療や精神医療へのアクセスに影響を及ぼしている。

(異宗教間又はカースト間の) 結婚

3.134 インドは、公式には世俗主義及び多民族の国家であり、異なる宗教間及び異なるカースト間の結婚は合法である。ただし、多くのインド人家族が依然として自らの宗教及びカースト内で決められた結婚を選好する。研究者たちによると、インドでは全ての結婚のうち 10 パーセントが異なるカースト間で発生し、約 2.1 パーセントは異宗教間の結婚である。

3.135 「特別婚姻法 (*Special Marriage Act 1954 : SMA*)」は、インドの世俗的婚姻について規定する法律であり、異宗教間及び異なるカースト間の結婚を認め、様々な属人法の代替となる法律である。SMA は自らの信教外での婚姻を選択する全ての国民にとって利用可能であり、そのような結婚を意図する当事者たちの宗教は、同法においては無関係である。しかし、SMA を用いる人はほとんどおらず、宗教儀式に則った結婚の儀式を定める伝統的な属人法が選ばれている。例を挙げると、2019 年、公式データによるとデリーで登録された 19,250 件の結婚のうち、異宗教間の (かつ、SMA に基づき登録された) 婚姻は 3 パーセントだった。

3.136 「ヒन्दウー婚姻法 (*Hindu Marriage Act*)」は、ヒन्दウー教徒、仏教徒、ジャイナ教徒及びシク教徒が、自らの宗教から離れることを宣言することなく異宗教間で結婚することを認めている。イスラム教の身分関係法では、イスラム教徒の男性だけが、キタビア (キリスト教徒又はユダヤ教徒) と結婚することを認められており、イスラム教徒の女性は非イスラム教徒との結婚を禁じられている。パートナーの一方がキリスト教徒の場合、インドの「キリスト教婚姻法 (1872 年) (*Christian Marriage Act, 1872*)」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を通してキリスト教の儀式に則り結婚することが可能である。

3.137 実際には、異宗教間及び異なるカースト間の結婚に対しては、それが合法であるにもかかわらず、インドの社会で依然として不寛容であり、かつ、ますます不寛容になっている。多くの家族がそのような結婚をした息子や娘と社会的な関係を断ち、他の家族は、そのような結婚をした者に対して暴力を働いたり、他のものにそれを唆したりする。コミュニカルな緊張及び暴力も発生し得る。2019年8月、ハリヤーナー州である商店経営者の娘が家族を離れて異なる宗教コミュニティの仕立職人と結婚したと伝えられたところ、人々が幹線道路を封鎖し、商店主たちにシャッターを開けさせず、娘を両親に「返せ」と要求した。夫婦は州の高等裁判所の保護を求めた。2019年5月、女性側の家族が異なるカースト間の恋愛結婚に反対したため、新婚夫妻はマハラシュトラ州の村で火を放たれたと伝えられる。

3.138 インド国内の一部の地域では、男性限定のカップ・パンチャヤット（或いはカップ）のような非公式の社会制度が伝統に基づき結婚についての決定及び判決を下している。（DFATは、カップ・パンチャヤットは主にハリヤーナー州と、ラジャスタン州、ウッタル・プラデーシュ、パンジャーブ州及びマディヤ・プラデーシュ州の一部でのみ見られると理解している。）そのような結婚の審判における処罰には、罰金、村八分、公開での屈辱的な処遇及び村からの追放などがある。最高裁判所がこの慣行を禁じる判決を下しているにもかかわらず、同意に基づく成人同士の合法的な結婚を止めさせようとするカップによる侵害は継続している。アナリストたちは、カップ・パンチャヤットが多数の有権者への影響力を持つため、これに対処しようという政治的な意志が欠けていると主張している。

3.139 インドにおいて異宗教間での結婚が社会的に認められない理由の1つは、異宗教間の結婚が通常は、SMAに基づき不必要であるにもかかわらず、一方が他方の宗教に改宗した後に行われるからである。憲法は全ての国民に信教の自由及び信仰の告白の自由を保障しているが（第25条～28条）、多数派コミュニティの一部において、改宗は依然として微妙な問題のままである。

3.140 イスラム教過激派集団が、ヒンドゥー教徒の女性にイスラム教徒の男性との結婚とイスラム教への改宗を強要する組織的なキャンペーンを主導していることを訴え、ヒンドゥー至上主義者は、これを「ラブ・ジハード（愛によるジハード）」と表現している。DFATは、イスラム教徒の男性が布教の目的でヒンドゥー教徒の女性に結婚を強要したという証拠を一切見出していない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.141 その他の異なる背景に帰属する人同士の結婚で、社会的に受け入れられないとみなされているものは、富裕層と貧困層の結婚及び、ダリットと非ダリットのヒンドゥー教徒の結婚である。

3.142 そのような異なる背景に帰属する人同士の結婚では、不動産の賃貸、パスポートの取得、或いは飛行機への搭乗などの実生活での問題にも困難が生じる場合がある。互いの親族たちが「依然として居場所を探している」ため、発見されないよう常に警戒している必要があるという報告もある。そういったカップルを支援するために、限定的ではあるが、Love Commandoes, Pratibimb Mishra Vivah Mandal, Dhanak of Humanity, Adhalinal Kaadhhal Seiveer, 及び Chayan といったイニシアティブがあり、法的助言、カウンセリング、シェルターなどを提供する。2019年、Dhanak of Humanity 自らが報告したところによると、同団体は2005年以来2,000件の事例を取り扱ったとのことである。その約半分の事例を分析すると、58パーセントが異なるカースト間の結婚で、42パーセントが異宗教間の結婚だった。

3.143 農村地域出身の、異なるカースト間又は異宗教間の結婚をした夫妻は、身元を知られない都市部に引っ越そうと試みる場合がある。ただし、より大きな都市に転居する夫妻に影響を与える可能性のある要素には、夫妻の経済力、互いの家族が2人を発見する力の程度、学歴及び雇用適性、個人的な支援のネットワークの利用可能性、また、2人が「明らかに異質に」見えるか否か、といったものがある。

3.144 異宗教間又は異なるカースト間の結婚をするカップルに対する取扱いは、関わる家族によって異なると DFAT は評価している。家族によって、承認する場合、承認しない場合、村八分やハラスメント或いは暴力に（場合によっては死に至る）遭う可能性がある。DFAT は、大抵の場合、出身が異なるカップルは何らかの形の社会的及び公的差別に遭うと評価する。DFAT の評価では、そのような結婚の当事者の片方又は双方が死亡することもある暴力のリスクは、カップ・パンチャヤットが機能するコミュニティにおいてより高い。

カースト制度

3.145 ヒンドゥー教の伝統は、社会を特定の職業に関連付けた世襲的集団の階層に分類した。この制度の階層内には4つの主要な集団が存在する。すなわち、司祭と知識人、教師から成るバラモン、戦士と支配者から成るクシャトリア、農民、業者及び商人から成るヴァイシャ、労働者から成るシュードラである。これらの主な階層はさらに3,000ほどのカーストと、その中の25,000ほどの下位グループに分かれており、それぞれが

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

特定の職業に基づいている。カーストは主にヒンドゥー教の概念であるが、その他の宗教内で、また、インドの多くの社会的、言語学的及び宗教的コミュニティにわたって存在する、文化的現象となっている。カーストの影響は時の流れと共に弱まっており、特に大都市では異なるカーストが隣り合わせで生活し、異なるカースト間での結婚も実際に行われている。ただし、カーストのアイデンティティーは残っており、苗字は通常、その人物が帰属するカーストを示唆している。

3.146 「ダリット」(「不可触民」或いは「アウトカースト」と呼ばれることもある)として知られる集団は、カースト制度の外に存在する。ダリットは歴史的に、清掃や廃棄物処理などの望ましくないとみなされる職業に関連付けられており、4つのカーストのメンバーがダリットに触れることは伝統的に禁忌とされてきた。多くのダリットが現在も清掃作業員、手作業でのし尿処理業者、下水掃除人、ごみ収集業者、道路清掃人として働いている。2019年には、ダリットの下位グループに属する600万世帯のうち40～60パーセントが清掃業に就いていると推定された。

3.147 政府は、ダリットを表すために「指定カースト」(SC)という公式用語を用いている。ダリットという文言はこの公式用語よりもより幅広いコミュニティを含めて意味しており、遊動民族やSTを含む場合もある。SCコミュニティはインド全土に存在し、インドの人口の16.6パーセントを占めている(2011年国勢調査)。SCとSTを合わせると、インドの全人口の4分の1強を占める。これらの人々は、インドの北部州(パンジャブ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、西ベンガル州、ウッタル・プラデーシュ州及びハリヤーナー州)に集中して居住する。

3.148 社会に深く根付いているこれらの人々の不利な立場を認識し、憲法にはSC(主にダリット)、ST(部族及び先住民集団)及び「その他後進諸階層」(OBC)に関連する複数の条項が盛り込まれている(第15条～16条、及びXVI第330条～342条)。これらの規定には、SC、ST及びOBCのための個別の国家委員会(National Commission)の設立、ロック・サバー内及び各州立法議会での議席の留保、公務職の枠、高等教育機関への入学枠などが含まれている。第17条は、不可触民制の慣行を廃止している。OBCはSC又はSTから分離され、中央政府によって定期的に、社会的・教育的・経済的要素によってカースト及びコミュニティの追加或いは解除が決定される。OBCは教育的及び社会的に不利な立場にあるとみなされている。OBCの認定には所得の上限があり、上限に達すると留保制度の適用を受ける資格を失う。ST/SCコミュニティに帰属する人々は、社会経済的地位にかかわらず、継続して留保制度の利益を受けることができる。

3.149 留保制度又は割当て政策は、ジャート(Jat)、マラータ(Maratha)、パテル(Patel)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

又はパティダール (Patidar) といった上位のカーストや支配集団の間で不人気である。ハリヤーナー州では、農民中位カーストのジャートが 1990 年後半以来、OBC の地位を求めてきた。2016 年、ジャートによる抗議活動の一部として、首都デリーの封鎖も発生した。グジャラート州では、支配カーストであるパテルが SC/ST の割当を撤廃するよう求め、そのような制度は不公平で利点がないと主張した。パテルは OBC の地位を求め、この問題について (時には暴力的な) 抗議活動を行ってきた。マハラシュトラ州では、政治的及び経済的に支配的なマラータが、1990 年以来、OBC の地位を求めている。今日まで、これらの集団のいずれも、OBC の地位を与えられていない。

3.150 ダリットの中には社会的に高い地位に就く者も出ており、その一部は教育、公務員職及び議席における割当て制度によるものである。ダリットの NGO、地域団体及び商工会議所も存在する。インドの大統領、ラーム・ナート・コーヴィンド (Ram Nath Kovind) は与党インド人民党 (BJP) に所属するダリットであり、大統領職に就くダリットとしては 2 人目である。それでも、人権擁護の監視者たちは、ダリットについて社会的な排斥の問題が依然として残ると指摘する。

3.151 国際ダリット連帯ネットワーク (International Dalit Solidarity Network : IDSN) は、ダリットを保護する法的制度はあっても、その実施は貧弱で一貫性に欠けると訴えている。IDSN は、強制労働、ダリットの女性及び少女の虐待、「手作業でのし尿処理」(汲み取り式トイレでの人間の排せつ物の除去) 職の世襲などの事例を報告している。公的な犯罪統計では、ダリットに対する暴力事件が続いていることが示されており、非 SC/ST による SC に対する犯罪の発生率は、2018 年において約 21 パーセントだった。メディアの報道によると、カーストに関連する犯罪容疑の例には、以下のものなどがある。

- 2018 年 9 月、マディヤ・プラデーシュ州において、1 人のダリットの男性が息子の雇用主で上位のカーストの者に話しかけようとした後、頭皮を剥がれた。

- 2018 年 10 月、タミル・ナードゥ州で、14 歳のダリットの少女が上位カーストの男性によって首を切断された。この男性の妻は、この少女のカーストを理由に夫がこの少女を嫌っていたと述べた。

- 2018 年 5 月、グジャラート州で、1 人のダリットのし尿処理業者が、工場の外で縛られ、死ぬまで鞭で打たれた。この事件は動画で撮影され、インド中に放送された。

- 2019 年 5 月、ウッタラーカンド州で、1 人のダリットの男性が、結婚披露宴場で上位

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

カーストの男性たちの前で食事をしたという理由で殴られた後に死亡した。

- 2019年9月、ラジャスタン州で、1人のダリットの男性が、送水ポンプを盗んだという疑いで、撲殺された。

3.152 全国家族健康調査のデータによると、インドにおける8,000万人以上のダリットの女性の健康指標は、高いカーストの女性の健康指標よりも劣っている。ダリットの女性の4人に1人が栄養不良と伝えられ、70パーセントが医療の利用において差別を受けていると報告している。

3.153 IDSN は、ダリットの女性に対するレイプ事件で有罪判決が言い渡される確率は、インド全体での25パーセントの有罪宣告率に対して、2パーセントに満たないと報告している。NCRBのデータによると、毎日4人のダリットの女性がレイプの被害に遭っている。ダリットの女性はまた、頻繁に、言葉による虐待、身体的な暴力、セクシャル・ハラスメント及び暴力、及びドメスティック・バイオレンスに直面していると伝えられる。IDSNは、ダリットの女性が告訴しようとする、ほとんど必ず警察官によって処罰され、身体的攻撃やレイプの脅迫を受ける、或いは女性たちが受けた傷害について治療を受けることを阻止される場合があると報告している。

3.154 DFAT は、ダリット及びその他下層カーストに属すると考えられる人々は、社会的隔離、排除、教育や医療へのアクセスの妨害といった公的及び社会的差別を受けるリスク、また、女性や少女の場合は性的暴力を受けるリスクが高いと評価する。

性的指向と性自認

3.155 現地情報筋がDFATに伝えたところによると、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス(LGBTI)の人々は、保護を受けておらず、教育及び医療において十分な成果を得られておらず、日常生活において不寛容、虐待及び暴力に直面している。LGBTIの人々に対する姿勢や、それらの人々の体験は様々であり、それは一部に、インドの都市部と農村部の差異、言語、カースト、階級及びジェンダー間の差異などに起因する。国際法律家委員会(International Commission of Jurists : ICJ)の2019年の報告によれば、LGBTIの人々は、以下のことなどに関連して、深刻な権利の侵害に直面している。

- 住居の供給及び家庭内での侵害。これには、賃貸市場での差別、住宅提供の拒否、設備が不十分な区域への隔離、暴力及びハラスメント(家主、隣人、家族及び警察から)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及びホームレス状態などが含まれる。

- 雇用プロセスの全ての段階での侵害（教育機会の利用の不平等さ、採用手続きにおける差別、差別的かつ性差による労働環境、雇用の不安定）
- 公共の場の利用での侵害（ハラスメント、身体的及び言葉による暴力、利用の拒否、侵害的な監視及び差別的な価格設定など）

3.156 都市部においては、伝えられるところによると、公然とではないものの、LGBTI コミュニティの人々が人と会って交流するための場所がある。2016年、LGBTI コミュニティのための出会い系サイト「アムール・クィーン・デーティング (Amour Queer Dating)」が立ち上げられた。また、LGBTI の女性を支援及び擁護することに特化した団体が、バンガロール (ASQ)、ムンバイ (Labia)、コルカタ (Spoho for Equality) 及びチェンナイ (Sahodaran) にあり、また、Sampoorna, Tweet Foundation 及び Telangana Hijra Trans Intersex Samiti などを含め、トランスジェンダーに特化したグループがある。

3.157 憲法（第14条及び第21条）は、法の前での平等の権利及び法に基づく平等な保護を保障している。第15条は、性別に基づいた差別を禁じている。2014年、インドの最高裁判所は、性適合手術を受けない場合の自らが認める性自認の権利を含め、トランスジェンダーの人々の権利と自由は憲法に基づき保護されているという判決を下した。2020年8月、インド政府は、トランスジェンダーの人々に影響を与える関連性の高い政策及び立法について助言を行う「トランスジェンダーの人々のための国家審議会 (National Council for Transgender Persons)」を設立した。

3.158 インド軍は、LGBT の人が公に軍務に就くことを禁じている。2018年12月、「陸軍法 (1950年) (Army Act (1950))」「海軍法 (1957年) (Navy Act (1957))」及び「空軍法 (1950年) (Air Force Act (1950))」を改正して LGBT の人々がインド軍で軍務に就くことができるようにするための議員立法が国会に提出された。しかし、2019年、インド陸軍参謀長は、同性愛は軍においては引き続き犯罪とみなされると述べた。「陸軍法」によると、「残酷な、わいせつな、又は不自然な類の」不適切な又は恥ずべき行為について有罪を宣告された者は7年以下の実刑判決に処せられる、とされている。そのような行為について明確に詳細な説明がないにもかかわらず、同法の婉曲的な言葉遣いは同性同士の性的関係を含むと解釈される。

3.159 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) によれば、LGBTI の若者はハラスメ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ントやいじめに直面しており、屈辱や暴力を受けないために学校を休む又は退学してしまうことが多い。HRW は、教育者たちには LGBTI の生徒のニーズに対応するための訓練が欠けており、時には、LGBTI の生徒に対するハラスメントに教育者が加わっていると訴えている。2019 年、ユネスコは、いじめやハラスメント、暴力によって、LGBTI の生徒たちの教育訓練機会が奪われていると報告した。ICJ によると、LGBTI の生徒の参加の障壁となっているのは、ジェンダー別に指定された制服、トイレへのアクセスの欠如、適切な身分証明書類の取得における困難、などがある。ICJ は、教員たちが「女っぽい」男子生徒を殴打及び叱責した事例や、トランスジェンダーの生徒を同級生と離れた場所に座らせたといった事例を挙げた。

ゲイの男性

3.160 2018 年 9 月の最高裁判所の判決まで、刑法第 377 条により、同性愛は犯罪とされていた。しかし、2018 年、裁判所は成人の同意に基づく同性間の関係は犯罪ではないと決定し、第 377 条は憲法違反であると宣言した。情報筋が DFAT に伝えたところによると、法律が変わってもゲイの男性に対する人々の態度は変わっていないとのことである。情報筋は、警察が依然として数多くの「迷惑防止法」を利用して、ゲイの男性を逮捕し、嫌がらせを行い、巧みに操り、それらの男性の性的指向を家族が認識していないゲイの男性から賄賂を受け取っていると主張する。情報筋が DFAT に語ったところでは、中流階級の教育を受けたゲイの男性であればインドで住む場所を変えることは可能である。ただし、この場合、家族の絆という概念及び慣習と天秤にかける必要があり、家族との絆を壊すことは困難である。現地の情報筋によれば、いくつかのバーでは「ゲイ・ナイト」があるが、ゲイ男性にとって安全な場所はどこにもない。

レズビアン

3.161 現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、レズビアンにとって安全な場所がないこと及び、特に農村地域においては自らの性的指向について語るができないことが多いことから、レズビアンの置かれる状況は困難なものである。大都市では、よりオープンに性的問題が議論されているが、情報筋の主張では、レズビアン・コミュニティにとっては依然として大都市地域でのサービスへのアクセスは十分ではない。情報筋は、2019 年に数多くのレズビアンの自殺があったことを把握していた。レズビアンに関する情報はインドではほとんどないが、DFAT は、資産を自ら管理できないことや、強制的に精神科の治療を受けさせられることなどを含め、レズビアンが頻繁に性的暴力、身体的暴力及び感情的暴力を経験していることを理解している。レズビアンは、自分が安全ではないと感じることや、場合によっては男性との結婚を強制されることを

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

報告している。報告から示唆されるのは、そのような関係において性的又は身体的虐待を終わらせようとするレズビアンは、その環境から離れる（かつ、家族との絆を断ち切る）、或いは自らの性的区別を否定する、いずれかの必要があるということである。

ヒジュラ／トランスジェンダー／第三の性の人々

3.162 ヒジュラ (*Hijra*) という言葉は、南アジア文化圏で伝統的に認識されている男性から女性へのトランスジェンダーのアイデンティティを指す。現地の情報筋によると、ヒジュラはインドの伝統の一部であり、コミュニティの中で独自の場所を保持している。ヒジュラはインドの社会で子どもの誕生や結婚、家の新築などを祝福するために呼ばれることもあるが、ヒジュラは人を呪う能力があると考えられているため、恐れを生む場合もある。情報筋の主張によると、大抵の家族はその家の男子の子どもが女っぽいとみなされる振る舞いを受けることを受け入れず、したがってそのようなことをする子どもは言葉の暴力や身体的暴力を受けるリスクがある。一部の家族は、ヒジュラとなった自らの子どもを勘当し、家から追い出し、一方で、ヒジュラの又はトランスジェンダーの子どもの中には家から逃げてヒジュラの共同体に逃げ込む者もある。

3.163 ヒジュラは自分たちのコミュニティの中で暮らすことが多く、LGBTI のその他のコミュニティとは繋がりを持たない場合がある。多くのヒジュラはトランスジェンダー又はインターセックスであるが、全てのトランスジェンダー又はインターセックスがヒジュラというわけではない。情報筋が DFAT に語ったところによると、ヒジュラは1人のグルとの強い結束関係の中で生活する。伝統的には去勢されていたが、現代では成長ホルモンを摂取している。多くのヒジュラが正式な教育をほとんど受けておらず、雇用を確保することが困難である。物品やサービス（教育、雇用及び医療を含む）へのアクセスを求める際には差別に遭う場合がある。医療の場面においては、男性代名詞の故意の使用、男性病棟への入院、病院職員や他の患者からのハラスメント、また場合によっては医療サービスの拒否などの差別的な行為があるとヒジュラは報告している。ヒジュラの報告では、警察からの保護が得られないため、ヒジュラは恐喝や性的暴行のターゲットになりやすいとのことである。

3.164 2018年、インド南部における州選挙に立候補していたトランスジェンダーの候補者が行方不明となり、誘拐が心配された。伝えられるところによると、彼女は36時間後に自宅に戻ったが、その間、ナイフを向けられて拘束されていたと訴えている。

3.165 1994年、トランスジェンダーの人々は選挙権を付与された。2014年、最高裁判所は、ヒジュラが社会的及び経済的に後進的であると宣言し、OBC内にヒジュラの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ための留保を設け、教育及び雇用において留保された枠をヒジュラに適用することとした。これを受けて、有権者 ID カード、パスポートなどの政府文書や銀行の書式に第三の性の選択肢が設けられるようになり、大抵は「その他 (O)」、「第三の性 (TG)」或いは「トランスジェンダー (T)」と記載されている。

3.166 2019 年、「トランスジェンダー(権利の保護)法(2019 年) (*Transgender Persons (Protection of Rights) Act, 2019 : TPPRA*)」によって、トランスジェンダーの人々は自認するアイデンティティーに対する権利を付与された。ただし、同法は、そのように公的に認知されるためには、性別適合手術を受けたという証明書を提出した後、政府へのその旨の登録を義務付けている。同法によって、福祉、教育、社会保障及び医療に関する措置、雇用の背景における差別のない取扱い、トランスジェンダーの人のための国家委員会の設立 (2020 年 8 月に実現済み) についての義務を定めている。同法に基づく違反については、6 カ月以上 2 年以下の実刑及び罰金刑が定められている。TPPRA にはインターセックス、ヒジュラ、ジョグタ (*Jogta*)、及びキンナー (*Kinnar*) を、同法におけるトランスジェンダーの人々の定義に含めている。この法律は、HRW、ICJ、トランスジェンダー・コミュニティ及び LGBTI 活動家によってインド全土で批判を受けており、これらの人々は、全ての社会保障措置、手当及び給付金へのアクセスについては、自らが公言するアイデンティティーが根拠とされるべきだと主張している。2020 年 1 月、人権活動家の Swati Bidhan は TPPRA に対する違憲訴訟を最高裁判所に提起した。情報筋が DFAT に語ったところによると、TPPRA が成立したにもかかわらず、トランスジェンダーの人々は依然として非市民として暮らしており、結婚、相続、或いは病気のパートナーの世話をする権利も認められていない。

3.167 LGBTI の人々に対する姿勢や、それらの人々の体験は、(インドの都市部と農村部の差異、言語、カースト、階級及びジェンダー間の差異など) 様々な要素に起因して異なる場合がある。DFAT は、一般に、自らの性的指向や性自認を公然と表明する LGBTI の人々は、中程度の社会的及び公的差別に直面していると評価する。そのような差別には、ハラスメント、排除的慣行、恣意的な逮捕や拘束、暴力などがある。IPC の第 377 条の撤廃は、特に男性の同性愛者には勝利である一方、ゲイや LGBTI の人々に対して社会で幅広く存在する反感を防止、或いは抑制することはできていない。同様に、TPPRA は、様々な措置を導入した一方で、多くの根拠に基づき広く批判を受けており、トランスジェンダーの人々に対する市民の反感や不当な扱いを防止或いは抑制することはできていない。

児童

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.168 インドの人口の半分近くが 18 歳未満で、「成人法 (1875 年) (*Majority Act, 1875*)」に基づき未成年に分類される。「児童婚禁止法 (2005 年) (*Prohibition of Child Marriage Act, 2005*)」に基づき、結婚可能な法定年齢は女性で 18 歳、男性で 21 歳である。憲法及び IPC 以外で子どもに特化した政策及び法律には、「国家子ども政策 (2013 年) (*National Policy for Children, 2013*)」、「性犯罪からの子どもの保護法 (2012 年) (*Protection of Children from Sexual Offences Act, 2012 : POCSO*)」及び「青少年 (子どものケア及び保護) 法 (2015 年) (*Juvenile Justice (Care and Protection of Children) Act, 2015 : JJ*)」などがある。2020 年 3 月、2012 年 POSCO 法の改正が施行された。この改正は、児童虐待の加害者に対する量刑規定を強化することが狙いである。同法に追加された規定には、学校及び保護施設の職員の身元確認の警察への義務付け、児童ポルノグラフィーについての罰金刑及び実刑、子どもへの暴力に対する「ゼロ容認」主義に基づいた州／連邦直轄領政府への児童保護政策の策定の要請、などがある。POSCO の法的枠組みは、性的暴力、セクシャル・ハラスメント及びポルノグラフィーという犯罪から子どもを守ること及び、司法手続きにおいて子どもの権利を守ることを目指している。POSCO は、子どもに対する性的暴力及び挿入を伴う加重性的暴力の場合は死刑と定めている。

3.169 インドは「児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child)」及びその選択議定書である「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」及び「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノグラフィーに関する選択議定書」を批准している。これらの法規定があるにもかかわらず、インドの子どもたちは虐待、ネグレクト及び搾取の被害を受けやすい。

3.170 2015 年から 2016 年の「全国家族健康調査 (National Family Health Survey : NFHS(4))」によると、5 歳未満の子どもの 80 パーセントが出生登録をされており、62 パーセントは出生証明書を所持していた。全体で登録率が最低だったのは、ウッタル・プラデーシュ州 (60 パーセント) とビハール州 (61 パーセント) だった。ユニセフは、これを、インドにおける登録された子どもの比率が 41 パーセントだった 2005 年～2006 年と比較して大幅な進歩であると報告する。出生登録手続きを管理するのは各州である。登録されていない場合、子どもたちは政府による食糧の配給や学校への入学、成長後の身分証明書の取得などを含めた公的サービスが利用できない状態になる可能性がある（「出生、婚姻及び死亡証明書」を参照）。子どもは、乳幼児を含め、政府の食糧配給やその他の政府のサービスを利用するためには、身分証明書的一种であるアドハー (*aadhaar*) カードに登録しなければならない場合がある（「固有識別番号 (UID) / アドハー」を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3.171 公式データによると、女性の 31 パーセント及び男性の 15 パーセントが、一度も学校に通ったことがない。就学率は農村部よりも都市部の方が高く、農村部の女子は教育、適切な栄養及び医療の利用において差別に遭う可能性がより高い。

3.172 ワールド・ビジョン・インディア (World Vision India) が引用した 2007 年の調査では、子どものうち 2 人に 1 人が児童虐待の被害者であり、男児も女児も共に影響を受けていることが判明した。DFAT は最新の統計値を把握していないが、インドにおける児童虐待及び搾取の発生率は高く、子どもに対する犯罪は通報されない可能性が高いと理解している。学術研究によって、ストリート・チルドレンや働く子どもたち、施設で保護されている子どもたちの間での性的虐待の発生率が最も高いことが指摘される一方で、家族内での性的虐待は、全ての社会経済レベルにおいて、また、全ての宗教的伝統にわたって発生している。インドにおける未成年者のレイプの問題に関する意識が向上しており、政府は 2018 年、12 歳未満の女児に対するレイプについては死刑を導入した。2020 年 5 月、全世界での新型コロナ・ウイルス対策としてのロックダウンによる影響について、ワールド・ビジョンのレポートは、この措置が脆弱な子どもたちを感情的、身体的及び性的暴力のさらに高いリスクにさらしたと訴えている。レポートでは、インドにおいて新型コロナ・ウイルスを理由としたドメスティック・バイオレンスについての緊急ホットラインへの電話が 32 パーセント増加したと述べられている。

3.173 児童婚を禁止する法律があるにもかかわらず、ユニセフの報告では、2015 年においてインドの女児のうち 27 パーセントが 18 歳の誕生日の前に結婚していた (2010 年は 37 パーセント、2005 年は 47 パーセントだった)。インドの未成年の花嫁 2 億 2,300 万人のうち、15 歳未満で結婚したのは 1 億 200 万人だった。ユニセフは、児童婚の蔓延の程度は州及び連邦直轄領によって異なっており、ビハール州及び西ベンガル州の若い女性のうち 40 パーセント以上が 18 歳未満で結婚するが、ラクシャディープ諸島では 5 パーセント未満であると報告している。インドの未成年の花嫁のうち半分以上が 5 つの州 (ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、西ベンガル州、マハラシュトラ州及びマディヤ・プラデーシュ州) に居住している。現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、インドの未成年の花嫁は、婚家先の家の中において、その外での場合よりも性的及び身体的暴力にさらされるリスクが高い。早期結婚が発生するリスク要因には、貧困、低い教育水準及び農村地域で居住していることなどがある。2019 年の米国内務省の調査によると、児童婚を禁止する法律は、必ずしも一貫した形で適用されていない。

3.174 インドの法律は児童虐待を禁止しているが、同法では介護者による身体的虐待、ネグレクト、或いは心理的虐待を罰せられるべき罪として認めていない。複数の NGO

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の報告によると、教員たちは、一部の州で禁止されているにもかかわらず、頻繁に体罰を利用している。公式のデータでは、就学児童の 65～99 パーセントが教師から身体的及び精神的な虐待を経験しており、障害を持つ児童の方が学校の場面でより高いリスクにさらされているとのことである。複数の NGO が、体罰の効果に関する誤解と共に、躰や育児に関する社会規範が、学校での体罰の法律による禁止が実行されない理由である可能性が高いと主張している。

3.175 インドには子どもの権利を支援する複数の団体がある。しかし、現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、暴力や虐待の被害者である子どもたちを支援するサービスが依然として不足しているとのことである。

3.176 家族及び文化的伝統は多様なものであるが、DFAT は、インドにおいて子どもに対する性的暴力が、様々な社会経済的伝統及び文化的伝統にわたって広く蔓延していると評価する。このような差別及び暴力の大半は、家庭内及び親族内で発生し、通報されない可能性が高い。DFAT は、性的暴力のリスクは一般に、農村地域の、より貧困な世帯の子どもたちにとってより高いものとなっていると理解している。

3.177 DFAT は、インドの子どもたちがさらされる社会的差別のリスクは中程度であり、それが最も明らかなのは法律で禁じられている体罰が暗黙の了承で続けられている、教育や養育の場である、と評価する。

高利貸し／貸金業者

3.178 インドでは高利貸しが営業を行っており、近年、様々なメディアがこの問題を取り上げ、注目されるようになってきている。金貸し、或いはサフカール (*sahukar*) と呼ばれる貸金業者は、正式な貸付制度の外で営業している。非公式の貸金慣行は特に農村経済において蔓延しており、メディアの報道によると、推定 6 億人とされるインドの農民のおよそ半数が、非公式の資金源から融資を得ている。農村地域では、その地域によって、銀行、政府による融資或いは正式な融資提供サービスの利用が困難な場合がある。

3.179 非公式な貸金業者から得た融資は、正式な金融業者からの融資よりも金利がかなり高い傾向があり、被害者の多くが返済に苦しんでいる。メディアは、金利は 30 パーセントを超え、場合によっては 1 カ月の金利が 75 パーセントから 350 パーセントという場合もあると報じている。高利貸しの被害者はハラスメント、強要及び暴力（性的暴力を含む）に遭っている。報道された複数の事件では、返済不能となった者が殺害され、或いは自殺している。メディアは、農民の自殺の増加がローンの返済不能と関連し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

していると報じている。債務はその後、家族の他の者に移転する。

3.180 インド全土にわたって高利貸しの被害者の報告が多数寄せられている。2020年6月、警察はアーメダバード (Ahmedabad) で1人の男性を解放したと報じられたが、この男性は、未払いの債務のことで貸金業者によって拉致されていたとされる。2019年には、ダサラハリ (Dasarahalli) において、ある夫婦とその息子たち2人が、負債を返済することができずに自殺したと伝えられる。2018年、ウッタル・プラデーシュ州で40歳のダリットの女性が、非公式な融資の金利を支払うことができず、放火され、深刻な火傷を負ったと伝えられた。

3.181 非公式の金融セクターに適用される「インド高利ローン法 (*Usurious Loans Act of India*) (1918年)」など、高利貸しの被害者を保護するための法律が州／連邦直轄領域及び連邦レベルで存在する。不正行為や詐欺に適用されるIPC第415条の規定は、事例によっては略奪的な貸付行為にも拡大適用される可能性がある。さらに、貸金の慣行を規制する条項は、「インド準備銀行法 (*Reserve Bank of India Act*) (1934年)」及び「銀行規制法 (*Banking Regulation Act*) (1949年)」(いずれも連邦レベルの法律)の中にも見出すことができる。これらの法令で処罰が科されるのは、法外な金利を請求した罪、借り手に対するハラスメントや財産の返還に関する罪などで、実刑や罰金刑などがある。ただし、実際には法の規定が利用又は執行されることは稀であり、高利貸しは依然として横行している。

3.182 略奪的な貸付を禁止する方法は州によって様々である。たとえば、ケララ州ではより厳格な法律が存在しており、貸金業者が設定できる金利は最高で18パーセントと固定している。また、タミル・ナードゥ州では「いかなる者も法外な金利を課すことを禁じる法律」が定められている。これらの州においても貸金の慣行は継続していると伝えられている。報道機関は、高利貸しによるハラスメントを受けていると被害者から相談された場合に、警察が措置を取った事例を報じている。蔓延する非公式な融資やそのような慣行に対する法規定が弱いという背景の中では、そのような警察の措置は、稀な事例である可能性が高い。農村地域においてより幅広く横行しているものの、高利貸しはインド全土で運営されると伝えられている。

3.183 2019年7月、ニュージーランドのメディアが、27歳の1人のインド人男性の事例について報道し、この男性のインドにいる家族が、男性のニュージーランドでの留学に関連する未払いの融資と利子について脅迫を受けている、と伝えた。ニュージーランド当局はこの男性の難民申請を却下したと伝えられるが、国外退去命令に対する上訴についてはこれを支持し、債務を返済するお金を稼ぐために、男性に12カ月間の労働

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ビザを与えた。

3.184 高利貸しに債務を返済することができない人々及びその家族の経験は、事例によって大きく異なると DFAT は評価する。場合によっては、被害者は暴力に遭い（死に至る場合もある）、或いは自殺によって死に追いやられる可能性がある。一般に、DFAT は、高利貸しへの支払いに遅れる人々は脅しやハラスメントなどの中程度のリスクに直面し、これには本人及び家族への、支払を引き出すための暴力の脅迫も含まれると評価している。また、非公式な貸金業者からお金を借りる人々は、支払不履行に陥った場合、家族の恥として社会的差別に遭う可能性もある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4. 補完的保護申請

生命の恣意的な剥奪

4.1 インドの憲法第 21 条は、「何人（なんびと）も、法律が定める手続きに従う場合を除き、その生命又は身体を自由を奪われないものとする」と定めている。

超法規的殺人

4.2 「遭遇戦殺害」或いは「偽装遭遇戦」は、インドで使用される非公式の用語で、警察又は治安部隊が遭遇戦中に容疑者を殺害し、その後、正当防衛その他の説明を主張するという状況を表している。インド国家人権委員会（National Human Rights Commission : NHRC）は、警察官のための同委員会のガイドラインにおいて、警察任務の中での「遭遇戦」を、より狭い意味で、「警察が、武装した犯罪者／加害者に対して、銃器を使用した致死性のある武力を行使した状況であり、かつ、そのような状況下において、警察官による武力が、通常は自己防衛において行使される場合」と定義する。

4.3 NHRC は警察との遭遇戦時の死亡について毎月の統計値を発表している（委員会への登録に従い）。NHRC は 2020 年 9 月、5 件の死亡を報告したが、委員会に登録された審理中の事件は合計で 581 件あった。2013～14 年度から 2017～18 年度の間に、NHRC は登録された警察の遭遇戦事件の年間の合計数をそれぞれ 137 件、188 件、179 件、169 件及び 164 件報告した。被害届はインド全土の農村部及び都心部の双方から提出されているが、NHRC に登録された被害届の件数が最も多いのは、ウッタル・プラデーシュ州であり、その後デリー、オリッサ州、ビハール州そしてラジャスタン州が続く。シッキム州及びラクシャディープ諸島は登録された苦情が最も少なかった。このような事件では、NHRC は被害届を出した人又は被害者の家族への補償金又は賠償金の支払いを勧告するか、及び／又は裁判手続きその他の適切な措置（懲戒処分を含む）を開始する権限を有している。ただし、政府当局による補償金支払いの遵守率は低く、約 20 パーセントである。紛争の激しい州ではメディアによる綿密な取材が困難で、治安部隊からの圧力があることから、「遭遇戦殺害」の発生件数は政府が発表する数値よりも多い可能性が高い。ローウィー研究所 (Lowy Institute) が報告したところによると、2017 年～2019 年の 2 年間にわたり、ウッタル・プラデーシュ州の警察は 59 件の超法規的殺害を行った疑いがある。警察による遭遇戦は、紛争地帯で最も頻繁に発生するとされており、現地情報筋は、そのことが死刑適用の必要性を回避させている、と訴えた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4 2017年、ウッタル・プラデーシュ州首相は就任した後に、警察は州内の犯罪者の扱いに「自由裁量」を与えられると発表し、全国放送のテレビで「罪を犯した者は、片付けてやる」と発言した。2019年、ウッタル・プラデーシュ州政府はインドの共和国記念日を前に、州政府の業績を発表した。その業績には、2017年3月から2018年7月半ばまでの期間に、3,000件以上の遭遇戦が発生し、そのうち69件で犯罪者が殺害され、838人が負傷、7,043人が逮捕された、という内容が含まれていたとのことである。2020年7月10日にウッタル・プラデーシュ州で発生し、広く報道された事件では、有名なギャングのVikas Dubeyが警察官に殺害された。同年7月8日にDubeyの暴力団が8人の警察官を殺害した後に、Dubeyが拘束されていたところから逃亡を試みた間のことだと伝えられる。野党のリーダーたちは、この殺害を政治的な動機に基づく「偽装遭遇戦」だと主張したとのことである。

4.5 「*軍特別権限法 (Armed Forces Special Powers Acts, 1958: AFSPA)*」(1958年) (「強制的又は非自発的失踪」を参照) は、ナガランド州、マニプール州、アッサム州及び一部のミゾラム州で依然として有効である。J&Kでは同法の別バージョン「*軍 (ジャムムー・カシミール) 特別権限法 (Armed Forces (Jammu and Kashmir) Special Powers Act)*」(1990年) が運用されている。この法律により、中央政府は州又は連邦直轄領を「動乱地域」と指定し、州の治安部隊に対して「法と秩序」を維持するために殺傷力の高い武器を使用し、「合理的な疑いが存在する」人物をその者に逮捕理由を伝えることなく逮捕する権限を与えることができる。

4.6 米国のワシントン・ポスト紙によると、2019年12月、ハイデラバードで若い獣医がレイプされて殺害された事件で、4人の容疑者が逮捕され、罪を自白したと伝えられた。数日後、容疑者たちは警察での勾留中に銃で撃たれて殺害された。容疑者たちの死亡を当然の罰と喜んだ人々もいる一方で、これを超法規的殺人と見る人々もいた。

4.7 市民の抗議活動への対応において、警察が武力を行使する類似の疑惑が発生している。インドのメディアは、2020年1月、ウッタル・プラデーシュ州でのCAAに反対する抗議活動中の死亡の全ては警察によるものだと主張した。当局は抗議活動中の死亡者数を19と発表した。野党はこれより多い数字を訴えた。同様に、米国を拠点とする独立系メディア組織のデモクラシー・ナウ! (Democracy Now!) からの2019年12月の報告は、抗議者に対応する間の警察による暴力によって、インド全体で少なくとも6人が死亡したと警察を非難し、これにはアッサム州で警察によって銃殺された4人が含まれる。

強制的又は非自発的失踪

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.8 インドは、強制失踪条約【強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約】（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）に2007年に署名したが、2008年、2012年及び2017年の「普遍的・定期的レビュー」によって繰り返し勧告を受けていながら、まだ批准していない。

4.9 「強制的失踪」は、IPCに基づく具体的な犯罪として規定されているわけではない。「失踪した」人の家族は、「行方不明者」「拉致」「誘拐」又は「不正な監禁」などの被害の届出などを含め、刑事訴訟法及びIPCにおける、より一般的な規定に基づき被害を届け出なければならない。その他に、「失踪した」人の居場所を見つけるために、家族は「人身保護 (*habeas corpus*)」（拘束された人を裁判所に出廷させるよう命じる）令状の届出を行っている。しかし、そのような届出が治安部隊の隊員及び／又は公務員に対して提出される場合、インドの法律に基づく（AFSPAに基づく場合を含む）許可規定によって、調査や訴追が妨げられる可能性がある。これらの規定は、訴追手続きを進める前に政府からの許可を取ることを義務付けている。実際には、人権侵害の事例において、そのような許可が出されたとしてもごく稀である。さらに、軍の人員に関する刑事事件については軍事裁判所が管轄権を有しており、また、軍事裁判所がその管轄権を行使することを選択した場合、その事件を民事裁判所で審理することはできない。

4.10 AI及びICJによれば、強制失踪の報告は主に、反政府活動や武力紛争が発生している、又はAFSPAに基づき「動乱地域」と指定されている地域からのものである。2019年12月現在で、AFSPAに基づき「動乱地域」と指定されているのは、以下の地域である：J&K、アッサム州、マニプール州（インパール都市評議会地域を除く）、ナガランド州、アルナーチャル・プラデーシュ州のチャンラン（Changlang）県、ロンディン（Longding）県及びティラップ（Tirap）地区、並びにアッサム州との州境のアルナーチャル・プラデーシュ州内の複数の地区の8ヶ所の警察署の管轄権内の地域。AFSPAに基づきある地域が「動乱地域」と指定されると、軍には幅広い「特別権限」が付与され、これには、令状なしで逮捕する権限、あらゆる土地・施設に立ち入り捜索する権限、及び、特定の状況において、必ずしも命を守るために必要ではなくても致死性のある武力を行使する権限、などが含まれる。

4.11 ICJによれば、1989年～2012年の間に、カシミールではおよそ8,000件の強制失踪が報告されており、また2015年にはカシミール地方でさらに172件の強制失踪が報告された。ICJは、インド全体で強制失踪の件数や範囲を評価することは困難であると報告している。しかし、国連人権委員会の強制的・非自発的失踪に関する作業部会（Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances : WGEID）に届出られ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た被害申立てと、これらの申立てに対する国の公式な応答により、インドにおける強制的又は非自発的な失踪のパターンが確認されている。2020年5月の時点で、インドではWGEIDに届け出のあった強制失踪事件のうち426件（そのうち10件が女性）が未解決だった。WGEIDは2010年に訪問の要請を提出し、その後何度も催促通知を出しているにもかかわらず、今日まで、WGEIDのインド訪問は実現されていない。

拘留中の死亡

4.12 2019年、NCRBは刑務所の統計結果（刑務所1,350カ所、被収容者478,600人に関して）の報告で、2019年中に刑務所で1,775人が死亡したと報告した。NHRCの2017～18年度の年次報告では、裁判所による身柄拘束中の死亡2,896件、警察による身柄拘束中の死亡250件を記録していた（その年にNHRCに記録された事例のみを表す）。このような事故の真の範囲は正確に測定することが困難である。複数の情報源の主張では、拘束中の暴力は、インドにおいてそれを抑止する強い法律がないことに関連するとのことである。

4.13 インドの法律は、拘束中の死亡について司法調査を実施することを治安判事に義務付けている。警察は、犯罪被害証明書（First Information Report : FIR）を登録するよう義務付けられており、拘束中の死亡については独立した警察署又は代理機関が調査を実施しなければならない。拘束中の死亡が発生した場合は、NHRCにも報告されなければならない。NHRCは、検視を動画で記録すること及び報告書の作成を要求する。国際的な複数の人権団体が、法律は必ずしも一貫した形で適用されておらず、場合によっては、死亡事例がNHRCに報告されず、或いは警察が遺族にその件を追及しないよう圧力をかける場合もある、と訴えている。警察による身柄拘束中の死亡の実際の件数は、公式発表の数値よりも高い可能性がある。

死刑

4.14 インドは国及び州の双方の立法で死刑を維持しているが、執行されることは稀である。2000年以降、8人に対して絞首刑が執行された。そのうち5人がレイプ及び殺人の罪、3人がテロ関連の罪状だった。国の法律（IPCを含む）では、殺人以外で41の犯罪について、また、殺人が関与する13の犯罪について、死刑が定められている。これらの犯罪には、無条件殺人（すなわち、故意の殺人）、性犯罪、テロ犯罪、誘拐殺人、強盗殺人、国防法に基づく犯罪及び薬物犯罪などが含まれる。デリー国立大学（National University Delhi）の「インドの死刑に関するレポート（*Death Penalty India Report*）」によると、2013年から2016年の間、州の法律に基づき死刑を宣告された受刑者はい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

なかった。ただし、各州法への有効なアクセスがないため、州法に基づく規定で死刑を認める条項の数に関して、包括的な情報を提供することは困難である。

4.15 下級裁判所は頻繁に死刑判決を下し、とくに性的暴行及び殺人罪の場合にはそれが顕著であるが、上級裁判所は多くの判決を減刑する傾向がある。国立法科大学（National Law University）によると、2019年中、第一審裁判所では102人の被告が死刑を言い渡された（2018年の162人から減少）。ラジャスタン州は2019年、最多の13件の死刑判決を出したが、2016年～2019年にかけて、アルナーチャル・プラデーシュ州、ゴア州、メーガーラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州及びシッキム州では、死刑判決はゼロだった。

4.16 2019年12月31日現在で、378人の死刑囚がいた。2019年、性犯罪について死刑を科された比率が増加した。アーンドラ・プラデーシュ州は、成人女性に対する殺人を伴わないレイプについて死刑を導入した。

4.17 死刑が関与する事件の裁判は、平均して3年2カ月かかる。ただし、様々な罪状毎に大きな差があり、性犯罪に関する死刑判決を伴う裁判についての1年6カ月から、テロ犯罪に関わる裁判の8年4カ月まで、様々である。これらの数字には、最高裁判所及び高等裁判所レベルでの上訴の手続き（或いは大統領による恩赦の申請）にかかる時間は含まれていない。

4.18 独立以降、死刑の大半はウッタル・プラデーシュ州（354件）、ハリヤーナー州（90件）及びマディヤ・プラデーシュ州（73件）で執行されてきた。民間人の犯罪についての死刑執行の方法は、絞首刑である。軍人の場合は銃殺隊による死刑、又は絞首刑である。

4.19 2015年7月30日、1993年のムンバイでの連続テロ攻撃における関与の罪で、ヤクブ・メモン（Yakub Memon）死刑囚が絞首刑に処せられた。2020年3月20日、デリーで4人の男性に対する死刑が執行されたが、これは2015年以来執行された初の死刑だった。この4人は、2012年12月にデリーで発生した、バスに乗った23歳の女性に対する集団レイプ及び殺人の罪で、2013年7月に有罪判決が言い渡された6人のうちの一部だった。「ニルバヤー（Nirbhaya）（恐れない人）」という名で知られる被害者の女性は、犯行時に受けた傷のため、2週間後にシンガポールの病院で死亡した。この事件は、インドにおける女性に対する暴力に関連する問題と同義語になった。この事件から、女性への社会の姿勢に対する、かつ、政府が女性を暴力から守れないことに対する、大規模な抗議運動が起こった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.20 4人の男たちは、ティハール (Tihar) 刑務所において絞首刑に処せられた。この死刑執行の後、2020年1月～2月の間に、恩赦を求める上訴を土壇場で審理するために3件の死刑執行停止が認められた。インドでは絞首刑が歓迎されていた。死刑が執行された刑務所の外では、多くの人が「レイプ犯に死を」と唱えながら死刑執行が祝福されたと伝えられる。モディ首相は2020年3月20日、この事件に直接言及することはなかったが、「正義が勝利した。女性の尊厳と安全を確保することが、何よりも重要である」とツイッターに投稿した。

4.21 死刑囚は、男性及び女性のいずれも、ほとんどがSC/ST/OBC、宗教的少数派などの恵まれない生い立ちの者で、教育もほとんど或いはまったく受けていない。女性の死刑囚のほとんどは、早期結婚をさせられた過去があった。

4.22 2018年は過去20年近くの間で最も数多くの死刑判決が第一審裁判所で下された年だったが、最高裁判所はこの流れに逆行した。2018年に最高裁判所で審理が行われた12件の死刑案件のうち、11件が終身刑に減刑された。DFATは、インドにおいて、特に性的暴行及びテロ犯罪について、死刑に対する国民の支持が高まっていると理解する。情報筋がDFATに伝えたところによると、そのような支持は主に、死刑の抑止的な要素に対する国民の信念よりも、報復を重視したものである。

4.23 「刑法改正法 (2018年) (Criminal Law Amendment Act, 2018)」によって、被害者が12歳未満の女兒である場合、レイプの加害者に対して科される可能性のある処罰として死刑が導入された。2018年8月、内閣は、海事海賊行為或いは海上での海賊行為について、死刑又は終身刑を定める法案を承認した。2019年1月、「性犯罪からの子どもの保護法 (2012年)」の改正により、18歳未満の子どもに対する挿入を伴う加重性的暴力について死刑が定められた。

4.24 現地の情報筋がDFATに伝えたところによると、マディヤ・プラデーシュ州政府は、死刑を求刑するインセンティブとするため、検察官に対して報酬制度を立案及び導入した。一部の観測筋はDFATに対し、死刑の政治問題化に関する懸念を表した。

4.25 2018年、議員立法法案が議会で提出され、死刑の撤廃が提案された。この法案は現在、審議中である。2018年11月14日及び2020年11月17日、インドは、死刑判決に執行猶予期間を設ける国連総会の決議案に反対票を投じた。

拷問

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.26 インドは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止する条約（Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : CAT）に署名したが、批准はしていない。憲法第 21 条は、「何人（なんびと）も、法律が定める手続きに従う場合を除き、その生命又は身体を自由を奪われないものとする」と定めている。しかし、憲法又は刑法のいずれも、身柄拘束中の拷問について定義していない。拘束中の拷問が処罰の対象となり得る規定は、IPC の第 330 条及び 331 条だけである。とはいえ、それらの規定の適用は、IPC 第 320 条において定義される「重大な傷害」に限定される。その他の条項は、刑事訴訟法（CrPC）第 49 条（逮捕された人は、その逃亡を防止するために必要な程度以上に拘束を受けてはならない、と規定する）及び第 55 条 A（警察の拘束下にある容疑者の健康及び安全について、合理的な注意を払う義務が警察にあることを定める）を含め、拷問について周道的に取り扱うだけである。「証拠法（Evidence Act）」の第 25 条及び 26 条は、警察の拘束下にある容疑者による自白は、証拠として採用されないと規定する。ただし、「証拠法」の第 27 条は、容疑者によって提供された情報から事実が発見され、それが後に容疑者にとって不利なものであることが立証される場合、そのような情報が、警察による拘束下において行われた自白の一部であったとしても、証拠として認められると定めている。現地情報筋は、この第 27 条によって、自白を強要するために拘留中の拷問に頼る場面が以前に増して増え、容疑者の罪を「立証する」事実の発見が仕組まれている、と指摘している。

4.27 2009 年、CrPC の第 54 条が改正され、逮捕された人に登録医師による検査を受けさせることが義務付けられた。医師はその後、検査記録を作成し、逮捕された人の身体に発見された負傷又は暴力の痕跡及び、それらを負わされたおおよその時期を文書化しなければならない。最高裁判所は、CrPC の第 54 条によって、拘束中の拷問又は暴力の発生に対する裁判所の注意を喚起するための容疑者の権利が強化される、と指摘した。

4.28 裁判所、様々な法律の専門家、国の法律委員会及び政府は、拷問を禁止する立法の必要を繰り返し述べてきた。連邦議会は 2010 年に拷問禁止法案（Prevention of Torture Bill）を審議したものの、成立させることはなかった。今日まで、28 州及び 8 つの連邦直轄領のうち 4 州（ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャールカンド州、メーガーラヤ州、及びシッキム州）が、法律委員会によって草案が作成され、2017 年 12 月にロック・サバーに提出された拷問禁止法案に同意している。最高裁判所は、長年にわたり、身柄拘束中の拷問の増加に関して懸念を表し、最高裁判所で取り扱われる事件においてはインド国民の基本的な人権を保護してきた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.29 インドにおける拷問事件について報告した統計で、信頼できるものはない。しかしながら、人権団体は、中央及び州警察や準軍事的組織並びに軍組織による拷問を訴えた個人の証言を非常に数多く記録しており、これには自白の強要、家族へのハラスメント、或いは活動家を沈黙させるための行為などが含まれる。現地の情報筋は、法的なガイドラインが厳密に守られておらず、捜査の初期段階から警察が拷問に依拠することが多いと訴えている。研究者たちは、身体的及び精神的な暴力を含め、警察が用いる様々な拷問方法を文書化している。NHRCは、2017年～18年度のNHRCの年次報告書において、「身柄拘束中の暴力及び拷問は、インドにおいてあまりにも蔓延しており、ほとんどルーティン化している」と述べた。

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰

恣意的な逮捕及び拘留

4.30 憲法第21条は、「何人（なんびと）も、法律が定める手続きに従う場合を除き、その生命又は身体を自由を奪われないものとする」と保障している。憲法第22条は、逮捕された者が可能な限り速やかに自らの逮捕理由を知らされる権利を保障する。CrPCの第50条は、逮捕を執行した警察官が逮捕された人に対して、その逮捕の理由となった罪状の完全な詳細又は逮捕のその他の根拠を通知する義務を負うことを規定している。CrPC第50条Aに基づき、逮捕を実行した警察官又はその他の者は、家族、友人又は逮捕された者が指名するその他の人に対し、直ちに逮捕の事実を通知しなければならない。全ての被拘留者は、警察署に連行されると同時に自らの権利について通知されなければならない。

4.31 憲法の第22条(2)は、逮捕され、拘留される者が必ず24時間以内に最も近くの治安判事(magistrate)の前に出頭させられ、治安判事の権限なくしてこの時間を超えて拘束されてはならない、と定めている。この権利は、CrPCの第57条においても認められている。

4.32 憲法第22条は、逮捕された全ての人が自らの選択した弁護士に相談し、又は弁護士による弁護を受ける権利を保障する。全ての者がこの権利を行使できるよう、最高裁判所は、治安判事の前初めて出頭した時点から、被告人に州が無償の法律扶助を提供するよう定めている。ただし、法的支援を提供する州の義務は、警察による尋問の間など、この時点より前の期間には適用されない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.33 現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、実際には、法律の規定は日常的に遵守されていない。情報筋は DFAT に対し、投獄された人々の 70 パーセントが「審理中」（犯罪について裁判を待つ間、拘置所で拘束される）であり、有罪判決率が低いため、「その過程自体が刑罰となっている」と語った。NCRB の統計によると、2019 年において、審理中の非収監者 330,487 人のうち約 74 パーセントが最長 1 年間拘留されていた。13 パーセントは最長で 2 年、7 パーセントが 3 年、4 パーセントが 5 年だった。また、2 パーセントに近い人が、5 年以上拘留されていた。

4.34 手続き上の保護措置が適用される頻度や、その一貫性に関する公的な統計は存在しない。しかし、実際には、手続き上の保護措置の違反は珍しくないという現地の情報筋は指摘している。学術研究者たちは、警察が罪状を示さないまま長期にわたって拘束する事例を報告しており、その他にも、言語上の障壁や非識字に起因する場合も含め、弁護士への相談における困難、法的代理の質の劣悪さ、警察が作成・保管する犯罪事件簿の閲覧不応などが報告されている。

予防拘留

4.35 「予防拘留」とは、ある人が身柄を拘束され、治安の悪化につながる可能性のある何らかの行為を行うことを妨げられる状況をいい、「逮捕」は、ある人が犯罪の容疑をかけられ、かつ、インドの法律に基づき、24 時間以内に治安判事の前に出頭させられなければならないときに行われるものである。

4.36 予防拘留を取り扱う法律は、別に 2 つある。「刑事訴訟法 (CrPC) (1973 年)」と「国家安全保障法 (National Security Act : NSA) (1980 年)」である。CrPC 及び NSA のいずれも、インド全土 (2019 年 8 月以降は J&K を含む — 「ジャンムー・カシミール」を参照) に適用される。CrPC はインドの実体的刑法の管理運営手順に関する主な立法である。NSA は、国家安全保障、社会秩序及び生活に不可欠なサービスの観点から、予防拘留について取り扱う。

4.37 CrPC 第 151 条では、予防拘留は当事者によって何らかの不正な行為が行われる可能性があるという疑惑に基づき取られる措置であると規定される。警察官は、ある個人が何らかの犯罪を行うことができるという情報を得た場合に、治安判事の命令を得ることなく、かつ、令状を取得することなくその個人を「逮捕」することができる。憲法第 22 条 (4) では、予防拘留を規定するいかなる法律においても、3 カ月を超える期間にわたって個人を拘留してはならないが、ただし、高等裁判所の判事又は諮問委員会 (退職した判事で構成される) がその期日を延期することを決定した場合はその限りでない、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と規定される。憲法第 22 条 (5) には、被拘留者は自らが拘留された根拠を知らされなければならない、かつ、容疑に対して異議を申し立てる機会を付与されなければならない、と明記されている。国会は、諮問委員会の意見を得ることなく、予防拘留を定める法律に基づき 3 カ月の期間を超えて個人を拘留することができる状況について定めることができる。

4.38 NSA は、容疑者が国家の安全保障若しくは社会秩序を損なう態様で行為することを防止するために、又はコミュニティにとって不可欠な物資の供給及びサービスの維持のために、中央又は州の政府が当該容疑者を拘留することを認めている。NSA に基づき拘留された人は、自らにかけられた容疑について通知されることなく最長で 10 日間拘束される場合がある。予防拘留命令は、被拘留者を正式に起訴することなく、最長で 12 カ月間まで維持することができる。この期間に、被拘留者は高等裁判所の諮問委員会に拘留への不服申し立てを行うことができるが、審理の間に弁護士を立てることは認められない。

4.39 NCRB は、NSA とは無関係の予防拘留（「未決被拘留者 (*detenues*)」として知られる）に関するデータは収集しているが、NSA に基づく予防拘留に関しては、警察がこれらの事例について犯罪被害証明書の登録を行っていないため、データを収集していない。したがって、NSA に基づく拘留の正確な数について利用できる統計数値はない。現地の情報筋が提供する情報は、公開情報に含まれる NSA に関するデータの範囲及び量を裏付けるものであり、情報筋は、NSA の利用が超法規的な権力の行使とみなすことが可能であることに同意している。2019 年末時点で、ほとんどの未決被拘留者 (*detenues*) が中央刑務所に収監されており、その数が最も多いのはタミル・ナードゥ州、グジャラート州及び J&K だった。

4.40 「ジャンムー・カシミール公安法 (*Jammu and Kashmir Public Safety Act : JKPSA*) (1978)」を用いると、J&K において、「州の治安に有害な態様で行為する」容疑者を最長 2 年間（国の NSA で定める期間の 2 倍）にわたって行政拘留として拘留することが可能である。2019 年 8 月、伝えられるところによると、「社会秩序に対する脅威」であるとして、元 J&K 州首相が JKPSA に基づき拘束された。アムネスティ・インターナショナルは 2011 年の報告において、それに先立つ 20 年間の間に JKPSA に基づく被拘留者は 8,000 人から 20,000 人に上ると推定したが、正確な数については依然として論議的である。

体罰

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.41 ユニセフ・インド事務所によると、学校及び家庭内の双方において「体罰は、国内のあらゆる地区で蔓延している」という。学校の教員、保護施設（孤児院、児童養護施設、里親施設、簡易宿泊所）の職員及び親たちが、体罰の主な加害者である。インドは「児童の権利に関する条約」を1992年に批准しており、それ以来、これを補完する立法や、子ども及び教育双方についての国家計画を制定してきた。2007年、政府は体罰の撲滅を目指して「子どもの権利保護委員会（National Commission for Protection of Child Rights）」を設立した。

4.42 憲法は、子どもの生きる権利及び子どもの教育を受ける権利に関する規定において、子どもを暴力から守る条項を設けている。その他の国家法に基づき、子どもを傷つける行為に対する処罰は、「教育に関する子どもの権利法(2009年) (*Right to Education Act*)」第17条に基づく体罰の完全な禁止で、有罪と認められた者への懲戒処分などがある。「青少年法(2015年)」は、最長で5年の実刑を定めており、より深刻な事件の場合は10年に延長される、さらに最高で11,000豪ドルの罰金が科される場合がある。IPCは第305条、323条、325条、352条及び506条に刑罰を規定している。

4.43 しかし、体罰事件を伝えるメディアの報道は続いており、時によっては子どもが死亡するケースもある。NGOによる調査では、大抵の親が学校内での体罰を承認しており、自らも体罰を行うことが示されている。下級初等学校では、体罰が行われる程度及び頻度は男女とも同じである。しかし、上級初等学校では、男児の方が体罰を受ける割合が高くなっている。全国平均で、約50パーセントの子どもが、政府及び民間の学校で体罰を受けている。恵まれない家庭背景の子どもたちの場合、その割合が高い(75～100パーセント)。恵まれない家庭背景の子どもたちへの体罰は、そのような子どもたちは「育ちが悪い」と見られているため、社会規範が体罰を正当化する理由となっている。

4.44 現地の情報筋がDFATに語ったところによると、受刑者たちは、拘束されている州によって、「刑務所法(1894年) (*Prisons Act, 1894*)」に基づき、鞭打ちという形態の体罰を受ける場合がある。2013年、マディヤ・プラデーシュ州においてローカル・ニュースで放送されたある事件では、マンドサウル(Mandsaur)という都市で商人から金銭をゆすり取った3人の男性を、警察官が鞭で打ち、スクワットをさせた。2016年、マディヤ・プラデーシュ州のホシャンガバード(Hoshangabad)という都市では、警察官による公開の体罰という類似の事件が起こった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 インド憲法は、警察及び社会秩序を守る責任を、個々の州及び連邦直轄領に委譲している。各州は犯罪を予防、検知、登録及び捜査し、犯罪者を訴追することに責任を負う。個々の州のインド州警察職 (Indian State Police Services) (「警察」を参照) は、州の職員及び中央政府から集められた国家職員の双方で構成される。それとは別に、中央政府は内務省 (MHA) の管轄下に、一定数の中央武装警察隊を維持している。この中央政府で管理される部隊は、軍の支配下で、国境警備及び主なインフラストラクチャーの防護を含めた国内治安を管理する (「軍」を参照)。内務省はまた、中央情報局 (Central Bureau of Intelligence), 研究開発局 (Bureau of Research and Development), NCRB, 国家捜査局 (National Investigation Agency), 訓練学校及び、国家災害対応部隊 (National Disaster Response Force) など、中央で管理される警察各機構を監督する。これらの機関は各州の対応部局と情報を共有する場合がある。中央政府は、「州警察部隊近代化制度 (*Scheme of Modernization of State Police Forces*)」に基づき、兵器、通信、設備機器、移動設備、訓練その他のインフラストラクチャーのため、各州政府に財務支援を提供する。実際には、この制度に基づく資金は全ての州にわたって完全に活用されているわけではない。

軍

5.2 インド軍は、4つの専門的な制服組織、すなわち、インド陸軍 (Indian Army), インド海軍 (Indian Navy), インド空軍 (Indian Air Force) 及びインド沿岸警備隊 (Indian Coast Guard) で構成されている。インド政府はインドの国防及び軍に責任を負う。インド軍の最高司令官はインド大統領であり、国防の責任は内閣が負う。防衛省 (Ministry of Defence) は国防政策の枠組みについて責任を負う。世界銀行によると、2017年においてインド軍の人員数は合計 303 万 1000 人 (1994 年の 127 万人から 3 倍近く増加) だった。2019 年の軍事支出は GDP の 2.4 パーセントだった。

5.3 複数の準軍事的部隊がインド軍を支援し、それらは内務省の監督下にある。それらの部隊には、アッサム・ライフル部隊 (Assam Rifles) (北東部における暴動鎮圧作戦を実施し、インド・中国間とインド・ミャンマー間の国境地域の治安を守る), 国境治安部隊 (Border Security Force) (インドの陸上の国境を警備し、また、国境を越える犯罪を防止することに責任を負う), 中央産業治安部隊 (Central Industrial Security Force) (空港、港及び首都デリーの地下鉄デリー・メトロなど、重要なインフラストラ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

クチャー、天然資源及び公共資産のセキュリティを担当する)、インド・チベット国境警察 (Indo-Tibetan Border Police Force) (ラダクのカラコルム峠からアルナーチャル・プラデーシュ州の Jachep La までの国境警備の任務及び、ラダク、ヒマーチャル・プラデーシュ及びウッターカランド並びにシッキムを含め、インド・中国間の国境線の西、中央及び東部分で国境前哨基地を運営する)、国家治安警備隊 (National Security Guards) (対テロリスト活動に責任を負う)、サシャストラ・セマ・バール (Sashastra Seema Bal : SSB) (インド・ブータン間及びインド・ネパール間の国境警備に責任を負い、これらの国境での主要な情報機関でもある) といった組織がある。SSB はまた、ウッターカランド州、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州、シッキム州、アッサム州及びアルナーチャル・プラデーシュ州における国境周辺においても活動する。SSB は J&K において国内治安任務を履行する。

警察

5.4 インド憲法は、警察及び社会秩序を守る責任を各州に委譲している。州及び連邦直轄領のそれぞれは、独自の警察部隊を維持し、そのうち 3 分の 2 は下級警察官である。インド警察職 (Indian Police Service : IPS) 内の国家部隊は厳しい試験によって選ばれ、上級の職階を保持し、住居や移動などのその他の手当も給付される。22 の州に対する 2018 年の調査によると、「国立発展途上社会研究センター (Centre for the Study of Developing Societies)」はインド国民のうち警察を十分に信頼している人は 25 パーセントに満たないことを確認した (軍隊については 54 パーセント)。世界正義プロジェクト (World Justice Project) の「2020 年法の支配指数 (2020 Rule of Law Index)」では、インドは秩序及び治安に関して 128 カ国中 114 位にランク付けされていた (「腐敗」を参照)。この評価では、犯罪、内戦及び個人の不満の解決のための暴力の使用といった問題が検討された。

中央インド警察職

5.5 憲法第 312 条には、中央政府に管理される IPS が定められている。IPS は、職員を州警察に幹部職員として配置し、州警察及び中央警察の上級職を占める。内務省は、組織、訓練、配置、承認、給与、手当及び懲戒事項などを含め、IPS の職員及び方針決定に責任を負う。州及び中央政府は 5 年毎に IPS の予算配分の見直しを行う。2019 年 3 月現在で、4,982 人の IPS 職員が 26 州の幹部職員として配置されており、ウッタル・プラデーシュ州、西ベンガル州及びマハラシュトラ州が最も多くの IPS 職員を抱え、ウッターカランド州、トリプラ州及びシッキムの IPS 職員が最も少なかった。内務省はまた、様々な中央警察機能について責任を負う (「国家の保護」を参照)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

州警察職

5.6 英国のエコノミスト誌によると、インドの190万人の警察官は「良い評判を得ていない」。ただし、各地の情報筋の報告では、警察の有効性はリソース及びインフラストラクチャーの不足によって妨げられているという。警察の予算は平均で各州予算の3～5パーセントに相当する。「2019年インドの警察活動状況レポート (*Status of Policing in India Report 2019*)」(NCRB 及び警察研究開発局 (Bureau of Police Research and Development) から入手したデータを用い、警察の能力及び適切性を評価する) では、不適切なインフラストラクチャー (物理的、技術的、人的)、リソース及び訓練が、警察の運営を妨げていることが確認された。レポートによると、インド全体で約240カ所の警察署に車両が配備されていない、214の警察署で電話が配備されていない、70カ所で無線が利用できない、24カ所で電話も無線もない。平均して、インドの警察署には1つの署に6台のコンピューターがあるが、アッサムやビハールといった州では、警察署1カ所当たりのコンピューターの台数は平均で1台未満である。

5.7 「地上部隊」の不足が能力上のもう1つの問題である。インドの警察は、伝えられるところによると、認可を受けた要員数の77パーセントが勤務するのみである。これは、市民1,000人当たり警察官が1.2人という割合に等しく、国連が推奨するレベルの半分ほどである。勤務時間の長さ及びサービス残業が共通した不満である。

5.8 SC, ST, OBC 及び女性が警察部隊に占める割合は非常に低く、これらの集団のために留保された職の多くが空席である。SC, ST, OBC 及び女性は、一般の警察官よりも幹部レベルの職に募集/採用される可能性は低い。インドの正義レポート2019年 (*India Justice Report 2019*) というレポートからは、女性が警察職員の中で占める割合は7パーセントであることが分かる。

5.9 警察運営の自律性を政治の介入から守るため、最高裁判所は各州に対し、警察官が効果的に機能するために2年間の最低在職権を保証されるよう、法律の改正を行うことを命じた。しかし実際には、伝えられるところによると4分の1以上の警察官が、政治家からの圧力を犯罪捜査における最大の妨害であると考えている。選挙の年には、任期満了前の異動が頻繁に行われ、保護措置の効果が損なわれており、中でも、最も高い異動率となっているのはウッタル・プラデーシュ州とハリヤーナー州である。任期満了前の異動は、政治的圧力に従わなかったときにも頻繁に発生する。エコノミスト誌は「人材」の不足と「政治家の干渉」が、インドの警察官が直面する問題の上位3位の中に入っている、と報じている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.10 インドでは、警察が事件を捜査し、刑事司法手続きを開始するためには、犯罪被害証明書（FIR）を作成しなければならない。NCRB の 2018 年のデータによると、どこで、どのように被害を届け出ることが、司法制度の利用に影響を与え得ることである。裁判所経由で届け出た被害の 99 パーセントが FIR として登録された。警察署の責任者に書面で被害を届け出た場合は、72 パーセントが FIR の作成につながった。単に書面での被害届を提出しただけの場合は、53 パーセントであり、口頭での被害届（その時点で勤務中の警察官が詳細を聞いた場合）は、わずか 5 パーセントしか FIR の作成に帰結しなかった。オンラインでの被害届（デリーやウッタール・プラデーシュ州など複数の州での新しいイニシアティブ）の場合はわずか 3 パーセント、緊急電話による被害の通報の場合、同時期に FIR が作成されるのは 1 パーセントだった。

5.11 DFAT は、容疑者が他の州で捜索されている場合、その人物を確実に逮捕するために複数の州が協力すると理解している。州間の身柄引渡し義務はない。DFAT は、インドの警察には犯罪者を追跡するための高度なオンライン・データベースはないと理解している。そのような作業は手作業で行われる。一般に、州と州の警察職の間では良好な協力関係が存在している。

司法部門

5.12 インドの司法部門は、立法部門（国会）及び行政部門（大統領）から分離している。ただし、「三権分立」の原則は、英国の制度を反映し、憲法に成文化されていない。その代わりに、憲法の様々な条項が職務／権限の分離を強調し、諸機関が自ら互いに抑制と均衡を課している。インドの正義レポート 2019 年によれば、インドの下位裁判所には 2,800 万件の係争中の訴訟があり、そのうち 24 パーセントは 5 年以上係争中のままで、8 パーセントは 10 年を超えている。ビハール州、ウッタール・プラデーシュ州、西ベンガル州、オリッサ州、グジャラート州、メーガーラヤ州及びアンダマン・ニコバル諸島では、訴訟の少なくとも 4 件に 1 件は 5 年以上にわたって係争中である。同レポートは、予算不足が司法制度での処理能力の制約につながっていると指摘している。インドの正義レポート 2019 年は、司法制度に対する国の支出は平均して GDP の 0.08 パーセントであると確認した。

5.13 NGO の Daksh の正義へのアクセス 2017 (*Access to Justice 2017*) という調査は、人々が紛争を解決するのに正式な司法制度（裁判所や警察）よりも非公式な司法制度（家族、友人、村の長老又はカースト若しくは宗教的なパンチャヤット）を好むということを確認した。正式な司法制度は時間や費用がかかりすぎ、また、複雑すぎるとい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

うのがその理由である。農村部と都市部では、裁判所や警察署、法律扶助団体 (legal aid clinics) 及び弁護士などの司法サービスの数やアクセスのしやすさに著しい差異がある。腐敗もまた 1 要因である。トランスペアレンシー・インターナショナルのアジア太平洋地域での「2017 年世界腐敗バロメーター (2017 Global Corruption Barometer)」では、インドにおいて公的サービスを利用した人々の 69 パーセントが賄賂を支払った (31～45 パーセントが裁判所に賄賂を支払っていたことも含まれる) ということを確認した。同じ報告書は、最も富裕な人々よりも最も貧しい人の方が賄賂を支払う傾向が強いことも確認している。

5.14 2018 年 1 月、インドの上席裁判官 4 人が首席判事への公開書簡を公表し、司法制度の「全体的な機能」及び上級裁判所の「独立」に影響を与えてきた裁判所命令に関する懸念を表した。司法制度の内部からのそのような意見の公表は珍しいことである。一部の観測筋は、司法部門を中傷する者に対する法廷侮辱罪の適用が、司法部門の腐敗に関する国民の議論を制限していると主張する。

5.15 インドの多くの人々が、日常的な紛争を抱える国民にとって司法サービスは時間がかかりすぎ、非効果的であると考えている。世界正義プロジェクトの「法の支配指数 2020 (WJP ROL Index 2020)」は、通常の人々の視点及びそれらの人々の実際の経験、日常的な状況から見た法の支配の遵守を測定したものである。全体的に、WJP ROL は法の支配の遵守についてインドを 128 カ国中 69 位にランク付けした。刑事司法に関しては、インドは 78 位で、犯罪捜査システムの有効性、更生制度の有効性、差別のないこと、及び適時かつ有効な判決が最も弱い要素だった。民事司法においては、インドは 98 位で、遅延、有効な執行、差別のないこと、アクセスのしやすさと費用の高さが最も弱い要素だった。

5.16 憲法第 39 条 A は、「公正な裁判と無料の法律扶助は、全インド市民の権利である」と定めている。国民の 80 パーセントが法律扶助を利用する資格があるが、1 人当たりの支出は 2018 年において約 1.50 豪ドルだった。複数の現地情報筋が DFAT に伝えたところによると、質の高い法的助言や国が指名する能力の高い弁護士はなかなか利用できない。Daksh による調査「正義へのアクセス」調査の報告によると、訴訟事件のうち 35 パーセント以上において、裁判所が指名する弁護士は依頼人にその権利や解決方法を説明しなかったか、説明されても依頼人がそれを理解できなかったかのどちらかであった。

拘留及び刑務所

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.17 刑務所は連邦の「*刑務所法*」(1894年)で規定される。インドの刑務所については内務省(MHA)が責任を負うが、管理運営は各州の政府及び連邦直轄領に委ねられている。刑務所の状況は刑務所ごとに異なるが、一般に、中央刑務所の施設の方が各地区刑務所よりも良好である。インドの刑務所は、収容人数の定員を超えて運営されている。十分な訓練を受けていない看守が、認められた要員数の平均30~40パーセントの人数で運営している。各地の情報筋によると、刑務所内の過密によって、不十分な住環境、建物の老朽化、スペースの不足、不十分な換気、不衛生な状態が発生している。

5.18 基本的なベジタリアン用の食事は提供されるが、受刑者は追加的な品目については支払いをしなければならない場合がある。DFATは、受刑者が一般に売店を利用することができ、無償の法律扶助及び一般的な医療を利用することができるが、それらの質は様々であると理解している。専門家による治療は利用が困難で、裁判所の許可が必要であり、手術は正真正銘の緊急事態の場合のみ利用できる可能性がある。妊娠中の受刑者は適切な医療や栄養が不足している。刑務所内での暴力が発生し、拷問が行われた疑いもある(「拷問」を参照)。より低いカーストや宗教的少数派への差別も発生している。国家法律サービス庁(National Legal Service Authority)は、女性の受刑者は虐待や暴力に遭うことが多いと報告している。

5.19 NCRBの統計値によると、2019年中、1,775人の被収容者が刑務所内で死亡した。伝えられるところによると、そのうち1,544人は自然死で、165人が不自然な死因である。そのうち自殺(116人)が最も多いカテゴリーで、事故(20人)と仲間の被収容者による殺人(10人)が続く。公式の統計値によると、被収容者と医療スタッフの比率は、2019年で243人に対して1人だった。このような医療スタッフの不足が、拘留中の死亡の多さの理由である可能性がある。

5.20 現地の情報筋がDFATに伝えたところによると、拘留期間の長期化によって、刑務所内の一般の被収容者と同様、死刑囚は精神状態の悪化に苦しんでいるとのことだった。受刑者は十分な精神医療治療を受けられていない。NCRBが受刑者の収容前の精神健康状態についての情報を提供しないため、DFATは、刑務所の状況が被収容者の精神的健康を悪化させたのか否かを確認することはできない。

5.21 刑務所に関するNCRBの統計によると、2019年末時点での被収容者の合計人口は478,600人だった。このうち34パーセントがOBCで、20パーセントがSC、そして11パーセントがSTだった。合計被収容者人口のうち約70パーセントがヒンドゥー教徒と確認され、20パーセントがイスラム教徒、残りの10パーセントはシク教徒、キリスト教徒及びその他だった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.22 2019年の刑務所の占有率118.5パーセントは刑務所の公式定員を上回っている。チャッティースガル、デリー、マディヤ・プラデーシュ、マハラシュトラ、メーガーラヤ、シッキム、ウッターカランド、及びウッタル・プラデーシュでの占有率は150パーセントを超えていた。2020年2月のメディアの報道によれば、最高裁判所はインドの刑務所における過密状態を「裁判所の能力」と関連付け、この問題に対処するための改革を勧告した。改革案には、投獄の代わりに罰金を科すことや、犯罪者を保護観察として釈放することなどが含まれる。全ての州及び連邦直轄領にわたって平均的な刑務所の予算は州の支出額の0.2パーセントである。

5.23 2019年において女性は刑務所人口の4.1パーセントを占めており、それ以前の15年間で約60パーセント増加していた。インドの国家法律サービス庁によると、女性の被収容者は男性の被収容者よりも様々な問題に直面する傾向があり、刑務所のインフラストラクチャーは、女性の被収容者の数の増加に対応することができていないという。女性受刑者の6分の1が女子刑務所に収容されている。残りは男性用刑務所の囲いに覆われた区域に収容されている。2019年中、1,779人の子どもたちが母親と共に収監されていた。子どもたちは6歳になるまで母親と共に暮らし、6歳になると代理人又は施設に渡される。DFATはLGBTIの人々や障害者を含め、その他の脆弱な集団に関する公式な刑務所の統計値については把握していない。

人身取引

5.24 インドは「国連国際組織犯罪防止条約（United Nations Convention against Transnational Organized Crime: UNTOC）」、「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children）」及びSAARC「買春を目的とした女性及び子どもの人身取引の防止及び撲滅に関する条約（Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution）」を批准している。インドはこの問題についてバングラデシュと2カ国間覚書を交わしている。人身取引は、憲法（第23条）及び様々な連邦及び州の立法や行政措置・介入によって禁じられている。このような法的枠組みがあるにもかかわらず、インドへ、またインドからの、そしてインド国内での人身取引は継続している。2018年、ロック・サバーは「人身取引（防止、保護及び社会復帰）法案」を可決し、これには、連邦レベルでの人身取引対策局の設置と、被害者の初期及び長期的な社会復帰の場を提供するための保護ホームの設立を盛り込んでいた。しかしこの法案は上院を通過できず、後に時間切れで無効となった。現在、修正された人身取引防止法案が検討されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.25 国内の情報筋が DFAT に語ったところによると、インドは人身取引の送出国 (source)、経由国 (transit) 及び受入国 (destination) になっており、特に北東部は国境を超える人身取引が多発する地域である。固有の要素としては、インドの社会・経済的に未発達な地理的な位置などがある。被害者及びその家族にとっては、貧困、ジェンダーに基づく差別及び伝統的慣行が、それらの人々を人身取引の被害に遭いやすくさせる要素である。児童や乳幼児は、子どもへの性的虐待や物乞いのネットワークで利用する目的で人身取引される場合がある。女性は強制結婚、売春又は家庭内での強制労働を目的として人身取引される場合があり、その多くが、自宅から遠く離れた大都市で良い仕事に就けるという約束に騙されてのことである。男性、女性及び子どもが、借金による束縛、又はその他の形態の奴隷労働に関連して人身取引される場合がある。2019年、国連薬物犯罪事務所 (UN Office on Drugs and Crime) は、農村地域での人身取引を行う加害者らが、テクノロジーに基づいたプラットフォームを利用するケースが増加していることを指摘した。

5.26 NCRB の 2018 年の統計では、2,465 件の人身取引事件が記録されており、5,788 人の人身取引被害者が関係していた。このうち、2,834 人が 18 歳未満で、2,984 人が 18 歳以上だった。全体の数のうち女性と女兒が 64 パーセントを占めていた。全体では、マハラシュトラ州、デリー連邦直轄領及びビハール州が最も多くの人身取引被害者を報告していた。ビハール州、デリー連邦直轄領及びラジャスタン州は、18 歳未満の人身取引の被害者が最も数多く報告された。NCRB のデータによると、人身取引から救出された被害者の 95 パーセントがインド人で、少数のスリランカ人、ネパール人及びバングラデシュ人も、インドにおいてインド当局によって救出されていた。NCRB のデータは、ほとんどの被害者が売春のための性的搾取及び強制労働を目的として人身取引されていたことを示している。収集されたデータの大半は、女性及び女兒の国境を越えた人身取引事件のものだった。その他の目的に関連する人身取引の程度に関しては、入手可能な情報がより少ない。

5.27 現地の情報筋によると、農村、部族居住地域、下層カースト及び SC、宗教的少数派といった出身、また教育レベルがより低い女性及び女兒が、最も影響を受けやすい。Oak Foundation と Terres des hommes による共同調査では、人身取引から逃れた人の家族やコミュニティ内でスティグマを着せられており、根強い社会・経済的要素もあるため、それらの人たちにとってコミュニティへの再統合や復帰は依然として困難であるということが確認された。人身取引から逃れた人はまた、再被害、報復或いは仕返しに遭うリスクにも直面する。ただし、社会に受け入れられるか否かは、地域や社会によって異なる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.28 政府は、人身取引の被害者のためのいくつかの保護措置を導入している。被害者のための補償制度は人身取引を含めた様々な犯罪について存在するが、滅多に利用されることはない。政府はまた、捜査や訴追において外国政府と協力している。米国国務省の「人身取引報告書」はインドを「第2階層 (Tier 2)」(第1階層が最高ランク)とランク付けし、インドは人身取引の被害者保護に関する米国の国内法に基づく最低水準を満たしていない国であるとしながら、水準を引き上げるために多大な努力を行っている、と述べている。

国内移動

5.29 インドは、国内人口移動 (internal migration) の長い歴史を有する。しかし実際には、引き続き、州間の移動よりも州内での移動が圧倒的に多い。インド国内中で自由に居住及び移動する補完的な権利は、憲法の第19条 (1) (d) 及び (e) に定められている。第19条 (1) (d) は、ある州から他の州への移動、或いは同じ州内でのある場所から他の場所への移動を含め、インドの全ての国民にインドの領土内で自由に移動する権利を保障している。この権利は、第19条 (5) の「合理的な制限」、すなわち、公衆の利益のため、又はいずれかのSTの利益の保護のために、制約を受ける場合がある。第19条 (1) (e) は、全ての国民にインドの領土内のいずれの場所においても居住及び定住する権利を付与しているが、ただし、第19条 (5) の「合理的な制限」の適用を受ける。移動及び居住の自由は、緊急時には制約を受け、停止される場合がある。同様に、公衆の利益のために、治安又は安全を維持するための制限が考慮される場合がある。

5.30 世界銀行によると、インド国内での人口移動は増加しているが、州間の移動は少ないままである。2011年の国勢調査 (最新の数字) によると、国内移動は4億5000万を数え、2001年に記録された3億900万に対して45パーセントの増加だった。国内移動した人々の人口に対する比率は、2001年の30パーセントから2011年の37パーセントに増加していた。しかし、移動の性質は2001年の国勢調査以来、比較的变化がない。移動の多く (62パーセント) が同一地区 (district) 内のもので、26パーセントは同じ州内の異なる地区間の移動だった。移動のうちわずか12パーセントが州境を超えた移動だった。2011年のインドの人口のうち、州間の移動をした人は4パーセントを占めたが、この比率は2001年以来ほとんど変化していない。州内の移動では女性が過半数を占め (63パーセント)、半分以上が移動の理由を結婚であるとしていた。ただし、そのような移動は、元々居住していた場所で、村や町の境を超えた移動である傾向が強かった。都市と都市の間の移動は、引き続き最大の移動の流れ (46パーセント) だ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

った。農村地域から都市への流れは以前と変わらず、都市間の流れのおよそ半分（22パーセント）だった。インドの国勢調査は季節的、一時的及び循環的な移動（ほとんどが雇用のため）を捉えておらず、このタイプの移動は年間約1,360万人発生し、永久的／半永久的な人口移動の7倍の多さである。

国内移動の制限

5.31 世界銀行によると、州間の居住地の移動を制限する可能性のある要素には、給付金等の受給資格が移動できないこと、教育機関における優遇基準、州政府で勤務する場合の居住地要件などがある。その他の要素で、一部は歴史的に、移動性／州間の人口移動を制限するものには、カースト制度の蔓延、伝統的価値観、言語及び文化の多様性、搾取及び政治的排除、教育の欠如、金融サービス及びリソースの利用の制限、インドにおける農業の優位性及び半封建的な土地関係、などがある。

5.32 社会的保護を利用できないことも、さらなる抑止要素である。実際に、居住証明や法的な不動産賃借権の証明を含め、登録文書の調達が困難であることによって、国内で移動する人々が医療や教育、社会保障プログラムなどの公共サービスを利用できない場合がある。それらが困難である理由には、規制及び行政上の要件が複雑であるためといったものが含まれ、特に一時的或いは季節的に移動する人々にとって、それらが阻害要因となっている。そのような人々は、身分証明やその土地での居住証明が確保できるまで、食料や住宅などの補助金を得る際に障壁に直面することが多い。

5.33 通常は住居や雇用、私的な社会的保護において支援してくれる、非公式な社会的ネットワークがないことも、居住地の移動を制限する可能性がある。現地の言語や文化が出身地域と異なる場合、インド国民はハラスメントや政治的排除にも直面する場合がある。多くの情報筋が DFAT に語ったところによると、インドにおける居住地の移動は単純なものではなく、言語の差異に加えて、多くの文化的、社会・経済的、及びジェンダーに基づく障壁が立ちふさがるのである。

独身女性、子どもを持つ女性、又は親族内の暴力の被害者の転居

5.34 アドハー・カード（Aadhar Card）は、政府の社会福祉サービス、給付金及び助成へのアクセスを提供し（「固有識別番号（UID）／アドハー」を参照）、それを導入することが受給資格のポータビリティに役立つ可能性がある。しかし、夫に関する詳細情報や父親の名前を提示する要件があるため、独身の女性、子どもを持つ独身女性、及びドメスティック・バイオレンスから逃れた人が、政府のサービスや住居提供から排除

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

される可能性がある。所得税の規定は女性が夫又は父親の名前を使用するよう直接的に義務付けていないが、アドハー・カードとパスポートは共にこの必要条件がある。

5.35 現地の情報筋が DFAT に伝えたところによると、ドメスティック・バイオレンス又は親族による暴力から逃げる女性や女兒が、インドの州内で又はインドの他の地域へ安全に転居することは、事実上不可能である。利用可能なシェルターやセンターの数は限られており、利用できたとしても、そのようなセンターを女性が出たとき、社会的な支援のネットワークがほとんどない状態で、女性が直面する状況を考慮することが重要である。現地の情報筋によると、ドメスティック・バイオレンスから逃げる一部の女性は、10 年以上もシェルターに滞在する。そういった女性をコミュニティに再統合するための州の能力及び NGO のリソースはほとんどない。西ベンガル州の情報筋が DFAT に語ったところによると、女性用のシェルターが不足しているため、寝泊まりする場所をシェルターに求めて他の州から来た女性は、自宅のある州に送還されていた。

5.36 現地の情報筋は、子どものない独身女性で、宿泊施設や支援ネットワークへのアクセスが可能で、或いは教育がある、技能を身につけている、又は生活を支える十分な財産がある場合は、転居は一般的に可能であるという。

性的指向に基づく転居

5.37 現地の情報筋が DFAT に語ったところによると、中流階級で、教育を受けている男性同性愛者は、貧困層或いは教育程度の低い男性同性愛者よりも、インドの大都市内で比較的容易に転居することが可能だろうとのことである。DFAT は、インド国内での女性同性愛者の転居の可能性に関する具体的な情報を得ていないが、教育レベル、社会・経済的な地位、経済的自立性及び場所（農村部であるか都市部であるか）といった要素が、個人が安全に転居する可能性に影響を及ぼすであろうことを認識する（「性的指向と性自認」を参照）。

5.38 DFAT は、差別又は暴力からの保護を求める個人は、国内での転居の選択肢が得られる可能性があるが、その人の個人的な環境によって、一部の人の可能性はより限られていると評価する。特に、DFAT は、子どもを持つ独身の女性、又は親族による暴力から逃げている女性を含め、女性にとっては、国内での転居の選択肢へのアクセスは限られている、と評価する。

帰還者の取扱い

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.39 DFAT は、不認定となった亡命希望者を含め、帰還者がインド当局によって不当に扱われたことを示す証拠を一切知らない。インドには、警察が、他の州又は連邦直轄領はおろか、自己の州内における住民の居場所を確認できるような、集中管理された登録システムが整備されていない。オーストラリア連邦内務省（Department of Home Affairs）は、オーストラリアからの護送官付き強制退去者（escorted removal）が到着する前に、インド当局に通知するよう義務付けられているが、インドにそれらの帰還者が到着した後は追跡を行わない。連邦内務省は、護送官の付かない送還及び退去については必ずしもインド当局に通知しない。英国の内務省の報告では、追跡及び調査システムは限定的であるように思われると指摘している。

出入国手続

5.40 インドの入国管理は、入国管理局が担う。海外に渡航するインド国民は、有効なインドのパスポート及び到着先の国の旅行許可が必要である。インド国民は、インドに再入国するとき、有効なインドのパスポート又はインド政府が発行した渡航文書を必要とする。

5.41 一定のカテゴリーのインド国民は、そのパスポートに「移民審査必要（Emigration Check Required : ECR）」というスタンプが押されている。一般に、ECR スタンプのあるパスポートは、学校で第 10 学年（大学入学許可又はそれより高い教育の合格証明）までを修了していない人に対して発行される。ECR パスポートを所持する者で、未熟練労働者として海外（中東、アジア及びアフリカの一定の国々）での雇用のために出国を希望する場合は、出発の前にインド外務省（Ministry of External Affairs）から出国許可を取得しなければならない。

5.42 ECR 手続きの目的は、労働者の保護が定められていない国で働き、搾取のリスクにさらされるインドの未熟練労働者の安全を確保することである。インド国民のパスポートに押された ECR スタンプは、それを所持する人の教育歴、渡航歴及び雇用歴に加えて年齢及び配偶者の有無に関する手がかりを提供する。

5.43 2019 年 1 月以降、非 ECR パスポート所持者で、指定された 18 カ国（アフガニスタン、バーレーン、インドネシア、イラク、ヨルダン、サウジアラビア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、カタール、南スーダン、スーダン、シリア、タイ、アラブ首長国連邦及びイエメン）に渡航する人は、出発前に外務省で登録することを義務付けられている。この必要条件は必須であり、遵守しない場合は、飛行機に搭乗していても飛行機から強制的に下ろされる場合がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.44 インドには、「ルックアウト・サーキュラー (Look-Out Circular : LOC)」と呼ばれている国境での警報メカニズムがあり、これに基づき特定の政府当局がインド国民又は国民以外の人物について警戒し、その人物がインドへ入国又はインドから出国するときに、国境で介入してその人物を停止させることができる。当局は、ある人物が「インド刑法」又はその他の刑法に基づいた無令状逮捕犯罪の容疑者、被告人又は捜査対象である場合に、LOCの発令を要求することができる。LOCを使用することで、ある人物の居場所を特定し、国外に出る（空港、港又は陸上の国境を渡ることによって）ことを阻止し、（その人物が逃亡を試みたときなど）場合によっては逮捕が認められる。その他の場合、出入国管理局はLOC対象の人物の渡航を阻止することはできないかもしれないが、LOCを発令した機関はその人物の出発又は到着の通知を受ける。一般に、LOCは発令した日から1年間有効である。一部の場合、有効期間はそれより長期に設定することが可能である（LOCが裁判所又はインターポール（国際刑事警察機構）の要請で発令された場合、特定の期間で発令された場合、又はパスポートの没収に関連するLOCの場合など）。

5.45 オーストラリアでのインド国籍を有する人の旅券の申請は、その人物の居住する州によって、キャンベラにあるインド高等弁務官事務所 (Indian High Commission)、又はシドニー、メルボルン及びパースのインド総領事館 (representative consulates) によって発行される。インド高等弁務官は事前に、旅券申請書に申請者が署名しなければならないこと、及び申請者が旅券の発行に同意し、かつ、インドに帰国する意思があることを記載した書面を添えなければならないと通告している。

文書

出生、婚姻及び死亡証明書

5.46 「出生・死亡登録法 (1969年) (Registration of Births and Deaths Act, 1969)」はインド全域で適用されているが、出生及び死亡の登録の義務についての規則を定める権限を州政府及び連邦直轄領に付与している。2012年、同法は、婚姻の登録にも適用が拡大された。法律が制定されているにもかかわらず、実際には出生証明書はインド全域において一貫性のない形で発行されており、州間及び州内で相当なばらつきがある。農村部での登録率は都市部よりも低い。ただし、子どもの出生の届出がなされていても、出生届の抄本又は証明書を入手していない場合、登録を証明することができない人が数多くいる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5.47 ユニセフ・インド事務所によると、毎年およそ 42 パーセントの出生（約 1 千万）が、未登録のままである。出生の登録率が低いのは、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、ラジャスタン州、アーンドラ・プラデーシュ州及びマディヤ・プラデーシュである（20～57 パーセント）。これらの州はまた、インドで最も人口が多い地域であり、年間の出生数の約 25 パーセントを占める。2016 年、ユニセフは 5 歳未満の子どもについて、79.7 パーセントという出生登録率を報告した。ユニセフの 2019 年のデータでは、インドにおける 5 歳未満の子どもの 14 パーセントが、一度も出生を登録又は届出されたことがないことが示されている（登録率が 86 パーセントに上昇したことを示す）。ユニセフの 2019 年のデータはまた、インドの 5 歳未満の子どもの 51 パーセントから 75 パーセントが、出生証明書を所持していると報告した。

5.48 抄本／証明書の登録及び発行は、州及び連邦直轄領に委譲されているが、コンピューター化された記録があるのはごく一部である。依然として手作業での記録に頼っており、特に農村地域ではその傾向が強い。2018 年の時点で、インド全体で 8 つの州／地方自治体政府が、出生、死亡及び婚姻証明書について、限定的なオンラインでの証明文書サービスを提供することができていた。パスポートを含め、国民が必要とする様々な公式文書で、氏名や生年月日及びその他の個人情報、一貫性のない形で記録されているのはよくあることである。これは、事務的ミス、正確な記録保管の欠落、及び命名規則の柔軟さなどを含め、様々な（不正とは無関連な）理由で発生する。出生、婚姻及び死亡は、未証明の宣誓供述書にのみ基づき、後日（場合によっては何年も経ってから）登録することも可能である。そのような登録は極めて信頼性がない。

国籍

5.49 国籍登録（Citizenship by Descent）については、生年月日に基づき異なるルールがある。国籍登録には、中央政府による承認がない限り、出生から 1 年以内の登録が必要であり、親に関する国籍の基準を満たしており、かつ、2004 年以降は、その子どもが他の国のパスポートを所持していないという宣言が必要である。外国人（違法な移民以外）で、12 年間インドで普通に居住し、申請の直前の 12 カ月間の居住という要件を満たしている場合は、帰化によって国籍を取得することができる。それらの人々は指定された条件を満たしていなければならないが、科学、哲学、芸術又は文学の分野への顕著な貢献という根拠で中央政府がその要件を放棄する場合はその限りではない。

固有識別番号（UID）／アドハー

5.50 アドハー（Aadhaar）は、人口統計学的属性及び生体情報に基づく固有の身元を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

証明することを目的としてインド国民に発行される 12 桁の固有識別番号 (UID) である。アドハーは、社会福祉サービス、給付金及び助成金のための基盤を提供する。「インド固有識別番号庁 (Unique Identification Authority of India : UIDAI)」がアドハーの番号発行の責任を負う。2010 年以来、インドの住民に 12 億件のアドハーが既に発行されている。「金融その他の助成金、給付金及びサービスの提供を目的とするアドハー法 (2016 年) (*Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and Other Subsidies, Benefits and Services) Act, 2016*)」(アドハー法 (2016 年) (*Aadhaar Act 2016*)) の可決には、憲法第 110 条を根拠としており、同法は J&K を除く全ての州に適用されている。2018 年に、「ジャンムー・カシミール金融その他の助成金、給付金及びサービスの提供を目的とするアドハー法 (2018 年) (*The Jammu and Kashmir Aadhaar (Targeted Delivery of Financial and other subsidies, Benefits and Services) Act, 2018*)」が成立し、アドハーの利用を J&K に拡大した。

5.51 アドハー・カードの申請は無料であり、制度は任意である。ただし、実際には、アドハーはインド人の毎日の生活に広く定着している。2018 年、最高裁判所はアドハーが銀行口座作成や学校への入学、携帯電話の契約のために必須であってはならないと裁定した。しかし、アドハーを必要としないサービスであるにもかかわらず、アドハー情報を提示しないことを理由にサービスの提供が拒否される事例はその後日常的に発生している。法律に基づくアドハー・データの要求の例には、所得税申告において個人の納税者番号 (Permanent Account Number : PAN) カードとアドハーの紐付けや、福祉プログラムの利用でのアドハーの使用などがある。登録者の大半はインド国民であるが、182 日間以上インド国内に居住する全ての人に、アドハー番号を獲得する権利がある。2019 年 9 月以来、居住者ではないインド人が、182 日間の待機期間が経過することを求められることなく、インドに到着すると同時にアドハーを申請することが可能となっている。

5.52 社会福祉サービス、給付金及び助成金の支払い及び管理の基盤として、アドハーは、中央政府の支払い手続きに利用され、アドハーと紐付けされた銀行口座に直接、給付金が振り込まれる。2019 年 7 月現在で、様々な文書類が個人のアドハーと紐付けされなければならない。これには銀行口座の詳細、PAN カード、有権者 ID カード、LPG 接続カード、公的助成金、失業保険制度及び携帯電話番号、並びにインド被用者積立基金機構 (Employees' Provident Fund Organization) の口座などが含まれる。

5.53 アドハーは、重複や虚偽のアイデンティティーを排除するよう十分強固に、また、費用効果の高い方法で確認及び認証できるよう開発された。しかし、システムは悪用にさらされている。UIDAI は 2018 年 5 月、様々な不正及び腐敗に関わる違反を理由に、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

アドハー登録センターの 50,000 人以上の職員をブラックリストに記載したと発表した。

5.54 アドハー・カードの取得には、多くの書類を必要とせず、多数の選択肢があり、正式な登録を持たない貧しい市民が取得しやすいようにできている。顔認証や虹彩、指紋などの生体認証情報の使用は、同一人物への複数の UID 発行を削減又は排除することを意図したものである。偽名でアドハー・カードを入手することは可能かもしれないが、1人の人物が同じ生体認証情報を使用して、異なる名前で2枚目のアドハー・カードを取得することができる可能性は低い。アドハー・カード自体は、紙に印刷されたもので、安全な文書ではなく、それを身分証明書として扱うべきではないが、事実上はそのように扱われている。

納税者番号

5.55 国税庁 (The Income Tax Department : ITD) は、納税者及び事業主に対して、納税者番号 (PAN) を発行する。PAN は 10 桁の英数字から成る生涯有効な固有番号で、ラミネート加工したカードの形でインド国民に発行される。PAN の法的枠組みは、「所得税法 (*Income Tax Act*)」の第 139 条 A に定められており、同条には、PAN 取得を義務付けられるのは誰か、PAN が必要となる手続き、及び PAN の申請方法が定められている。PAN によって ITD は、PAN の保持者が ITD に対して行う全ての手続きを、脱税を検知及び撲滅し、税基盤の拡大を図る部局に接続することが可能となる。これらの手続きには、納税、税控除、所得／富裕／贈与税申告、付加給付税 (Fringe Benefits Tax) 及び指定された金融取引などが含まれる。指定された金融取引には、50 万ルピー (約 10,500 豪ドル) 以上の価値の不動産の売買；自動車の売買、5 万ルピー (約 1,000 豪ドル) 以上の定期預金及び銀行預金、銀行口座の開設、固定電話／携帯電話接続の申し込み、25,000 ルピー (約 500 豪ドル) 以上のホテル及びレストランでの支払い、50 万ルピー (約 10,500 豪ドル) 以上の価値の宝飾品又は金銀地金の購入が含まれる。PAN はまた、身分証明書としても利用できる (たとえば、インドのパスポートの申請時)。

5.56 PAN カードは、1 人が複数の番号を申請することが可能なため、悪用されやすい。2019 年 6 月の時点でおおよそ 4 億 4,500 万の PAN が発行されており、類似の期間において 5,500 万件以上の個人の納税申告が提出されている。現地の情報筋は、PAN カードそれ自体にはセキュリティ機能が備わっておらず、容易に複製できるため、偽造されたプラスチック製のカードが提示され、押収されたという無数の報告があったことを指摘した。複製を防止するため、アドハー・カードと紐付けされていない PAN は、2021 年 3 月 13 日以降は無効となる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

パスポート

5.57 憲法第 21 条は、移動の基本的権利を定めている。パスポート法 (1967 年) (*Passports Act, 1967*) 及びパスポート規則 (1980 年) (*Passport Rules, 1980*) は、インド国内での中央パスポート機構 (Central Passport Organisation) を通した、及び国外でのインドの在外公館を通したパスポートの発行についてのインドの外務省の責任を定めている。同法は、二重国籍を認めていない。同法第 12 条に基づき、インド国民は、外国国籍を取得したときは自らのパスポートを返還しなければならない。2019 年 7 月、二重国籍を認める法案が国会に提出されたが、これは憲法第 9 条を改正することになる。憲法第 9 条は、他国籍の取得と同時にインド国籍が自動的に無効となることを定めている。

5.58 インドは、国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization) のガイドラインに従い、機械での読み取りが可能なパスポートを発行する。パスポートの申請に求められる現在の基本的な証明書類は、生年月日の証明書、写真付き身分証明書、居住証明書及び国籍証明書などがある。インドのパスポートのデザインには多くのセキュリティ機能が盛り込まれているが、作成の質に一貫性がないこと及び元となる証明書類の脆弱性 (すなわち、真正のパスポート取得のために不正な証明書類が使用される) のために、セキュリティが損なわれている。したがって、虚偽の証明書類を用いて真正のパスポートを入手することが可能なため、インドのパスポートは個人の身分を確実に証明するものでない。たとえば、パスポート申請手続きの指示では、生年月日を証明するための出生証明書の代わりとなるは、転校/卒業/入学許可証明書、アドハー・カード、公的生命保険会社が発行する保険証書、公務員の勤務記録、運転免許証、国税庁発行の PAN カード、申請者の生年月日を確認する孤児院長の宣言書である。

5.59 インドのパスポート所持者が旅行中にパスポートを紛失した場合、「緊急時証明書 (Emergency Certificate)」で帰国することができる。インドの在外公館や領事館は、緊急時証明書を発行することができる。

インド政府が無国籍者に発行する身分証明書

5.60 「身分証明書 (Identity Certificate : IC)」は、通常、ニュー・デリーのダライ・ラマ法王庁 (Bureau of His Holiness the Dalai Lama) の推薦に基づき、デリーのパスポート地方事務所からインド国内に居住するチベット難民に対して発行されるものである。チベット難民に加えて、インドに居住する無国籍者も、居住する場所を管轄権とするパスポート事務所で IC を申請することができる。IC の発行は、外務省の承認を受

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

けなければならない。

5.61 2017年12月、インド政府はIC発行の手続きを簡素化し、インドに再入国するためのIC上の「インドに戻ることに異議なし(NORI)」というスタンプの要件を廃止した。NORIスタンプを得るために、申請者は外務省に加えて外国人地域登録事務所(Foreigners Regional Registration Office)及び内務省／警察から承認を得なければならない。「異議なし証明書」(NOC)は現在、発行当局が実施する確認審査に基づき、ICと同時に申請者に発行されている。

偽造の横行

5.62 文書偽造、虚偽の文書の作成及び使用は、IPC第463条～第489条に基づく犯罪である。文書偽造で有罪判決を受けた場合、2年未満の実刑、罰金、又はその両方に処せられる。

5.63 2012年、インド政府は、利用者が登録事務所で提出する出生、婚姻及び死亡証明書の電子的な認証を提供するための、QRコードを用いた認証コード機能を地方自治体のサービスとして導入した。この機能は未だインド全域で利用できるわけではない。DFATは、QR機能の備わった出生・死亡・婚姻証明書を発行する前に、発行当局が、利用者によって提出される文書の正当性の確認を常に実施しているわけではないと理解している。

5.64 現地の情報筋がDFATに語ったところによると、「ブリーダー・ドキュメント(breeder document)【身分証明書を不正に取得するために利用する書類】」(身分証明書、居住証明書及び旅行用文書を申請する際の証明書として利用される出生・婚姻・死亡証明書など)、及びその他の基本的な政府の身分証明書類を不正に入手することが可能なため、インドの身分証明書類は信頼できない、とのことである。容易に偽造できる銀行の明細書や光熱費の請求書も、居住を証明するために利用することが可能である。あらゆる種類の真正な文書を不正に入手することの用意さを考慮すると、文書の正当性の確認は多大な時間を要し、ほとんど信頼できない。

5.65 文書の偽造は頻繁に発生する犯罪である。組織された仲介者ネットワークが偽造文書の完全なパッケージを提供することで知られている。ザ・タイムズ・オブ・インディア(The Times of India)紙は2019年2月、文書及び公印の偽造、並びに不正な手段を通してカナダ、米国、フランス及びイタリアの査証を取得する人々を手助けしたとして、ハイデラバードで5人が逮捕されたことを報じた。逮捕時に警察は88冊の真正

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

のインドのパスポート、3冊の偽造パスポート、2冊の改ざんされたパスポート、130の偽造ゴム印、ゴム印製造機、プリンター及びスキナーを押収した。容疑者は、400～450件のビザの申請を処理したと伝えられ、その多くはビザの取得に成功していた。申請者はインド全土からの者であるが、最も多かったのがパンジャブ州、アーンドラ・プラデーシュ州及びウッタル・プラデーシュ州の者たちだった。容疑者は、申請者のパスポートの原本を取り上げ、頭金としておよそ750～850豪ドルを請求し、査証の取得に成功するとさらに7,500～8,500豪ドルを請求していたと伝えられる。その手口は、本物のインドのパスポートを改造する、或いは銀行明細書や印鑑、所得税申告書、身分証明書、レターヘッドやロゴ、さらに政府高官のゴム印、インドの空港で使用される入管のスタンプ、並びに米国、オーストラリア、英国及びアラブ首長国連邦の入国管理局のスタンプなどを偽造する、といったものだったとされる。情報筋がDFATに語ったところによると、2019年にハイデラバードで逮捕された者たちのような組織的なネットワークは、偽造文書の完全なパッケージを提供し、偽造書類を提供する見返りに高額な手数料を請求していた。